

人権に関する 市民意識調査報告書



平成 31（2019）年 3 月
京都市

は じ め に

本市では、人権尊重の理念をあらゆる行政分野の基調とするとともに、人権施策をより総合的、効果的に推進するため、「京都市人権文化推進計画」(計画期間:平成 27(2015)年度～平成 36(2024)年度)に基づき、まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指し、様々な取組を推進してまいりました。

平成 28(2016)年は、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行されるなど、人権に関する法整備が進んだ年であり、昨年は、本市の「世界文化自由都市宣言」から 40 年、国際連合の「世界人権宣言」の採択から 70 年という大きな節目の年でした。また、現在、社会的にも注目を集めている SDGs (エスディージーズ)※は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しており、こうしたことが、人権を尊重する機運を後押ししています。

さらに、2020 年にはオリンピック・パラリンピックが日本で開催され、2021 年には、京都も会場となる「ワールドマスタースゲームズ 2021 関西」が開催されるなど、世界中から多くの方が日本、そして京都を訪れ、国際交流が深まります。

一方、インターネットによる人権侵害や L G B T 等の性的少数者などの人権課題が、近年大きく社会問題としてクローズアップされています。

このような中で、今後の人権施策の推進に向け、より効果的な方策を検討するための基礎資料を得るため、「人権に関する市民意識調査」を実施しました。また、今回の調査結果は、平成 31(2019)年度に実施予定の現計画の中間見直しにも活用します。

この報告書が、市民の皆様や関係機関をはじめ、多くの方々に活用され、市民一人一人の手による「人権文化の息づくまち・京都」の実現の一助になればと願っております。

この調査の実施に当たりまして、回答に御協力いただきました市民の皆様方、また、貴重な御助言をいただきました京都市人権文化推進懇話会の委員の皆様方に対し、心から厚く御礼を申し上げます。

平成 31(2019)年 3 月

京都市 文化市民局 くらし安全推進部 人権文化推進課

※ SDGs (Sustainable Development Goals)

2015 年 9 月の国連において、気候変動、自然災害、生物多様性、紛争、格差の是正などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた国際目標(17 の目標と 169 のターゲット)。2030 年までの目標達成に向けて、世界の全ての国・地域の政府だけでなく、地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされている。

目 次

I. 調査の概要	1
1 調査の目的.....	2
2 調査方法.....	2
3 報告書の見方.....	2
4 回答者属性.....	3
II. 調査結果概要	5
1 人権課題についての意識（問 1～問 2）.....	6
2 教育・啓発（問 3～問 5）.....	6
3 人権保障（問 6～問 15）.....	7
4 相談・救済（問 16～問 18）.....	8
III. 分析	9
1 年代別での関心のある人権課題の分野（分析 1）.....	10
2 人権に対する関心度と啓発手法（分析 2）.....	12
3 性別と年代別による日常の場面での人権意識の差（分析 3）.....	15
4 人権を侵害された人の求める相談・支援（分析 4）.....	21

IV. 個別調査結果	23
1 人権意識と教育・啓発について	24
問1 人権課題への関心	24
問2 人権問題に関する法律などの認知度	26
問3 人権に対する関心度	34
問4 人権について理解を深めるために、役立つと思うもの	40
問5 人権について理解を深めるために、京都市が実施する取組として必要があると思うもの	42
2 日常の場面での人権意識について	44
問6 結婚相手を考える際に気になること	44
問7 住宅を選ぶ際に気になること	48
問8 就職の場面での人権保障	50
問9 家庭の生活場面での人権保障	52
問10 学校での人権保障	54
問11 職場での人権保障	56
問12 社会の生活場面での人権保障	58
3 現代社会における新たな問題について	60
問13 インターネットに関する問題	60
問14 障害者に関する問題	62
問15 L G B T等の性的少数者に関する問題	68
4 人権侵害と相談・救済について	70
問16 人権侵害の経験と対応	70
問17 人権擁護に関する制度の認知度	78
問18 人権相談・救済に関して必要な取組	92
V. 資料編	95
1 集計表	96
2 (参考分析) 人権問題に関する法律の認知度と各分野での意識	138
3 調査票	140

I. 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、人権問題について、市民意識の現状を把握することで、本市がこれまで実施してきました人権啓発活動の効果と課題を明らかにし、今後の人権施策及び平成 31（2019）年度に実施予定の京都市人権文化推進計画の中間見直しの基礎資料として活用するために実施しました。

2 調査方法

- ・調査地域：京都市全域
- ・調査対象：満 18 歳以上の市民 3,000 人（外国籍市民含む。）
- ・抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出（平成 30（2018）年 9 月 14 日現在）
- ・調査方法：無記名、郵送配布・郵送回収による郵送調査法
（依頼に応じて外国語版（英語版・ハングル版・中国語版）、点字版の調査票を送付。）
- ・調査期間：平成 30（2018）年 11 月 1 日～平成 30（2018）年 11 月 15 日
- ・回収状況：配布数 3,000 件
有効回答数 1,059 件、有効回答率 35.3%

（参考）調査対象 3,000 人

前 回 調 査（平成 25（2013）年 11 月実施 有効回答数 1,219 件（40.6%））

前々回調査（平成 17（2005）年 11 月実施 有効回答数 1,225 件（40.8%））

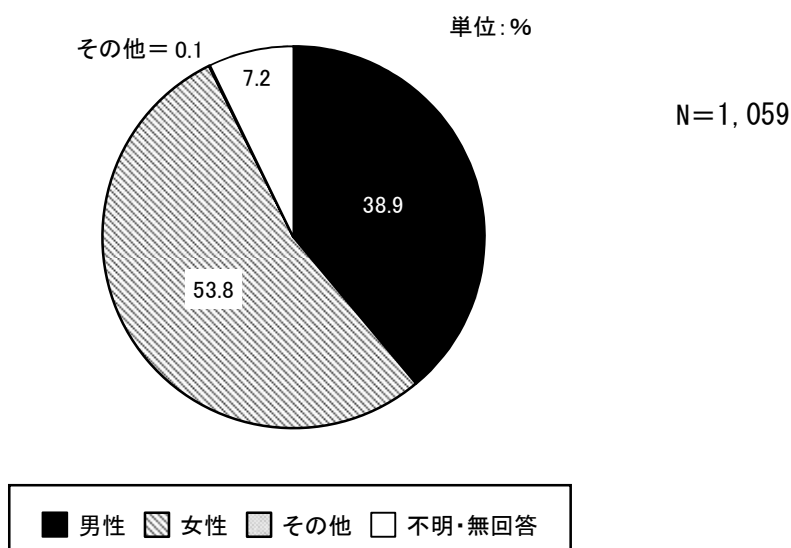
3 報告書の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効回答数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（〇はそれぞれ 1 つ）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- ◇複数回答（〇はいくつでも、〇は 3 つまで）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が著しく困難なものです。
- ◇グラフ及び表の「N 数（Number of case）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- ◇本文中に出てくるクロス集計とは、2 つ以上の設問を掛け合わせて集計を行うものです。一般的に、性別や年代別の比較を行うために使用されます。
- ◇質問内容が異なり、前回の調査結果との比較ができない設問は、前回の結果を「参考」として掲載しています。

4 回答者属性

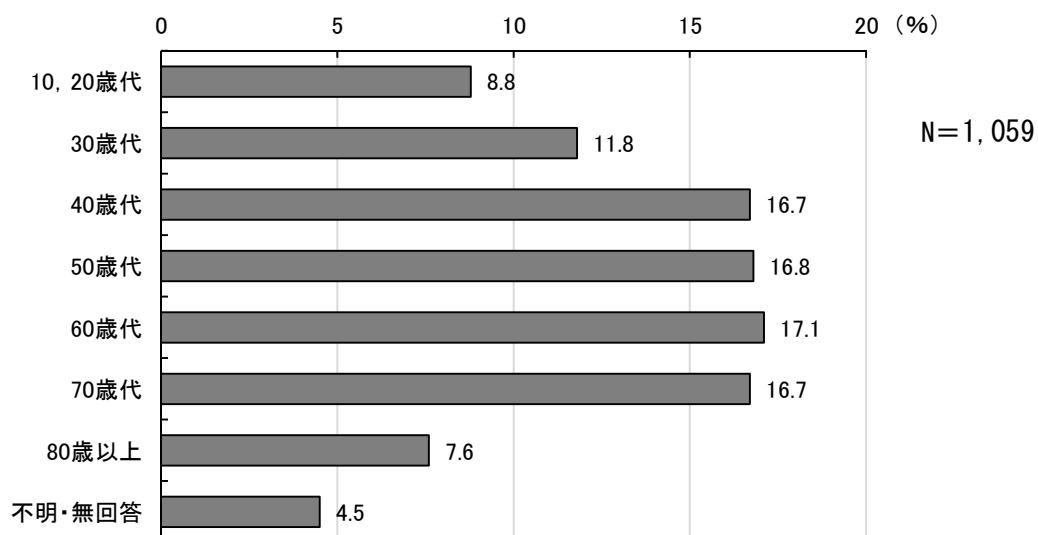
性別

「女性」が53.8%とやや多くなっており、「男性」は38.9%となっています。



年齢

「40～70 歳代」が、それぞれ 17%前後と多くなっています。次いで、「30 歳代」が 11.8%、「10, 20 歳代」が 8.8%、「80 歳以上」が、7.6%となっています。



II. 調查結果概要

1 人権課題についての意識（問1～問2）

問1 人権課題への関心（P24～25）

「子どもに関わる問題」、「高齢者に関わる問題」、「働く人に関わる問題」や「女性に関する問題」への関心が高くなっており、自分に関わる問題については関心が高い傾向があると考えられます。

問2 人権問題に関する法律などの認知度（P26～33）

各法律※については、約6割の人が「どんな内容か知っている」、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」と回答しており、約3割の人が「知らなかった」というのが現状です。

また、「世界人権宣言」については、約8割の人が「どんな内容か知っている」、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」と回答しており、各法律に比べると認知度が高いという結果になっています。

これらの結果を踏まえて

人権問題について、自分に身近なことや関係が深いと考えることであれば興味関心を持っているが、そうでなければ関心が薄いと考えられます。今後は、全ての人権問題を「自分ごと」として捉え、暮らしの中でお互いに尊重し合うことができるような意識の醸成が必要です。

※各法律（P26, 28, 30に解説を掲載）

平成28（2016）年に施行された3つの法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）。

2 教育・啓発（問3～問5）

問3 人権に対する関心度（P34～39）

問4 人権について理解を深めるために、役立つと思うもの（P40～41）

問5 人権について理解を深めるために、京都市が実施する取組として必要だと思うもの（P42～43）

学校等での教育を重視する回答が7割以上と高い割合になっています。一方で、講演会や研修会を重視する回答は2割程度と低い割合になっています。

これらの結果を踏まえて

学校等での教育が、人権意識の醸成のために重要だと考えている市民が多いと考えられますので、今後は、人権教育を受けた人たちが講演会や研修会に参加し、継続的に人権に対して関心を持続させることができるような取組を検討していく必要があります。

3 人権保障（問6～問15）

問6 結婚相手を考える際に気になること（なったこと）（P44～47）

回答者自身、回答者の子どもの場合ともに、「国籍・民族」、「相手やその家族に障害があるかどうか」、「同和地区出身者かどうか」について、「気になる」という回答が2～3割程度となっています。

問7 住宅を選ぶ際に気になること（P48～49）

「近くに低所得者など、生活困難者が多く住んでいる」や「近くに外国人の住民が多く住んでいる」、「近くに同和地区がある」について、「気になる」という回答が2割程度となっています。

問8 就職の場面での人権保障（P50～51）

問9 家庭の生活場面での人権保障（P52～53）

問10 学校での人権保障（P54～55）

問11 職場での人権保障（P56～57）

問12 社会の生活場面での人権保障（P58～59）

就職、家庭、学校及び職場それぞれの場面での人権問題に関する設問では、おおよその傾向としては前回から変わらず、身近な問題、自分と関係する部分について問題と感じる人が多くなっています。

社会の生活場面における様々な人権問題に関する設問では、犯罪被害者に関する問題が重要だと考える人が多くなっています。

問13 インターネットに関する問題（P60～61）

インターネットに関する問題についての設問では、ネット上での誹謗中傷への罰則強化を必要と考える人が最も多い結果となっています。前回調査では、罰則の強化と相談体制の充実がほぼ同じ割合でした。

問14 障害者に関する問題（P62～67）

障害者に関する問題についての設問では、不当な差別的取扱いの禁止^{※1}については3割程度、合理的配慮^{※2}については5割程度しか考え方が定着していないという結果になっています。

問15 L G B T等の性的少数者に関する問題（P68～69）

L G B T等の性的少数者の人権に関する設問では、職場や学校での嫌がらせやいじめ、差別的な言動について、5割を超える人がそのような問題が起きていると考えています。

これらの結果を踏まえて

人権問題に関する現状については、人権意識が醸成されている部分もありますが、新たに出てきた問題や概念、考え方が定着していないことも明らかになりました。今後は従来の啓発活動に加えて、これらの新しい問題や考え方についても、広く市民に知ってもらう必要があります。

※1 「不当な差別的取扱いの禁止」、2 「合理的配慮」（P62、64 に解説を掲載）

4 相談・救済（問 16～問 18）

問 16 人権侵害の経験と対応（P 70～77）

過去 5 年間ににおける人権侵害に関する質問について、人権侵害をされたと思われた方の割合は前回よりも増えています。内容としては、前回と同様に職場におけるいじめやハラスメント、陰口や名誉・信用の侵害が多くなっています。相談先としては、「友人・知人」や「学校や職場」が前回よりも増えており、「相談していない」人は減っています。

問 17 人権擁護に関する制度の認知度（P 78～91）

人権を守るための制度の認知度に関する設問では、法務局や人権擁護委員の相談を知らない人が多く、一方で、行政や民間の窓口の認知度が高いという結果になっています。

問 18 人権相談・救済に関して必要な取組（P 92～93）

人権侵害に対する相談や救済に関して、相談体制の充実と、人権侵害に対する対処法を学ぶ機会の増加が必要と考える人が多くなっています。

これらの結果を踏まえて

人権が侵害されたと思う人は増加しており、一方、相談ができていない人は減少していることが分かります。しかし、今後も公的な相談窓口などについて認知度を高めること、そして、そうした相談窓口へスムーズに相談できるように啓発を行い、人権侵害が起こったとしても、解決に向けて迅速に動けるような体制をつくる必要があります。

III. 分析

1 年代別での関心のある人権課題の分野（分析1）

（1）テーマ設定の意図と分析手法

人権課題の分野は数多く、本調査においても13の人権課題を取り上げ、関心のあるものを回答していただきました（問1）。関心のある人権課題の分野は、人により様々ではありますが、特定の年代で同一の人権課題に対して関心が高い傾向がある、あるいは低い傾向がある、と把握することができれば、今後の人権啓発の取組を更に効果的に実施することが可能であると考えます。このことから、年代別にどの人権課題の分野に興味があるのかを分析しました。

手法としては、問1の設問の年代別クロス集計を、10～30歳代、40～50歳代、60歳以上の3つに区分するパターン、10歳ずつ7つに区分するパターンの2パターンで行い、それぞれのパターンで出した年代ごとに関心の高い人権課題の分野と、関心の低い人権課題の分野を抽出しました。

（2）分析結果

■問1（各人権課題）×年代別3区分のクロス集計表（関心があると答えた人の割合）

単位：％

	1. 女性に関わる問題	2. 子どもに関わる問題	3. 高齢者に関わる問題	4. 障害のある人に関わる問題	5. 同和問題	6. 外国人・外国籍市民に関わる問題
全体(N=1,059)	38.1	44.8	40.4	33.4	17.0	18.6
10～30歳代(N=218)	43.6	45.0	20.6	31.7	16.1	28.4
40～50歳代(N=355)	38.0	43.9	38.0	31.8	13.8	15.2
60歳以上(N=438)	36.3	46.3	52.3	36.3	21.0	17.4
	7. 働く人に関わる問題	8. HIV、ハンセン病などの感染症患者等に関わる問題	9. 犯罪被害者に関わる問題	10. ホームレスに関わる問題	11. インターネットによる人権侵害に関わる問題	12. LGBT等の性的少数者に関わる問題
全体(N=1,059)	38.9	11.5	23.6	9.3	32.8	17.6
10～30歳代(N=218)	49.1	12.4	19.3	11.5	35.8	32.1
40～50歳代(N=355)	40.0	10.1	25.4	7.0	36.3	14.9
60歳以上(N=438)	34.0	12.6	24.9	10.3	29.9	13.9
	13. 拉致被害者に関わる問題	14. その他の問題	不明・無回答			
全体(N=1,059)	21.2	2.1	30.6			
10～30歳代(N=218)	13.3	1.8	28.4			
40～50歳代(N=355)	15.2	2.8	31.0			
60歳以上(N=438)	30.6	1.4	30.6			

■問 1（各人権課題）×年代別 7 区分のクロス集計表（関心があると答えた人の割合）

単位：％

	1. 女性に関わる問題	2. 子どもに関わる問題	3. 高齢者に関わる問題	4. 障害のある人に関わる問題	5. 同和問題	6. 外国人・外国籍市民に関わる問題
全体(N=1,059)	38.1	44.8	40.4	33.4	17.0	18.6
10, 20歳代(N=93)	50.5	44.1	18.3	28.0	9.7	29.0
30歳代(N=125)	38.4	45.6	22.4	34.4	20.8	28.0
40歳代(N=177)	36.7	42.9	35.6	30.5	12.4	12.4
50歳代(N=178)	39.3	44.9	40.4	33.1	15.2	18.0
60歳代(N=181)	41.4	53.0	53.0	38.7	21.5	22.7
70歳代(N=177)	33.3	41.8	52.0	31.1	20.9	15.3
80歳以上(N=80)	31.3	41.3	51.3	42.5	20.0	10.0
	7. 働く人に関わる問題	8. HIV、ハンセン病などの感染症患者等に関わる問題	9. 犯罪被害者に関わる問題	10. ホームレスに関わる問題	11. インターネットによる人権侵害に関わる問題	12. LGBT等の性的少数者に関わる問題
全体(N=1,059)	38.9	11.5	23.6	9.3	32.8	17.6
10, 20歳代(N=93)	49.5	10.8	18.3	8.6	35.5	37.6
30歳代(N=125)	48.8	13.6	20.0	13.6	36.0	28.0
40歳代(N=177)	38.4	9.6	23.2	6.8	38.4	15.3
50歳代(N=178)	41.6	10.7	27.5	7.3	34.3	14.6
60歳代(N=181)	38.7	13.3	24.3	11.0	35.9	19.9
70歳代(N=177)	31.6	11.9	26.6	9.6	22.6	9.6
80歳以上(N=80)	28.8	12.5	22.5	10.0	32.5	10.0
	13. 拉致被害者に関わる問題	14. その他の問題	不明・無回答			
全体(N=1,059)	21.2	2.1	30.6			
10, 20歳代(N=93)	7.5	0.0	25.8			
30歳代(N=125)	17.6	3.2	30.4			
40歳代(N=177)	14.7	2.3	34.5			
50歳代(N=178)	15.7	3.4	27.5			
60歳代(N=181)	28.7	2.2	26.0			
70歳代(N=177)	34.5	0.6	34.5			
80歳以上(N=80)	26.3	1.3	32.5			

（3）結果から見える傾向と今後の展開

ア 年代別区分（3区分・7区分）とのクロス集計の結果

年代別 7 区分の表では、10, 20 歳代は「女性に関わる問題」、30 歳代は「働く人に関わる問題」、40～50 歳代は「子どもに関わる問題」、60 歳代は「子どもに関わる問題」及び「高齢者に関わる問題」、70 歳以上は「高齢者に関わる問題」に対して最も関心が高くなっていますが、3 区分にすることにより、10～30 歳代は「働く人に関わる問題」、40～50 歳代は「子どもに関わる問題」、60 歳以上は「高齢者に関わる問題」に対して関心が高いことが分かります。これはそれぞれのライフステージと対応していると考えられます。

他に特筆すべき点として、「外国人・外国籍市民に関わる問題」と「LGBT等の性的少数者に関わる問題」については 10～30 歳代の関心が他の年代より高くなっており、「拉致被害者に関わる問題」については 60 歳以上の関心が他の年代より高くなっています。

イ これらの結果を踏まえて

今後の展開としては、関心の高い問題は年代によって異なっており、自身の身近な問題に対して関心が高くなる傾向があるため、年代を意識した広報手段を取るなどが効果的と考えられます。

2 人権に対する関心度と啓発手法（分析2）

（1）テーマ設定の意図と分析手法

人権に関する計画を策定するうえで、啓発内容とともに、効果的な啓発手法を検討することは重要です。そこで、人権に関する催しの参加回数や市民しんぶん等への記事への関心に関する設問（問3）と、京都市が実施すべき啓発の取組に関する設問（問5）のクロス集計を行うことにより、人権に対する関心度別で効果的と考える啓発手法を把握します。

（2）分析結果

■問5（市が実施すべき啓発の取組）×問3（1）（講演会や研修会への参加）のクロス集計表

単位：％

回答者が 選んだ啓発の取組の区分	これまでに（最近5年以内に）人権に関する講演会や研修会に				
	1. 1～2回 参加した	2. 3～5回 参加した	3. 6回以上 参加した	4. 参加した ことがない	不明・無回 答
全体 (N=1,059)	9.2	3.2	2.2	84.2	1.2
1. 学校や社会において人権教育を充実する(N=812)	9.0	3.6	2.0	84.9	0.6
2. テレビ、ラジオ、広報紙などを使った啓発活動を行う(N=515)	8.9	3.3	1.4	85.0	1.4
3. インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス） を使った啓発活動を行う(N=323)	7.7	2.8	2.5	85.4	1.5
4. 講演会やシンポジウムなどを開催する(N=164)	17.7	5.5	4.3	71.3	1.2
5. ワークショップなどの参加・体験型事業や人権課題の当事者 である人々との交流事業を充実する(N=252)	9.9	3.6	4.0	81.3	1.2
6. 市民グループや民間団体が行う啓発活動への支援を充実す る(N=251)	12.7	4.8	3.2	78.1	1.2
7. その他(N=18)	16.7	0.0	0.0	77.8	5.6

■問5（市が実施すべき啓発の取組）×問3（2）（学校における人権教育）のクロス集計表

単位：％

回答者が 選んだ啓発の取組の区分	学校で人権教育を				
	1. よく受けた	2. ときどき受けた	3. あまり受けていない	4. 全く受けたことがない	不明・無回答
全体 (N=1,059)	12.0	39.4	27.7	19.1	1.9
1. 学校や社会において人権教育を充実する (N=812)	12.4	42.0	27.8	16.4	1.4
2. テレビ、ラジオ、広報紙などを使った啓発活動を行う (N=515)	7.8	36.9	29.1	23.7	2.5
3. インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使った啓発活動を行う (N=323)	15.8	48.3	21.1	13.0	1.9
4. 講演会やシンポジウムなどを開催する (N=164)	11.6	36.0	29.3	21.3	1.8
5. ワークショップなどの参加・体験型事業や人権課題の当事者である人々との交流事業を充実する (N=252)	16.3	44.0	24.6	13.9	1.2
6. 市民グループや民間団体が行う啓発活動への支援を充実する (N=251)	12.0	37.5	27.9	21.1	1.6
7. その他 (N=18)	16.7	22.2	38.9	16.7	5.6

■問5（市が実施すべき啓発の取組）×問3（3）（人権総合情報誌等）のクロス集計表

単位：％

回答者が 選んだ啓発の取組の区分	市民しんぶんの人権に関する記事や、 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を				
	1. よく読む	2. ときどき読む	3. あまり読まない	4. 全く読まない	不明・無回答
全体 (N=1,059)	3.7	25.7	29.7	39.4	1.5
1. 学校や社会において人権教育を充実する (N=812)	3.2	27.1	30.3	38.7	0.7
2. テレビ、ラジオ、広報紙などを使った啓発活動を行う (N=515)	4.5	28.7	30.9	34.2	1.7
3. インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使った啓発活動を行う (N=323)	3.1	17.0	25.1	53.3	1.5
4. 講演会やシンポジウムなどを開催する (N=164)	3.7	28.0	36.0	29.9	2.4
5. ワークショップなどの参加・体験型事業や人権課題の当事者である人々との交流事業を充実する (N=252)	3.6	27.8	27.8	39.7	1.2
6. 市民グループや民間団体が行う啓発活動への支援を充実する (N=251)	5.6	33.1	30.7	29.1	1.6
7. その他 (N=18)	11.1	22.2	11.1	50.0	5.6

（３）結果から見える傾向と今後の展開

ア 問３（１）（講演会や研修会への参加）のクロス集計の結果

全ての項目において講演会などに参加したことがない人が最も多くなっています。しかし、「講演会やシンポジウムなどを開催することが必要」と回答した人については、講演会などに参加したことがある人の割合が他の項目に比べて高くなっており、講演会などに参加した経験がある人は、啓発手法として講演会やシンポジウムなどが効果的だと考えている人が多いと考えられます。

イ 問３（２）（学校における人権教育）のクロス集計の結果

「学校で人権教育を受けた」と回答した人は、「インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使った啓発活動を行う」及び、「ワークショップなどの参加・体験型事業や人権課題の当事者である人々との交流事業を充実する」ことが効果的だと考えている人が多くなっています。反対に、「学校で人権教育を受けていない」と回答した人は、「テレビ、ラジオ、広報紙などを使った啓発活動を行う」及び、「講演会やシンポジウムなどを開催する」ことが効果的だと考えている人が多くなっています。

ウ 問３（３）（人権総合情報誌等）のクロス集計の結果

「市民しんぶんの人権に関する記事や、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を読む」と回答した人は、「市民グループや民間団体が行う啓発活動への支援を充実する」ことが効果的だと考えている人が多くなっています。反対に、「人権に関する記事をあまり読まない」と回答した人は、「インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使った啓発活動を行う」ことが効果的だと考えている人が多くなっています。

エ これらの結果を踏まえて

普段から講演会に参加する、人権に関する記事を読むなど、人権に対する関心度が高い人については、講演会や民間の支援など、人権意識を更に深めるための啓発手法を望んでいることが分かります。反対に、講演会に参加しない人や人権に関する記事を読まない人は、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、身近なツールを用いた啓発活動を望んでいることが分かります。また、学校で人権教育を受けている人については、ある程度の基礎知識を持っていることから、インターネットやSNSを使った啓発活動やワークショップなどの参加・体験型事業などを通じた啓発活動に関心が高くなっていることが考えられます。

今後の展開としては、既に人権に対する関心度が高い層に向けての高度な内容、あるいは啓発する側に協力してもらえるような内容の啓発活動に取り組むことが効果的だと考えられます。また、現時点で人権に対する関心度が低い層に対しては、まずは知ってもらえるように市民しんぶんのほか、インターネットやSNSなどの身近なツールを通して啓発活動を行うことが効果的だと考えられます。

3 性別と年代別による日常の場面での人権意識の差（分析3）

（1）テーマ設定の意図と分析手法

人権意識は、日常の様々な場面で表れます。この日常の場面で表れる人権意識の差を捉えることは、日々市民の皆様がどのような場面で人権を大切にしているのかを把握することであり、今後の人権啓発活動を考えるに当たって効果的であると考えられます。

本調査でも、問8～問12で、日常生活の中での人権意識を問う設問を設けており、この設問に性別と年齢の3重クロス集計を行うことで、性別と年齢を絞ったうえで、人権意識の傾向を把握します。

（2）分析結果

■問8（就職における場面）×性別×年代別のクロス集計表（「そうだと思う」と回答した人の割合）

単位：％

男性	1. 就職の際に、身元調査が行われることは許されない	2. 就職の際、女性に対して、結婚・出産予定の有無を聞くことは、会社の人事業務の一環であつても許されない	3. 外国人は文化や生活習慣の違いから日本社会に不慣れで、日本人と同様の能力が発揮できないという理由から、外国人が日本人より低い待遇を受けることは許されない	4. 企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである	5. 企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている	不明・無回答
全体(N=412)	47.1	41.3	40.8	37.1	75.2	9.5
10, 20歳代(N=37)	40.5	35.1	35.1	16.2	78.4	2.7
30歳代(N=45)	35.6	35.6	44.4	35.6	82.2	6.7
40歳代(N=69)	56.5	52.2	42.0	42.0	71.0	11.6
50歳代(N=63)	41.3	31.7	44.4	31.7	74.6	11.1
60歳代(N=73)	53.4	42.5	34.2	39.7	69.9	11.0
70歳代(N=94)	47.9	44.7	43.6	42.6	79.8	9.6
80歳以上(N=30)	46.7	40.0	40.0	43.3	73.3	6.7

女性	1. 就職の際に、身元調査が行われることは許されない	2. 就職の際、女性に対して、結婚・出産予定の有無を聞くことは、会社の人事業務の一環であつても許されない	3. 外国人は文化や生活習慣の違いから日本社会に不慣れで、日本人と同様の能力が発揮できないという理由から、外国人が日本人より低い待遇を受けることは許されない	4. 企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである	5. 企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている	不明・無回答
全体(N=570)	45.4	46.0	46.3	45.1	71.2	8.2
10, 20歳代(N=93)	53.7	42.6	53.7	40.7	88.9	0.0
30歳代(N=125)	42.1	39.5	50.0	46.1	78.9	5.3
40歳代(N=177)	43.3	41.3	47.1	41.3	69.2	10.6
50歳代(N=178)	53.2	46.8	52.3	48.6	78.0	3.7
60歳代(N=181)	51.9	55.8	48.1	43.3	65.4	11.5
70歳代(N=177)	33.3	43.6	26.9	48.7	56.4	12.8
80歳以上(N=80)	35.0	50.0	45.0	45.0	62.5	15.0

■問9（家庭での生活場面）×性別×年代別のクロス集計表（「そうだと思う」と回答した人の割合）

単位：％

男性	1. 女性が家事、育児を受け持ち、男性が妻子を養うという考えは時代遅れである	2. 恋人や配偶者の行動を束縛することや断りなく携帯電話をチェックすることは、プライバシーの観点から問題である	3. 子どものしつけのためであっても、保護者が子どもを叩いてはいけない	4. 認知症等により、行方不明になるおそれのある高齢者を、介護者が近くにいない場合に、身体拘束などの行動制限をして家から出られなくすることは問題である	5. 育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である	不明・無回答
全体(N=412)	58.5	74.3	38.8	34.7	81.8	5.3
10, 20歳代(N=37)	78.4	70.3	43.2	21.6	83.8	2.7
30歳代(N=45)	57.8	82.2	42.2	26.7	88.9	2.2
40歳代(N=69)	63.8	79.7	33.3	40.6	84.1	4.3
50歳代(N=63)	57.1	76.2	31.7	36.5	79.4	6.3
60歳代(N=73)	56.2	74.0	39.7	38.4	83.6	5.5
70歳代(N=94)	53.2	68.1	40.4	35.1	78.7	6.4
80歳以上(N=30)	50.0	73.3	50.0	36.7	76.7	6.7

女性	1. 女性が家事、育児を受け持ち、男性が妻子を養うという考えは時代遅れである	2. 恋人や配偶者の行動を束縛することや断りなく携帯電話をチェックすることは、プライバシーの観点から問題である	3. 子どものしつけのためであっても、保護者が子どもを叩いてはいけない	4. 認知症等により、行方不明になるおそれのある高齢者を、介護者が近くにいない場合に、身体拘束などの行動制限をして家から出られなくすることは問題である	5. 育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である	不明・無回答
全体(N=570)	66.3	73.7	38.8	38.4	85.8	5.1
10, 20歳代(N=93)	77.8	79.6	57.4	40.7	94.4	0.0
30歳代(N=125)	64.5	72.4	27.6	35.5	96.1	2.6
40歳代(N=177)	68.3	74.0	32.7	29.8	89.4	5.8
50歳代(N=178)	71.6	78.0	44.0	35.8	89.9	1.8
60歳代(N=181)	68.3	77.9	42.3	48.1	80.8	6.7
70歳代(N=177)	56.4	62.8	32.1	39.7	73.1	7.7
80歳以上(N=80)	45.0	65.0	40.0	42.5	70.0	15.0

■問 10（学校における場面）×性別×年代別のクロス集計表（「そうだと思う」と回答した人の割合）

単位：％

男性	1. 校則により、児童生徒の髪形や服装を規定することは、学校での集団生活の規律と生徒の自律を促すため必要である	2. 教員が児童生徒の頬を叩くことは、たとえ指導のためであっても許されない	3. 児童生徒の生活習慣の確立や、健全育成を促すため、教員は家庭での教育などについて指導・助言することが必要な場合もある	4. 障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も共に学べる場がある方がよい	5. 学校はいじめの兆候をいち早く把握し、いじめの未然防止等に努める必要があり、軽微ないじめも見逃さず、解決しなければならない	不明・無回答
全体(N=412)	53.9	49.8	68.0	66.3	73.8	4.1
10, 20歳代(N=37)	45.9	45.9	62.2	56.8	64.9	2.7
30歳代(N=45)	40.0	46.7	68.9	77.8	66.7	2.2
40歳代(N=69)	58.0	46.4	73.9	73.9	73.9	2.9
50歳代(N=63)	57.1	46.0	71.4	69.8	73.0	4.8
60歳代(N=73)	46.6	53.4	67.1	63.0	75.3	2.7
70歳代(N=94)	60.6	57.4	67.0	60.6	76.6	5.3
80歳以上(N=30)	66.7	43.3	60.0	63.3	86.7	6.7

女性	1. 校則により、児童生徒の髪形や服装を規定することは、学校での集団生活の規律と生徒の自律を促すため必要である	2. 教員が児童生徒の頬を叩くことは、たとえ指導のためであっても許されない	3. 児童生徒の生活習慣の確立や、健全育成を促すため、教員は家庭での教育などについて指導・助言することが必要な場合もある	4. 障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も共に学べる場がある方がよい	5. 学校はいじめの兆候をいち早く把握し、いじめの未然防止等に努める必要があり、軽微ないじめも見逃さず、解決しなければならない	不明・無回答
全体(N=570)	42.1	59.5	72.8	73.0	80.0	5.3
10, 20歳代(N=93)	33.3	74.1	90.7	70.4	75.9	1.9
30歳代(N=125)	38.2	51.3	81.6	78.9	77.6	2.6
40歳代(N=177)	49.0	55.8	76.9	75.0	79.8	5.8
50歳代(N=178)	46.8	60.6	73.4	77.1	79.8	1.8
60歳代(N=181)	41.3	62.5	70.2	73.1	84.6	5.8
70歳代(N=177)	37.2	55.1	57.7	66.7	80.8	10.3
80歳以上(N=80)	40.0	62.5	55.0	65.0	80.0	12.5

■問 11（職場における場面）×性別×年代別のクロス集計表（「そうだと思う」と回答した人の割合）

単位：％

男性	1. 能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない	2. コミュニケーションのために、上司が部下に対してプライベートなことを聞くことは、許されない	3. 仕事ができるのに、障害があることのみにより、仕事の内容が制限されてしまうのは許されない	4. HIV感染を理由に社員・職員を解雇することは許されない	5. 育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない	不明・無回答
全体(N=412)	83.7	27.9	73.3	58.5	69.9	5.6
10, 20歳代(N=37)	83.8	18.9	70.3	73.0	83.8	0.0
30歳代(N=45)	82.2	15.6	75.6	64.4	73.3	2.2
40歳代(N=69)	87.0	29.0	75.4	71.0	75.4	2.9
50歳代(N=63)	85.7	23.8	76.2	65.1	76.2	4.8
60歳代(N=73)	80.8	31.5	65.8	58.9	61.6	11.0
70歳代(N=94)	83.0	36.2	75.5	46.8	68.1	5.3
80歳以上(N=30)	86.7	30.0	76.7	26.7	50.0	10.0

女性	1. 能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない	2. コミュニケーションのために、上司が部下に対してプライベートなことを聞くことは、許されない	3. 仕事ができるのに、障害があることのみにより、仕事の内容が制限されてしまうのは許されない	4. HIV感染を理由に社員・職員を解雇することは許されない	5. 育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない	不明・無回答
全体(N=570)	87.4	29.3	75.3	63.2	77.5	4.6
10, 20歳代(N=93)	92.6	24.1	74.1	74.1	92.6	3.7
30歳代(N=125)	86.8	14.5	75.0	75.0	86.8	1.3
40歳代(N=177)	92.3	16.3	81.7	64.4	79.8	1.0
50歳代(N=178)	89.0	31.2	76.1	70.6	74.3	6.4
60歳代(N=181)	88.5	37.5	73.1	60.6	78.8	6.7
70歳代(N=177)	76.9	43.6	73.1	47.4	62.8	3.8
80歳以上(N=80)	82.5	45.0	72.5	42.5	72.5	10.0

■問 12（社会での生活場面）×性別×年代別のクロス集計表（「そうだと思う」と回答した人の割合）

単位：％

男性	1. ホテルや旅館が、HIV陽性者やハンセン病回復者などの宿泊を断ることは許されない	2. 事業者側の事情で、外国人に対して、店や施設の利用など、サービスの提供を拒否することは許されない	3. 知人が同和地区出身者であるということを知り、付き合いを避けるのは問題である	4. 文化や生活習慣の違いを理由に、外国人のマンション等への入居を拒否することは許されない	5. 公共施設等でのバリアフリーやユニバーサルデザインへの対応は、今すぐに取り組むべき優先課題である	6. 犯罪被害者や家族等は、犯罪による直接的被害だけでなく、執拗なマスコミ報道等による二次的な被害にも苦しんでいるため、社会全体で支える必要がある	7. ホームレスであることを理由に、アパートなどで入居を拒否することや、施設などでのサービス拒否、診療拒否などは問題である	不明・無回答
全体(N=412)	54.9	45.4	60.9	38.1	60.0	71.1	44.9	7.3
10, 20歳代(N=37)	51.4	40.5	56.8	45.9	67.6	75.7	51.4	5.4
30歳代(N=45)	48.9	37.8	57.8	33.3	57.8	77.8	46.7	8.9
40歳代(N=69)	65.2	50.7	60.9	46.4	69.6	81.2	52.2	2.9
50歳代(N=63)	54.0	47.6	66.7	41.3	49.2	69.8	39.7	1.6
60歳代(N=73)	58.9	38.4	64.4	32.9	60.3	68.5	45.2	13.7
70歳代(N=94)	55.3	51.1	55.3	39.4	60.6	66.0	45.7	8.5
80歳以上(N=30)	36.7	46.7	70.0	20.0	50.0	60.0	23.3	10.0

女性	1. ホテルや旅館が、HIV陽性者やハンセン病回復者などの宿泊を断ることは許されない	2. 事業者側の事情で、外国人に対して、店や施設の利用など、サービスの提供を拒否することは許されない	3. 知人が同和地区出身者であるということを知り、付き合いを避けるのは問題である	4. 文化や生活習慣の違いを理由に、外国人のマンション等への入居を拒否することは許されない	5. 公共施設等でのバリアフリーやユニバーサルデザインへの対応は、今すぐに取り組むべき優先課題である	6. 犯罪被害者や家族等は、犯罪による直接的被害だけでなく、執拗なマスコミ報道等による二次的な被害にも苦しんでいるため、社会全体で支える必要がある	7. ホームレスであることを理由に、アパートなどで入居を拒否することや、施設などでのサービス拒否、診療拒否などは問題である	不明・無回答
全体(N=570)	48.2	47.5	59.8	38.4	65.3	74.7	44.0	6.7
10, 20歳代(N=93)	48.1	57.4	57.4	51.9	68.5	79.6	51.9	5.6
30歳代(N=125)	50.0	50.0	60.5	40.8	71.1	81.6	50.0	2.6
40歳代(N=177)	51.0	51.0	63.5	38.5	61.5	76.9	38.5	1.9
50歳代(N=178)	48.6	41.3	60.6	37.6	67.0	70.6	42.2	8.3
60歳代(N=181)	46.2	56.7	61.5	33.7	62.5	72.1	46.2	8.7
70歳代(N=177)	44.9	33.3	55.1	39.7	67.9	71.8	41.0	6.4
80歳以上(N=80)	50.0	42.5	60.0	30.0	60.0	75.0	45.0	15.0

（３）結果から見える傾向と今後の展開

ア 就職における場面（問８）のクロス集計の結果

全ての性別、年代別において、「企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている」が最も高い割合となっています。他に特筆すべき点として、男性の10、20歳代の「企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである」と女性の70歳代の「外国人は文化や生活習慣の違いから日本社会に不慣れで、日本人と同様の能力が発揮できないという理由から、外国人が日本人より低い待遇を受けることは許されない」は他と比べてかなり低い割合になっています。

イ 家庭での生活場面（問９）のクロス集計の結果

全ての性別、年代別において、「育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である」が最も高い割合となっています。特に女性の10～30歳代については9割を超えており、重要だと考えている人が極めて多いことが分かります。

ウ 学校における場面（問10）のクロス集計の結果

多くの年代で「学校はいじめの兆候をいち早く把握し、いじめの未然防止等に努める必要があり、軽微ないじめも見逃さず、解決しなければならない」が最も高い割合となっています。しかし、男性の30～40歳代は「障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も共に学べる場がある方がよい」が最も高く、女性の10～30歳代は「児童生徒の生活習慣の確立や、健全育成を促すため、教員は家庭での教育などについて指導・助言することが必要な場合もある」が最も高くなっています。また、「校則により、児童生徒の髪形や服装を規定することは、学校での集団生活の規律と生徒の自律を促すため必要である」と「教員が児童生徒の頬を叩くことは、たとえ指導のためであっても許されない」については、性別で考え方に大きく差が出ています。

エ 職場における場面（問11）のクロス集計

全ての性別、年代別で、「能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない」が最も高い割合となっていますが、性別を問わず10～20歳代は、「育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない」も重視しています。

オ 社会での生活場面（問12）のクロス集計の結果

男性の80歳以上を除き、「犯罪被害者や家族等は、犯罪による直接的被害だけでなく、執拗なマスコミ報道等による二次的な被害にも苦しんでいるため、社会全体で支える必要がある」が最も高い割合となっています。しかし、男性の80歳以上のみ「知人が同和地区出身者であるということを知り、付き合いを避けるのは問題である」が最も高くなっています。

カ これらの結果を踏まえて

基本的な考え方は全体の結果で見た場合と大きく変わることはありませんが、場面によっては、性別や年代で一部違う考えが持った層が存在しています。

今後の展開としては、関心の高い問題については、発展的な内容や手法での啓発を、関心が比較的低い問題については、基礎的で親しみやすい内容での啓発活動を検討することが効果的と考えられます。

4 人権を侵害された人の求める相談・支援（分析4）

（1）テーマ設定の意図と分析手法

人権侵害が起こった際の相談・救済体制の充実は、人権課題への直接的な対応として非常に重要な項目です。人権が侵害された際には、直ちに相談してもらうこと、そして、相談窓口が迅速に対応することが必要です。しかし、現実としては、多くの市民が相談窓口をそもそも知らないことや、知っていたとしても相談できずに抱え込んでしまう人も多く、そういった人たちに対して救済を行えるように、体制を整えることが必要です。

本調査では、人権侵害を受けたことがあるかを尋ねる設問を設けているため、そこで実際に人権侵害を受けたことがあると回答した人がどのような相談窓口を利用しているのか、また、どのような支援を求めているのか、クロス集計を行うことで把握します。

（2）分析結果

■問 16（人権侵害の有無・相談先）×問 17（人権相談・制度の認知度）×年代別のクロス集計表

※「人権侵害あり」を選んだ人の 70 歳代と 80 歳以上については数が少ないため分析の対象外としています

単位：％

「人権侵害あり」 を選んだ人	1. 法務局による相談や救済措置	2. 人権擁護委員による相談	3. 市役所や区役所が実施する法律相談	4. 専門機関（児童福祉センターなど）による相談	5. 警察による総合相談電話	6. 弁護士会による法律相談	7. NPOなど民間団体による相談
全体(N=167)	18.6	25.7	55.7	61.7	35.9	56.3	44.3
10, 20歳代(N=18)	5.6	16.7	38.9	61.1	44.4	38.9	61.1
30歳代(N=32)	31.3	31.3	56.3	71.9	25.0	53.1	62.5
40歳代(N=32)	15.6	15.6	56.3	68.8	40.6	65.6	46.9
50歳代(N=34)	11.8	23.5	61.8	61.8	32.4	50.0	29.4
60歳代(N=28)	17.9	32.1	60.7	57.1	46.4	71.4	39.3
70歳代(N=12)	41.7	50.0	66.7	66.7	41.7	66.7	50.0
80歳以上(N=5)	20.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	20.0

「人権侵害なし」 を選んだ人	1. 法務局による相談や救済措置	2. 人権擁護委員による相談	3. 市役所や区役所が実施する法律相談	4. 専門機関（児童福祉センターなど）による相談	5. 警察による総合相談電話	6. 弁護士会による法律相談	7. NPOなど民間団体による相談
全体(N=873)	14.1	22.7	60.5	58.8	37.8	60.5	46.0
10, 20歳代(N=75)	10.7	12.0	36.0	48.0	33.3	36.0	38.7
30歳代(N=125)	9.8	12.0	46.7	59.8	41.3	54.3	53.3
40歳代(N=177)	10.3	14.5	64.1	64.8	39.3	67.6	53.1
50歳代(N=178)	8.4	22.4	69.9	68.5	38.5	67.1	55.2
60歳代(N=181)	12.7	26.7	60.7	60.7	36.7	64.7	48.7
70歳代(N=177)	20.0	34.4	66.9	51.3	39.4	61.3	35.0
80歳以上(N=80)	30.6	25.0	61.1	47.2	34.7	55.6	31.9

■問 16（人権侵害の有無・相談先）×問 18（相談や救済に必要な制度）×年代別のクロス集計表

※「人権侵害あり」を選んだ人の 70 歳代と 80 歳以上については数が少ないため分析の対象外としています。

単位：％

「人権侵害あり」 を選んだ人	1. 相談員の 資質向上や 相談時間の 拡大など、 現在ある制 度・サービス を充実する	2. 新たな相 談・救済体 制を整備し、 周知する	3. 人権を侵 害した者に 対する啓発 活動を充実 する	4. 人権を擁 護するため の法制度を 整備し、実 効性のある 救済を行う	5. 人権が侵 害されたとき の対処の仕 方を学ぶ機 会を増やす	不明・無回 答
全体 (N=167)	51.5	31.7	31.1	49.7	64.1	4.8
10, 20歳代 (N=18)	61.1	38.9	33.3	44.4	61.1	0.0
30歳代 (N=32)	62.5	40.6	28.1	59.4	81.3	0.0
40歳代 (N=32)	46.9	28.1	34.4	53.1	65.6	9.4
50歳代 (N=34)	55.9	29.4	29.4	38.2	67.6	0.0
60歳代 (N=28)	39.3	35.7	35.7	57.1	53.6	0.0
70歳代 (N=12)	41.7	25.0	25.0	58.3	75.0	0.0
80歳以上 (N=5)	80.0	20.0	60.0	60.0	40.0	0.0

「人権侵害なし」 を選んだ人	1. 相談員の 資質向上や 相談時間の 拡大など、 現在ある制 度・サービス を充実する	2. 新たな相 談・救済体 制を整備し、 周知する	3. 人権を侵 害した者に 対する啓発 活動を充実 する	4. 人権を擁 護するため の法制度を 整備し、実 効性のある 救済を行う	5. 人権が侵 害されたとき の対処の仕 方を学ぶ機 会を増やす	不明・無回 答
全体 (N=873)	56.0	27.5	26.3	49.6	53.3	7.6
10, 20歳代 (N=75)	53.3	42.7	26.7	54.7	65.3	0.0
30歳代 (N=125)	47.8	16.3	31.5	50.0	58.7	4.3
40歳代 (N=177)	51.7	30.3	29.0	53.8	64.1	4.8
50歳代 (N=178)	62.2	34.3	23.1	50.3	53.1	4.2
60歳代 (N=181)	61.3	28.0	31.3	53.3	48.0	4.0
70歳代 (N=177)	62.5	25.6	26.9	49.4	51.9	6.3
80歳以上 (N=80)	61.1	16.7	22.2	44.4	43.1	12.5

（３）結果から見える傾向と今後の展開

ア 人権相談・制度の認知度（問 17）のクロス集計の結果

人権侵害を受けたことがある人は、法務局や人権擁護委員についての認知度が人権侵害を受けたことがない人に比べて少し高くなっていますが、他の相談先と比較すると低い割合になっています。

イ 相談や救済に必要な制度（問 18）のクロス集計結果

人権侵害を受けたことがある人は、「人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす」が高くなっています。反対に、人権侵害を受けたことがない人は、「人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす」のほか、「相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する」も求めています。

ウ これらの結果を踏まえて

今後、相談や救済に必要な制度に係る支援は、人権侵害が起こった際に、市民に市役所や民間だけでなく、法務局や人権擁護委員といった相談先もあることを知ってもらい、利用してもらえるような啓発や広報をすることであると考えられます。

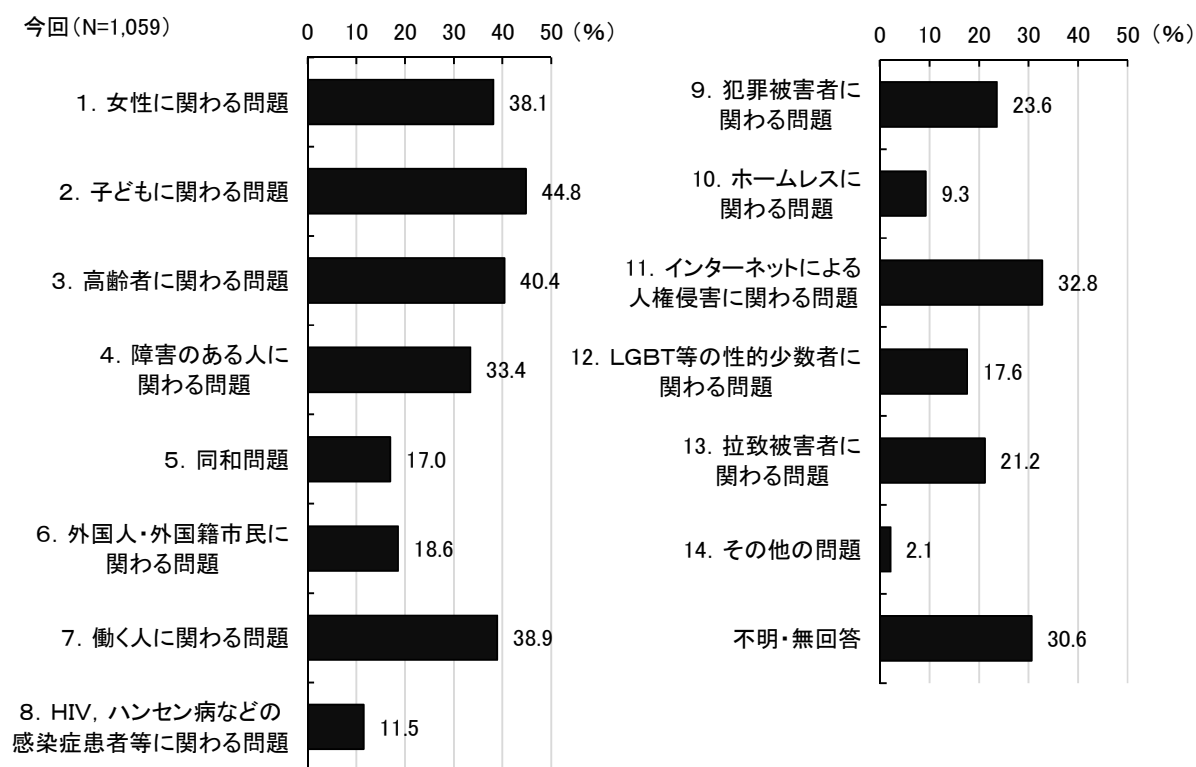
IV. 個別調査結果

1 人権意識と教育・啓発について

問1. 人権課題として関心があるものに○を付けてください。(○はいくつでも)

子どもや高齢者、働く人、女性に関わる問題への関心が高い

「子どもに関わる問題」、「高齢者に関わる問題」の割合が40%を超えています。今回新たに追加した項目では、「働く人に関わる問題」の割合が38.9%、「LGBT等の性的少数者に関わる問題」が17.6%、「拉致被害者に関わる問題」が21.2%となっています。

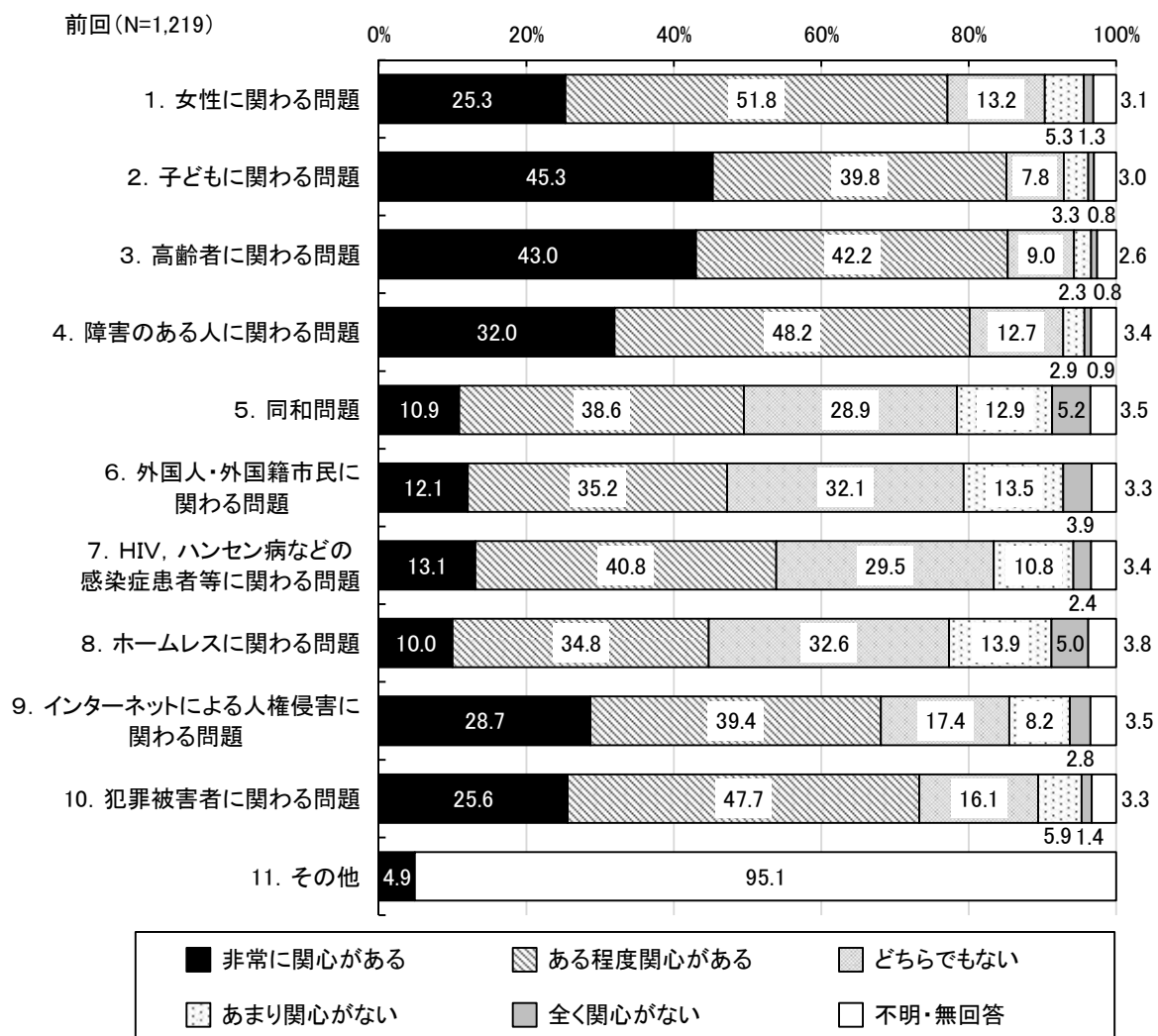


※ 年代別クロス表については、分析1(11ページ)にて掲載しているため、省略しています。

※参考：前回（平成 25 年調査）

下記の項目について、あなたは人権課題としてどの程度関心がありますか。

（○はそれぞれ 1 つ）



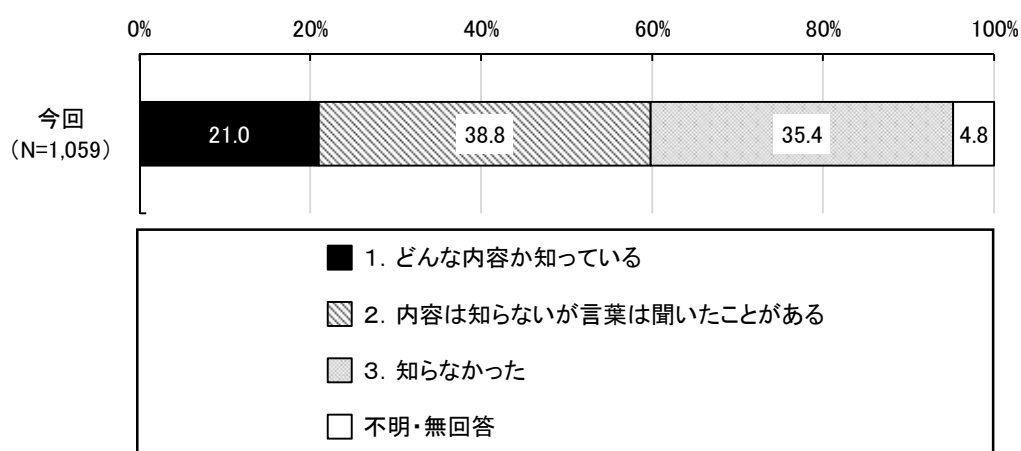
問2. 人権問題に関する新しい法律などについて、どの程度、知っていますか。

(○はそれぞれ1つ)

(1) 障害者差別解消法

障害者差別解消法を知っている人は約6割

障害者差別解消法の認知度については、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」の割合が最も高く 38.8%、次いで、「知らなかった」の割合が 35.4%、「どんな内容か知っている」の割合が 21.0%となっています。



解説 障害者差別解消法

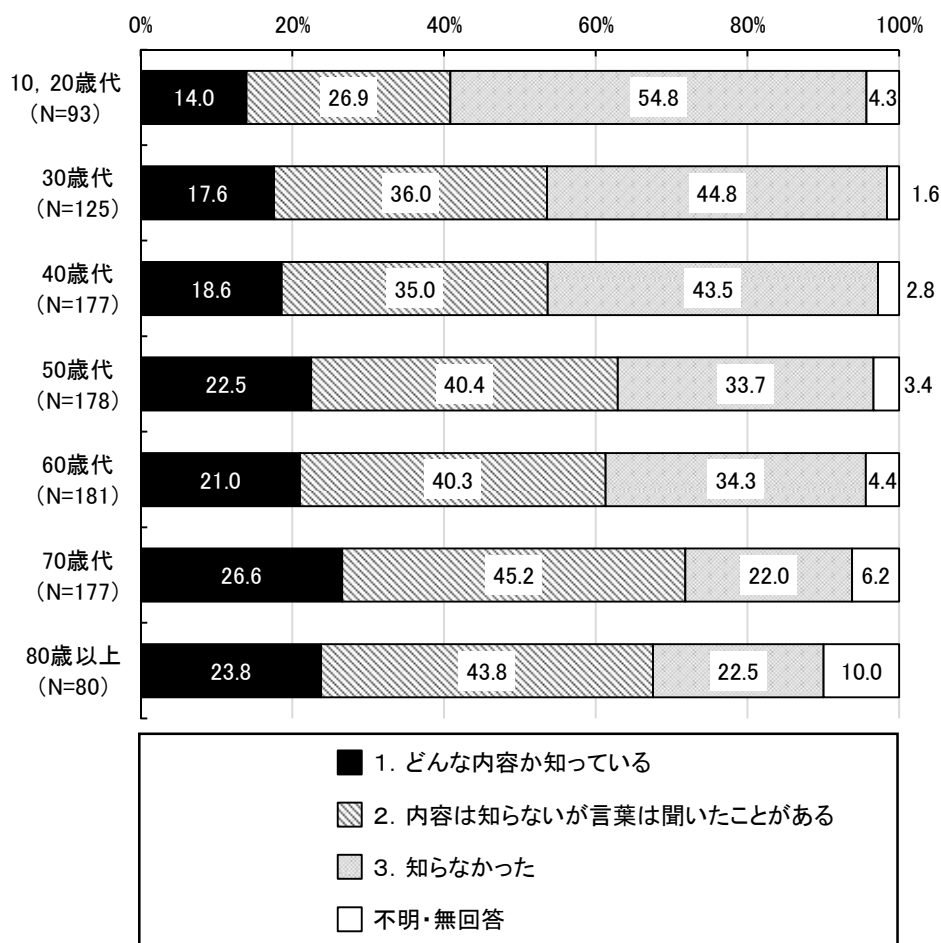
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28（2016）年 4 月施行）

障害のある人が障害のない人と同じようにサービスの提供などを受けることができるよう、行政や民間事業者が、障害を理由に「不当な差別的取扱い」をしないこと、そして「社会的障壁」（バリア）を取り除くために「合理的配慮」を行うことを定めた法律。

※ 年代別クロス集計

10, 20 歳代において、「知らなかった」の割合が 50%以上となっています。

また、50 歳以上において、「どんな内容か知っている」の割合が 20%以上となっています。



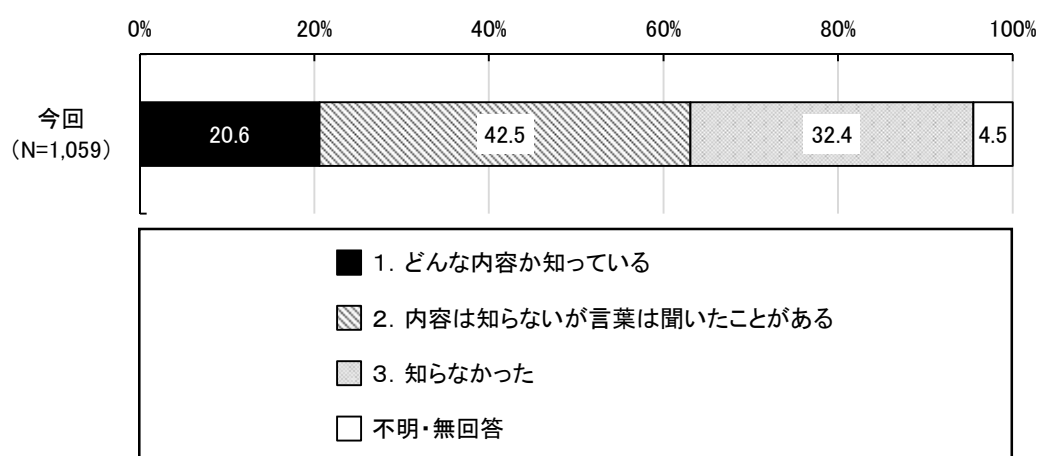
問2. 人権問題に関する新しい法律などについて、どの程度、知っていますか。

(○はそれぞれ1つ)

(2) ヘイトスピーチ解消法

ヘイトスピーチ解消法を知っている人は6割を超える

ヘイトスピーチ解消法の認知度については、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」の割合が最も高く42.5%、次いで、「知らなかった」の割合が32.4%、「どんな内容か知っている」の割合が20.6%となっています。



解説 ヘイトスピーチ解消法

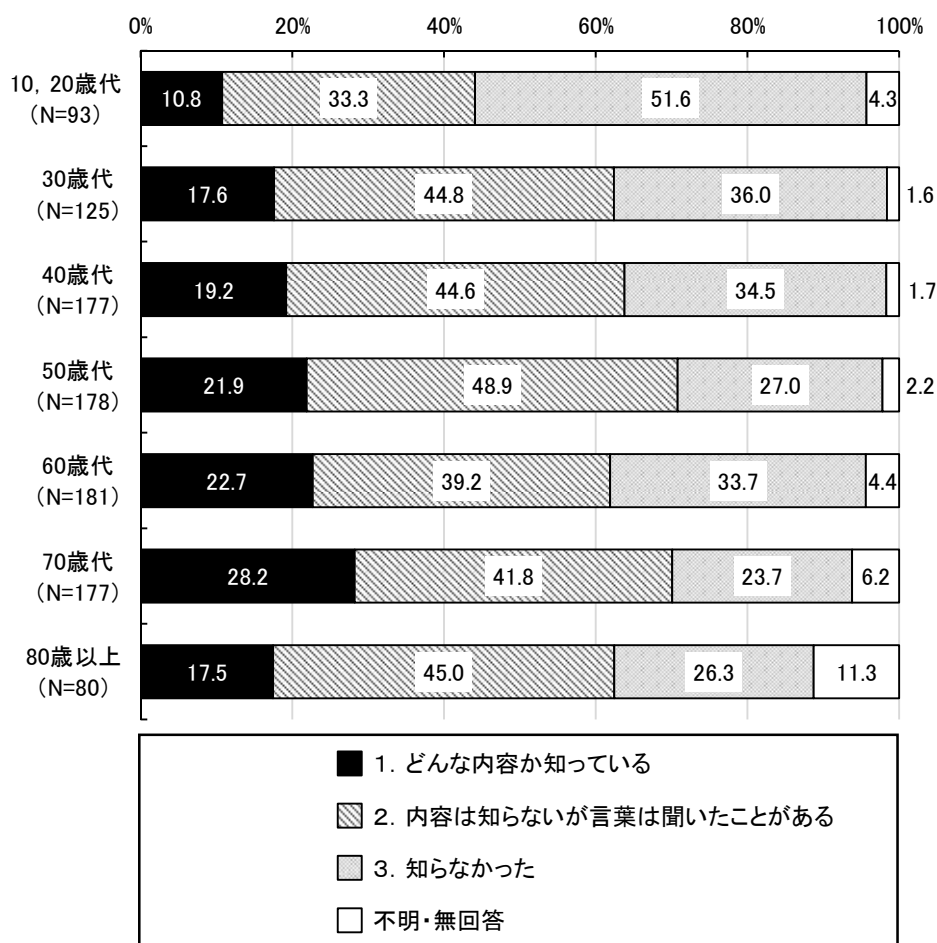
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28（2016）年6月施行）

「不当な差別的言動は許されない」と宣言し、基本理念として、「私たち国民は不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と定めた法律。

※ 年代別クロス集計

10, 20 歳代において、「知らなかった」の割合が 50%以上となっています。

また、50 歳代と 70 歳代において、「どんな内容か知っている」と「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」を合わせた“知っている”の割合が 70%以上となっています。



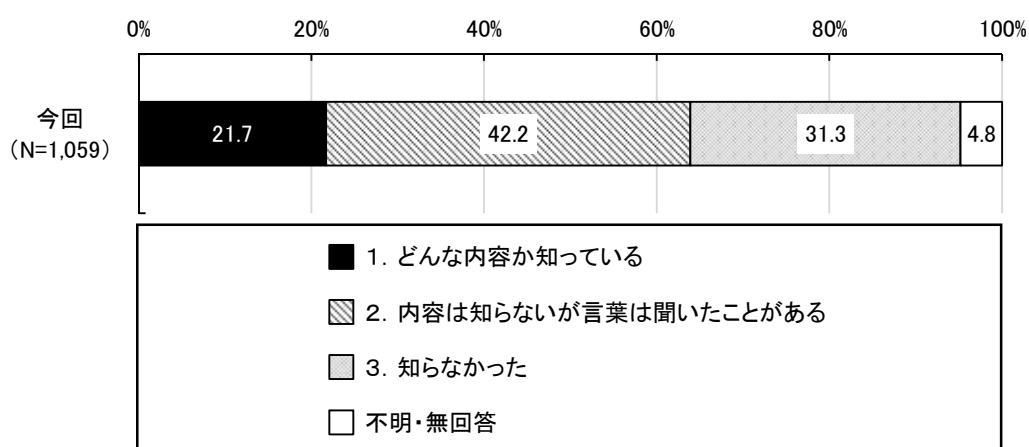
問2. 人権問題に関する新しい法律などについて、どの程度、知っていますか。

(○はそれぞれ1つ)

(3) 部落差別解消推進法

部落差別解消推進法を知っている人は6割を超える

部落差別解消推進法の認知度については、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」の割合が最も高く42.2%、次いで、「知らなかった」の割合が31.3%、「どんな内容か知っている」の割合が21.7%となっています。



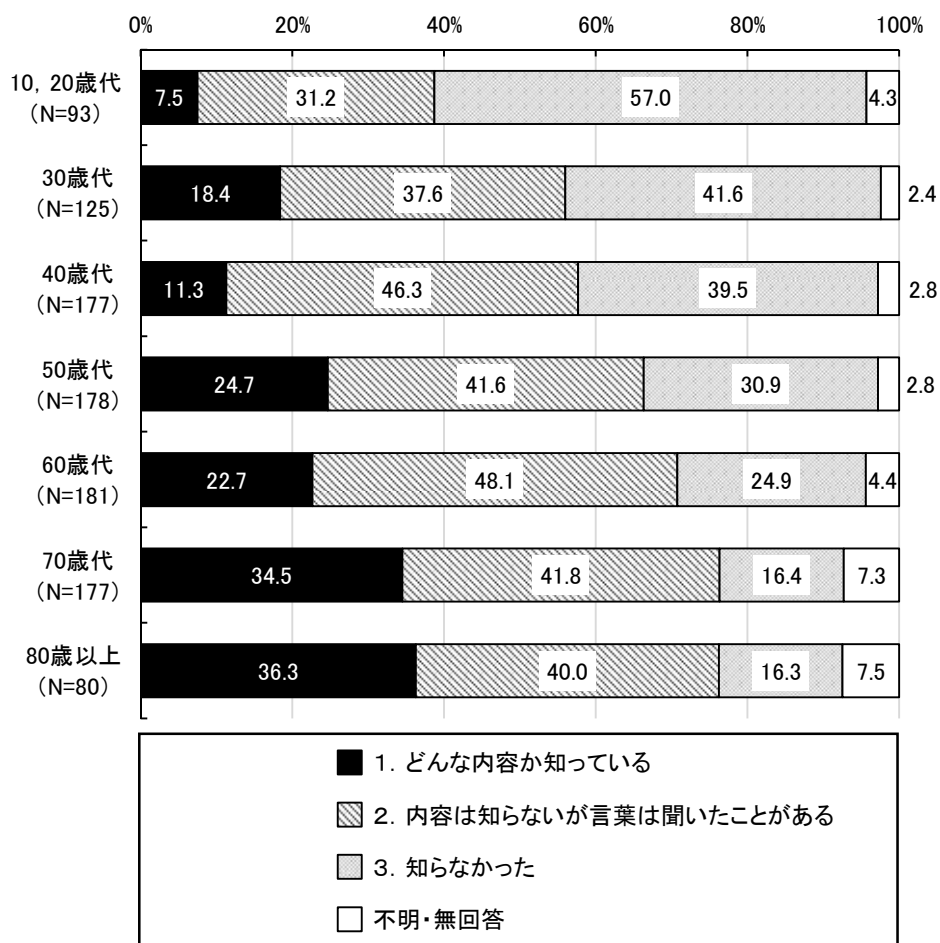
解説 部落差別解消推進法

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28（2016）年12月施行）

「現在もなお部落差別は存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことなどを踏まえ、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」であるとして、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律。

※ 年代別クロス集計

10, 20 歳代において, 「知らなかった」の割合が 50%以上となっています。
また, 「知らなかった」の割合は年齢が高くなるほど, 低くなっています。



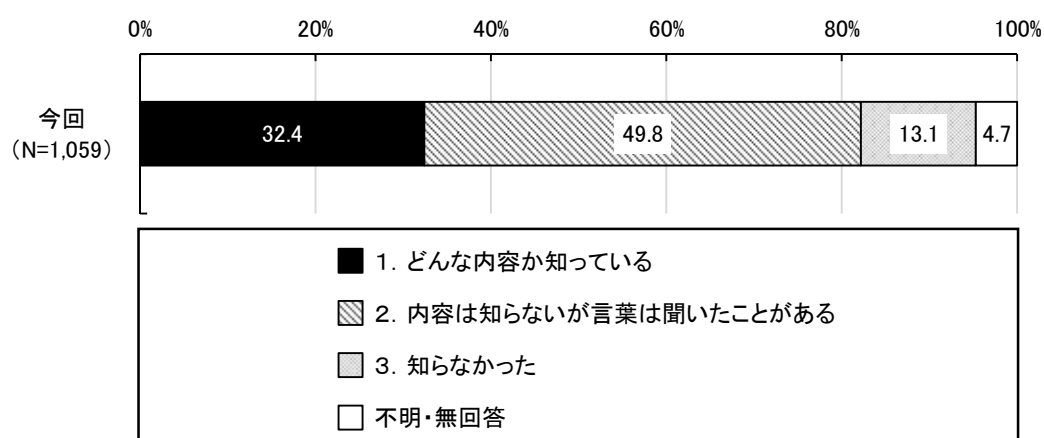
問2. 人権問題に関する新しい法律などについて、どの程度、知っていますか。

(○はそれぞれ1つ)

(4) 世界人権宣言

世界人権宣言を知っている人は8割を超える

世界人権宣言の認知度については、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」の割合が最も高く 49.8%, 次いで、「どんな内容か知っている」の割合が 32.4%, 「知らなかった」の割合が 13.1%となっています。



解説 世界人権宣言

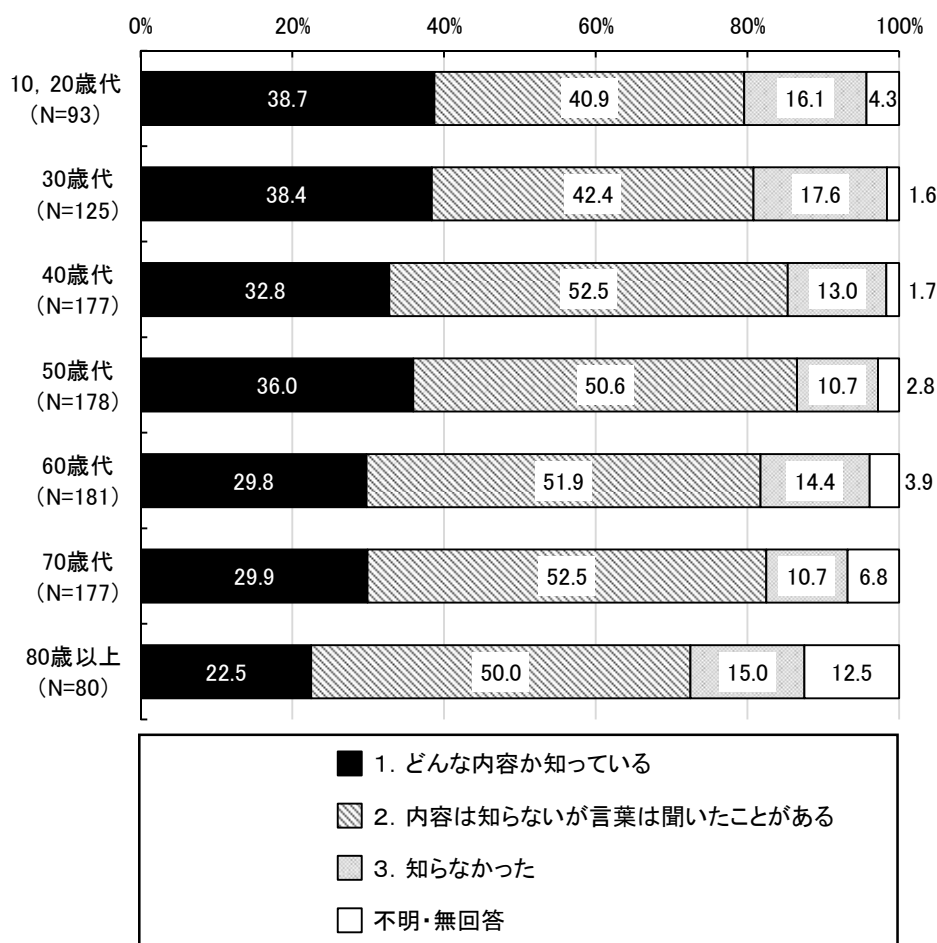
昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日, 第 3 回国際連合 (国連) 総会で採択。平成 30 (2018) 年は, 採択されてから 70 年となる節目の年となる。

「全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準」として, 「全ての人間は生まれながらにして自由で, 平等な尊厳と権利を持っている。」など, 基本的人権の尊重の原則を定めたもの。

※ 年代別クロス集計

10～50 歳代において、「どんな内容か知っている」の割合が 30%以上となっています。

また、40 歳以上において、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」の割合が 50%以上となっています。



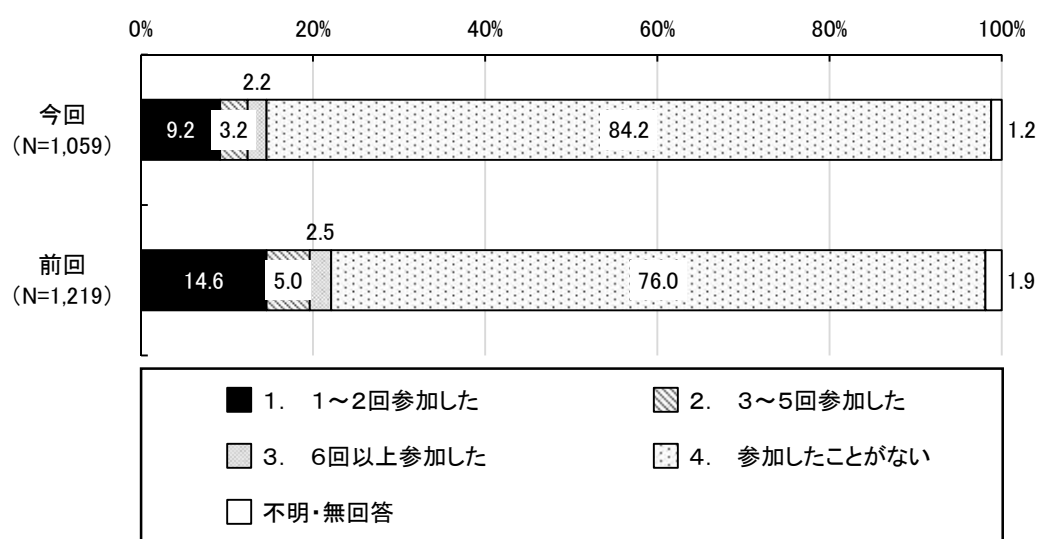
問3. 人権についての催しへの参加回数や、市民しんぶん等の記事への関心についてお尋ねします。(〇はそれぞれ1つ)

(1) これまでに(最近5年以内に)人権に関する講演会や研修会に参加した回数

人権に関する講演会や研修会への参加者は2割を下回る

過去5年以内に人権に関する講演会や研修会に参加した回数については、「参加したことがない」の割合が最も高く84.2%となっています。

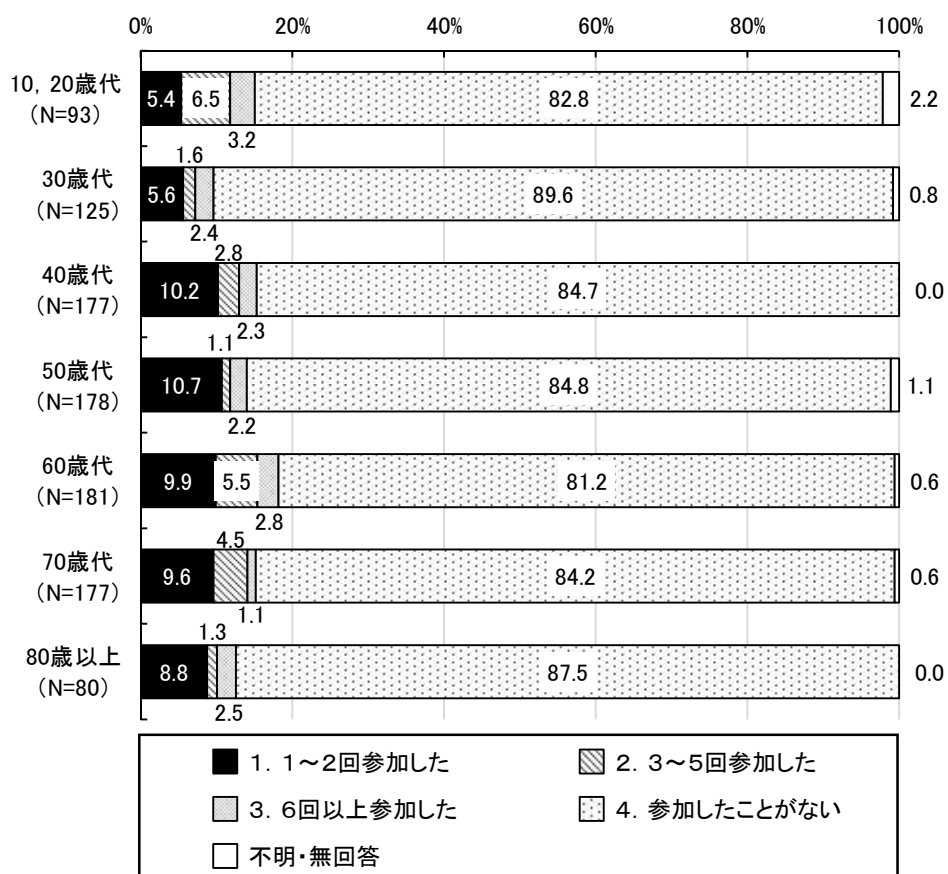
前回と比較すると、「参加したことがない」の割合が8.2ポイント高くなっています。



※ 年代別クロス集計

全ての年代において、「参加したことがない」の割合が80%以上となっています。

また、30歳代において、「1～2回参加した」、「3～5回参加した」、「6回以上参加した」を合わせた“参加した”の割合が10%未満となっています。



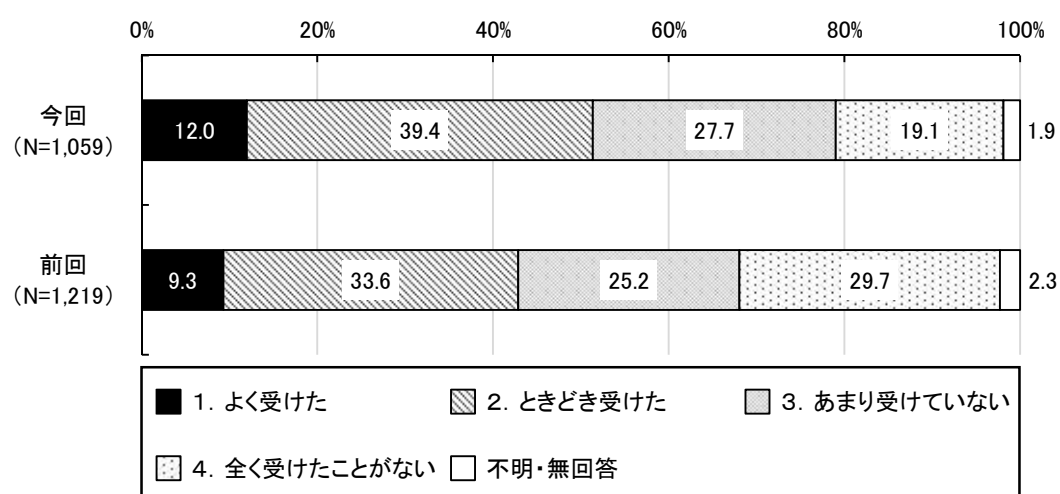
問3. 人権についての催しへの参加回数や、市民しんぶん等の記事への関心についてお尋ねします。(〇はそれぞれ1つ)

(2) 学校で人権教育を受けた頻度

人権教育を受けたことがある人は約5割

学校で人権教育を受けた頻度については、「よく受けた」と「ときどき受けた」を合わせた“受けた”の割合が51.4%となっています。

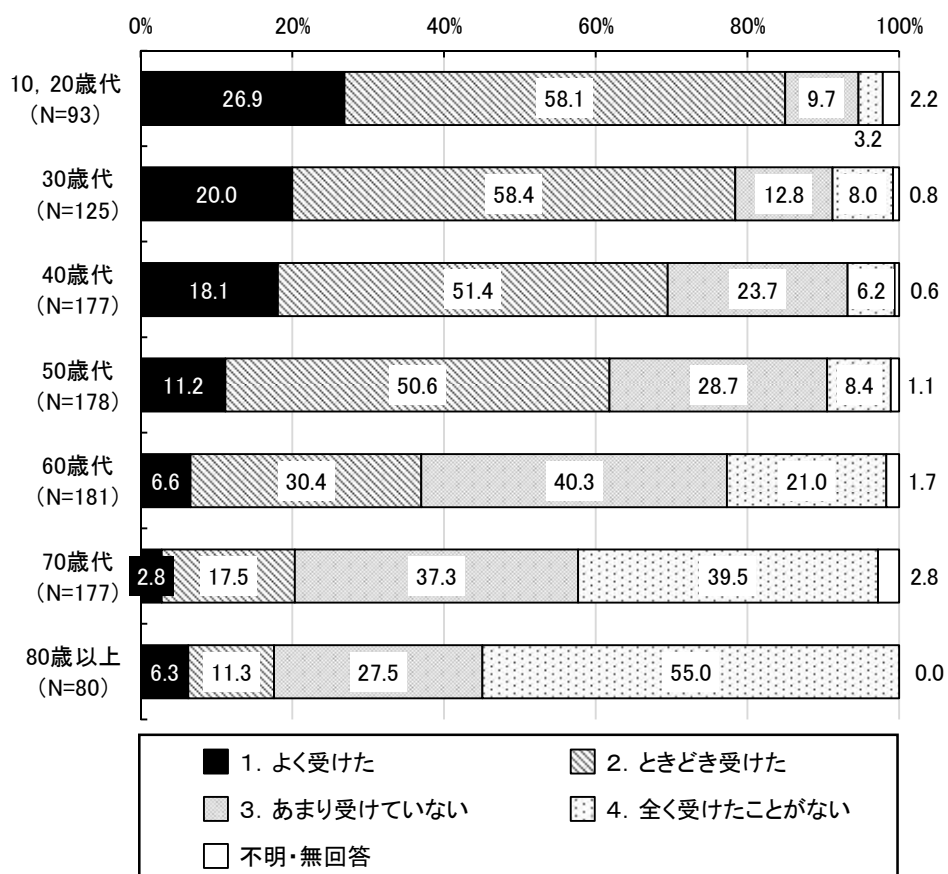
前回と比較すると、「全く受けたことがない」が10.6ポイント低くなっています。



※ 年代別クロス集計

80 歳以上において、「全く受けたことがない」の割合が 50%以上となっています。

また、「よく受けた」と「ときどき受けた」を合わせた“受けた”の割合は年齢が高くなるほど、低くなっています。



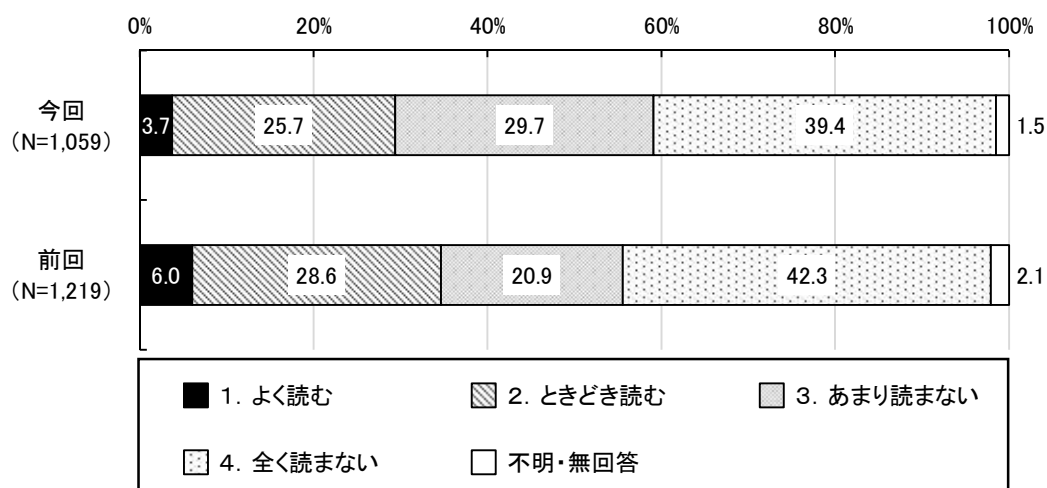
問3. 人権についての催しへの参加回数や、市民しんぶん等の記事への関心についてお尋ねします。(〇はそれぞれ1つ)

(3) 市民しんぶんの人権に関する記事や、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を読む頻度

読んでいる頻度は年代により大きな差がある

市民しんぶんの人権に関する記事や、人権総合情報誌を読む頻度については、「全く読まない」の割合が最も高く 39.4%となっています。

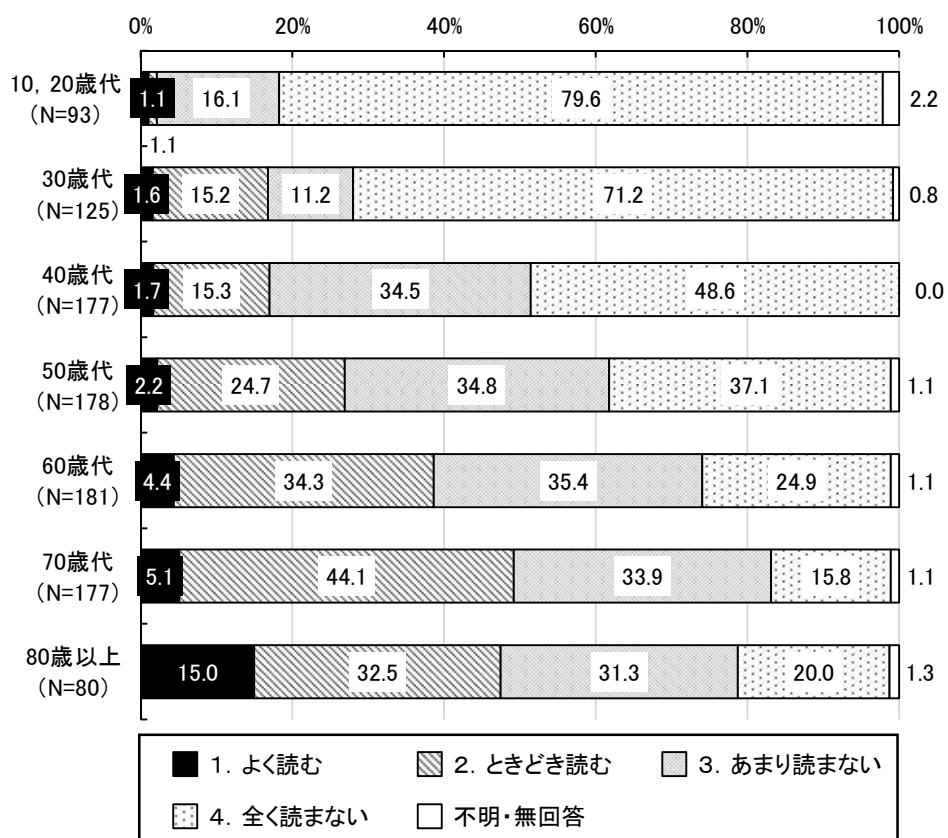
前回と比較すると、「あまり読まない」が 8.8 ポイント高くなっています。



※ 年代別クロス集計

80 歳以上において、「よく読む」の割合が 10%以上となっています。

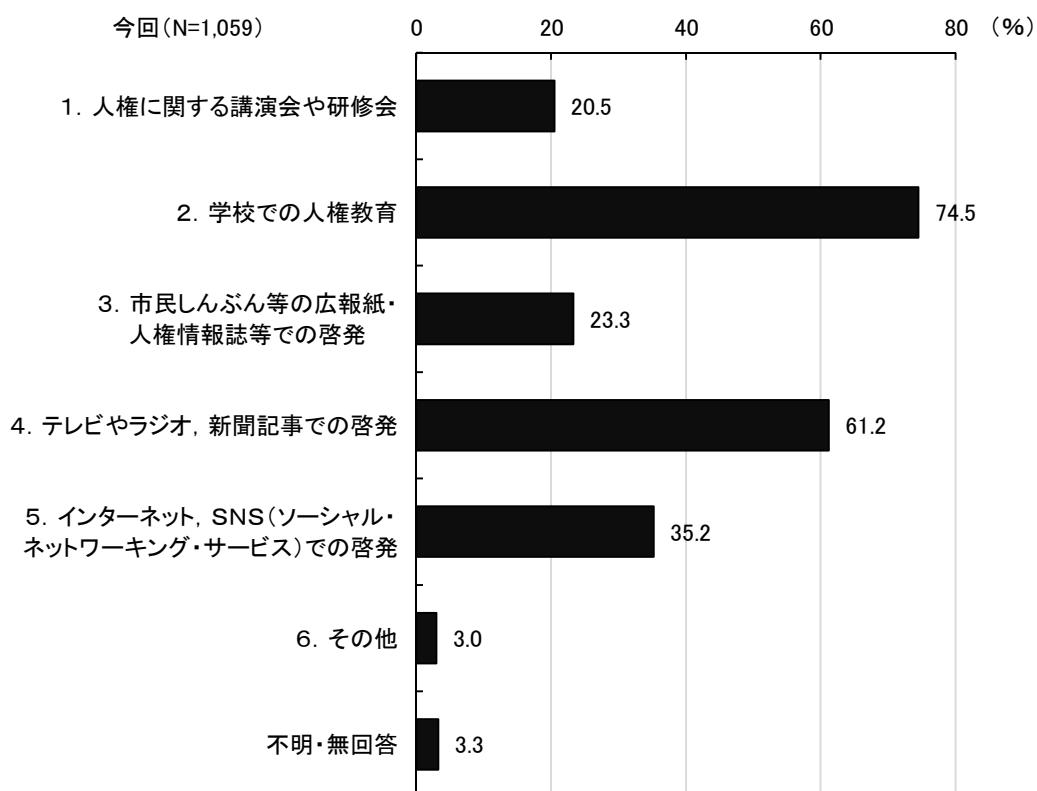
また、「全く読まない」の割合は 70 歳代以上は 20%以下であるのに対し、10～30 歳代は 70%以上となっています。



問4. 人権についての理解を深めるため、役立つと思うものに○を付けてください。
(○は3つまで)

学校での人権教育が役に立つと考えている人は7割を超える

人権についての理解を深めるために役立つと思うものについては、「学校での人権教育」の割合が最も高く74.5%となっています。次いで、「テレビやラジオ，新聞記事での啓発」が61.2%となっています。



解説 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

人と人との輪をつなげていくことを目的としたコミュニティ型のサービス。

主なSNSとして、フェイスブック(Facebook)、ツイッター(Twitter)、ライン(LINE)、インスタグラム(Instagram)など。

※ 年代別クロス集計

10～70 歳代において、「学校での人権教育」の割合が最も高く、80 歳以上において、「テレビやラジオ、新聞記事での啓発」の割合が最も高くなっています。

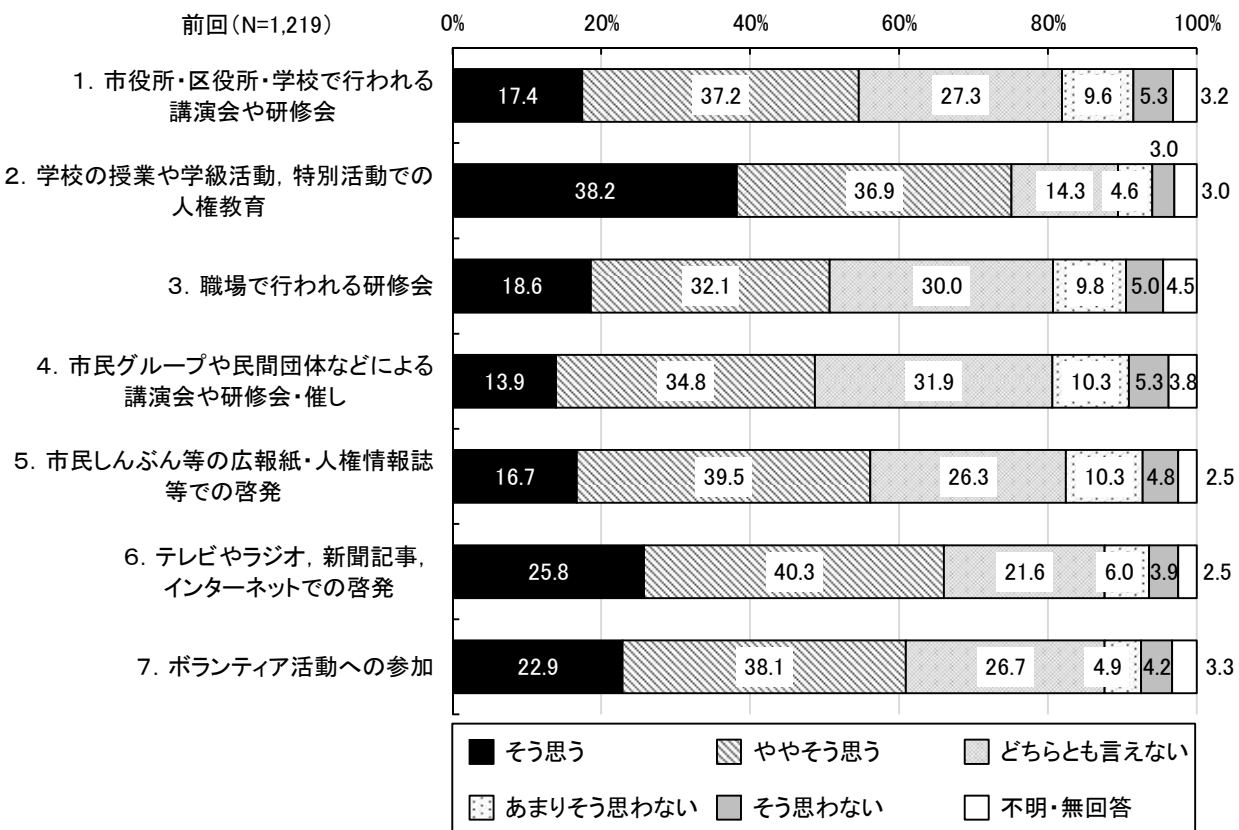
また、10、20 歳代において、「インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での啓発」の割合が 70%以上となっています。

単位：％

	10、20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. 人権に関する講演会や研修会	20.4	20.0	19.2	18.5	21.0	23.7	22.5
2. 学校での人権教育	78.5	80.8	83.6	82.0	76.2	63.3	56.3
3. 市民しんぶん等の広報紙・人権情報誌等での啓発	6.5	8.0	14.1	14.0	28.7	45.2	50.0
4. テレビやラジオ、新聞記事での啓発	50.5	53.6	59.9	60.7	66.9	62.1	67.5
5. インターネット、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)での啓発	71.0	59.2	44.6	38.8	24.9	13.0	7.5
6. その他	1.1	5.6	5.1	3.9	1.1	2.3	1.3
不明・無回答	2.2	3.2	1.7	1.7	5.5	4.0	3.8

※参考：前回（平成 25 年調査）

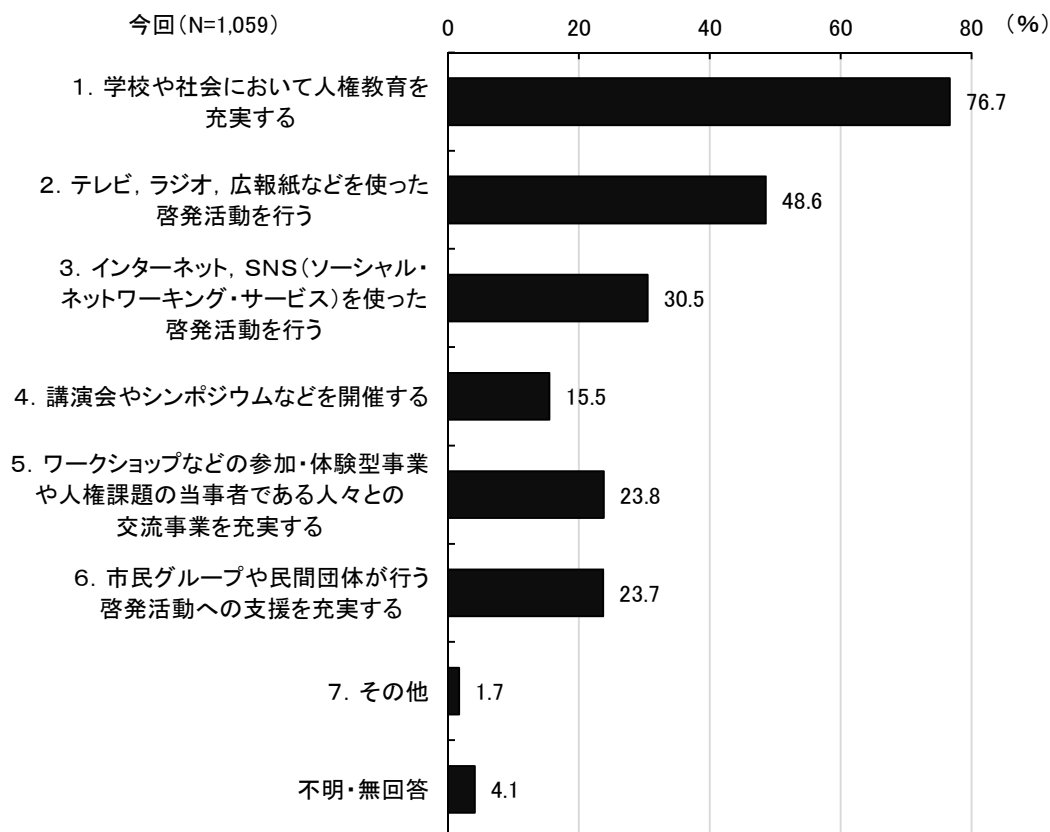
人権についての理解を深めるため、下記の項目は役に立つと思われますか。あなたの考えにあった選択肢を選んでください。（○はそれぞれ 1 つ）



問5. 人権についての理解を深めるために、京都市が実施する取組として必要があると思うものに○を付けてください。(○は3つまで)

学校や社会での人権教育を重視する人は7割を超える

人権についての理解を深めるために、京都市が実施する取組として必要があると思うものについては、「学校や社会において人権教育を充実する」の割合が最も高く76.7%となっています。



解説 ワークショップ

あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら検討を重ね、共同で何かを学んだり創り出したりする参加・体験型の研修会。

※ 年代別クロス集計

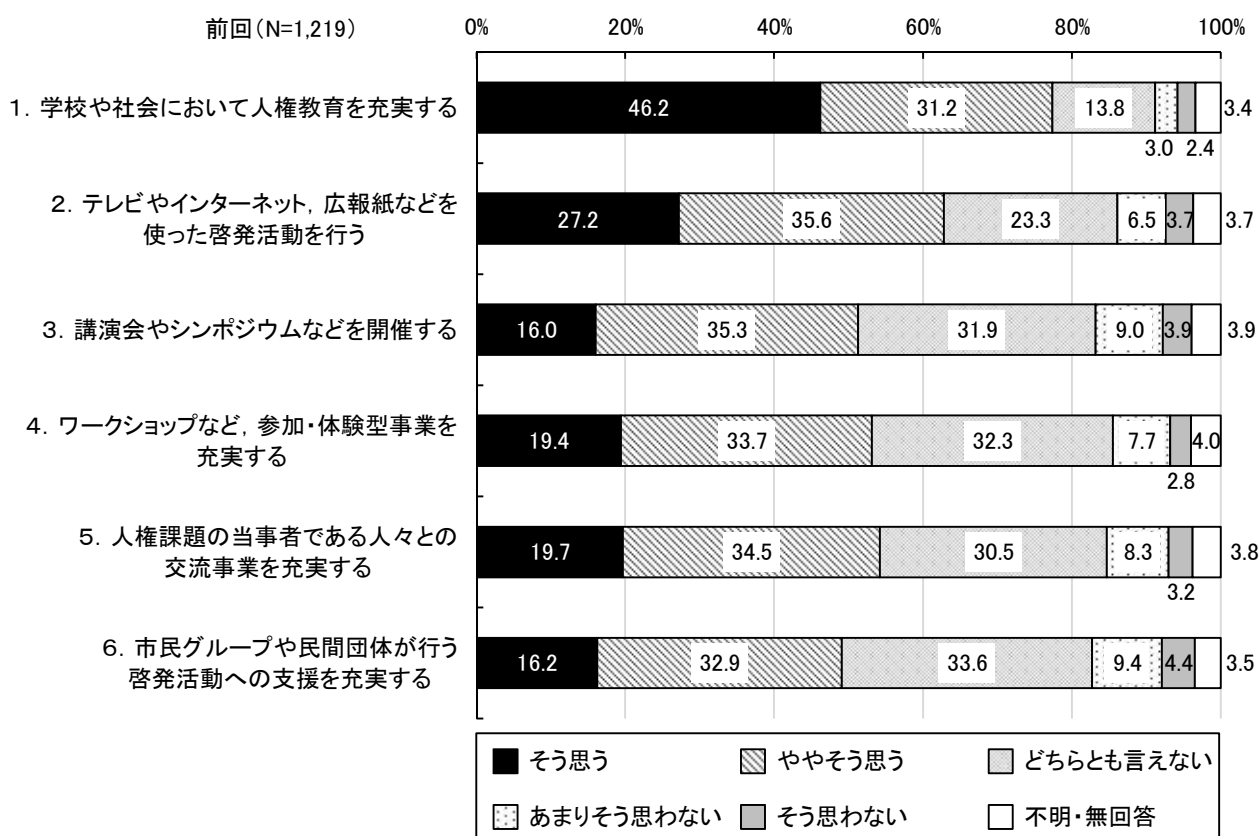
10～70 歳代において、「学校や社会において人権教育を充実する」の割合が最も高く、80 歳以上において、「テレビ、ラジオ、広報紙などを使った啓発活動を行う」の割合が最も高くなっており、10、20 歳代においては、「インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を使った啓発活動を行う」の割合が、他の年代と比べて高くなっています。

単位：％

	10、20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. 学校や社会において人権教育を充実する	76.3	78.4	84.7	78.7	77.9	74.0	67.5
2. テレビ、ラジオ、広報紙などを使った啓発活動を行う	40.9	32.0	42.4	46.1	48.6	59.9	72.5
3. インターネット、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を使った啓発活動を行う	67.7	48.8	37.3	33.1	22.7	9.6	10.0
4. 講演会やシンポジウムなどを開催する	4.3	14.4	13.6	15.7	18.2	22.6	12.5
5. ワークショップなどの参加・体験型事業や人権課題の当事者である人々との交流事業を充実する	16.1	31.2	30.5	29.8	23.2	18.1	6.3
6. 市民グループや民間団体が行う啓発活動への支援を充実する	16.1	17.6	22.0	23.0	27.1	28.8	28.8
7. その他	0.0	1.6	2.3	3.9	0.6	1.7	0.0
不明・無回答	1.1	3.2	2.8	2.2	6.1	5.6	6.3

※参考：前回（平成 25 年調査）

人権についての理解を深めるために、京都市として、次の取組について力を入れる必要があると思いますか。（○はそれぞれ1つ）



2 日常の場面での人権意識について

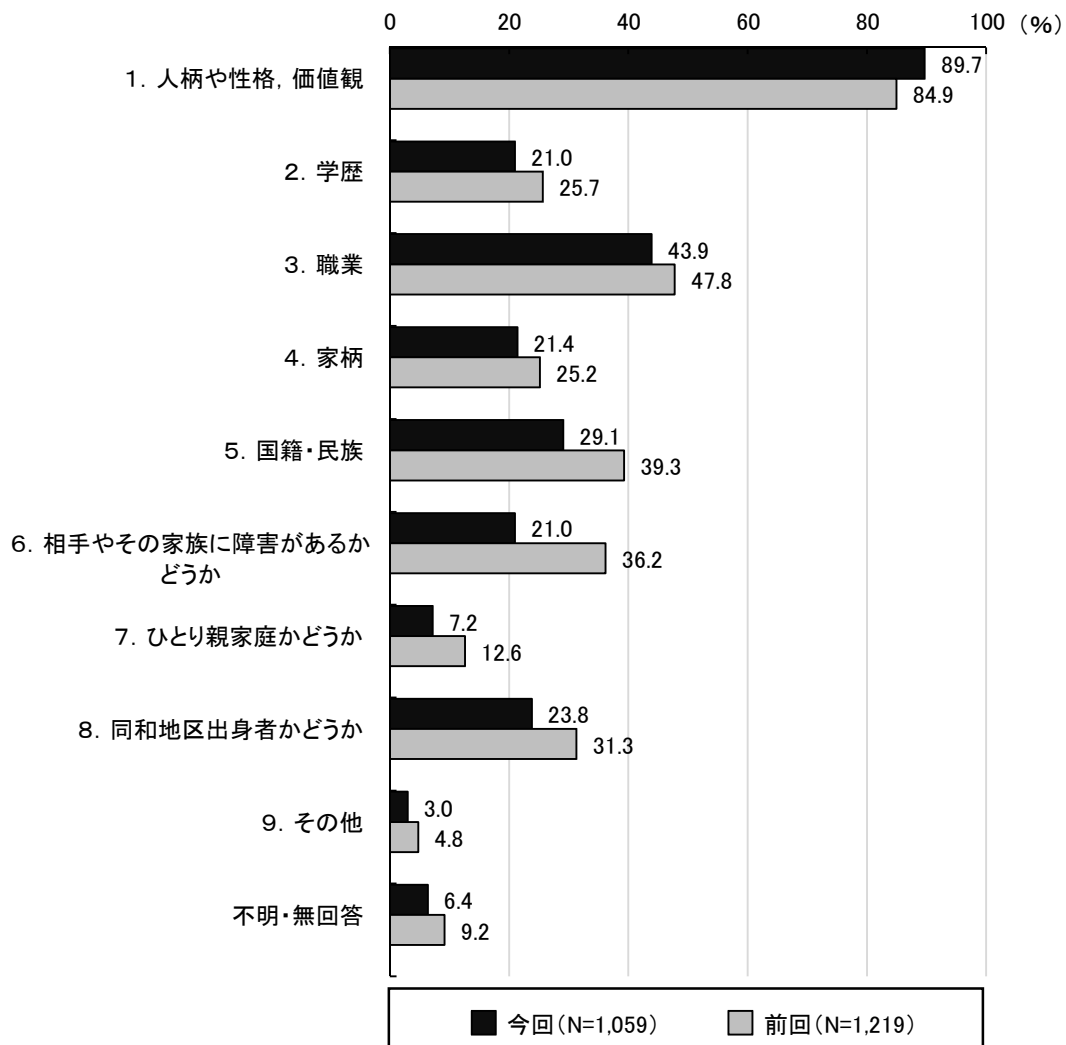
問6. 結婚相手を考える際に、気になること（なったこと）はどんなことですか。あなた自身の結婚の場合と、お子さんの結婚の場合とに分け、気になる項目に○を付けてください。お子さんがいらっしゃる方も、いると想定してお答えください。

（○はいくつでも）

（1）あなたご自身の場合

人柄や性格，価値観以外の項目は前回から減少

自分自身が結婚相手を考える際に気になることについて、「国籍・民族」，「相手やその家族に障害があるかどうか」，「同和地区出身者かどうか」が2～3割程度となっており，前回よりも減少傾向となっています。



※ 年代別クロス集計

全ての年代において、「人柄や性格、価値観」の割合が最も高くなっています。

10, 20 歳代において、「相手やその家族に障害があるかどうか」の割合が高く、「同和地区出身者かどうか」の割合は低くなっています。また、80 歳以上において、「国籍・民族」の割合が高くなっています。

単位: %

	10, 20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. 人柄や性格、価値観	95.7	95.2	95.5	94.4	86.2	85.3	76.3
2. 学歴	28.0	24.8	23.7	19.7	19.3	15.8	22.5
3. 職業	49.5	51.2	53.1	49.4	32.6	40.1	33.8
4. 家柄	24.7	36.0	20.9	18.5	16.0	19.2	26.3
5. 国籍・民族	29.0	27.2	29.9	26.4	27.6	32.8	42.5
6. 相手やその家族に障害があるかどうか	35.5	29.6	21.5	18.0	15.5	19.8	16.3
7. ひとり親家庭かどうか	6.5	9.6	5.6	7.3	8.3	4.0	11.3
8. 同和地区出身者かどうか	17.2	25.6	23.2	25.3	25.4	25.4	27.5
9. その他	5.4	4.0	3.4	3.9	1.1	2.3	1.3
不明・無回答	2.2	4.8	2.8	2.8	8.8	7.3	15.0

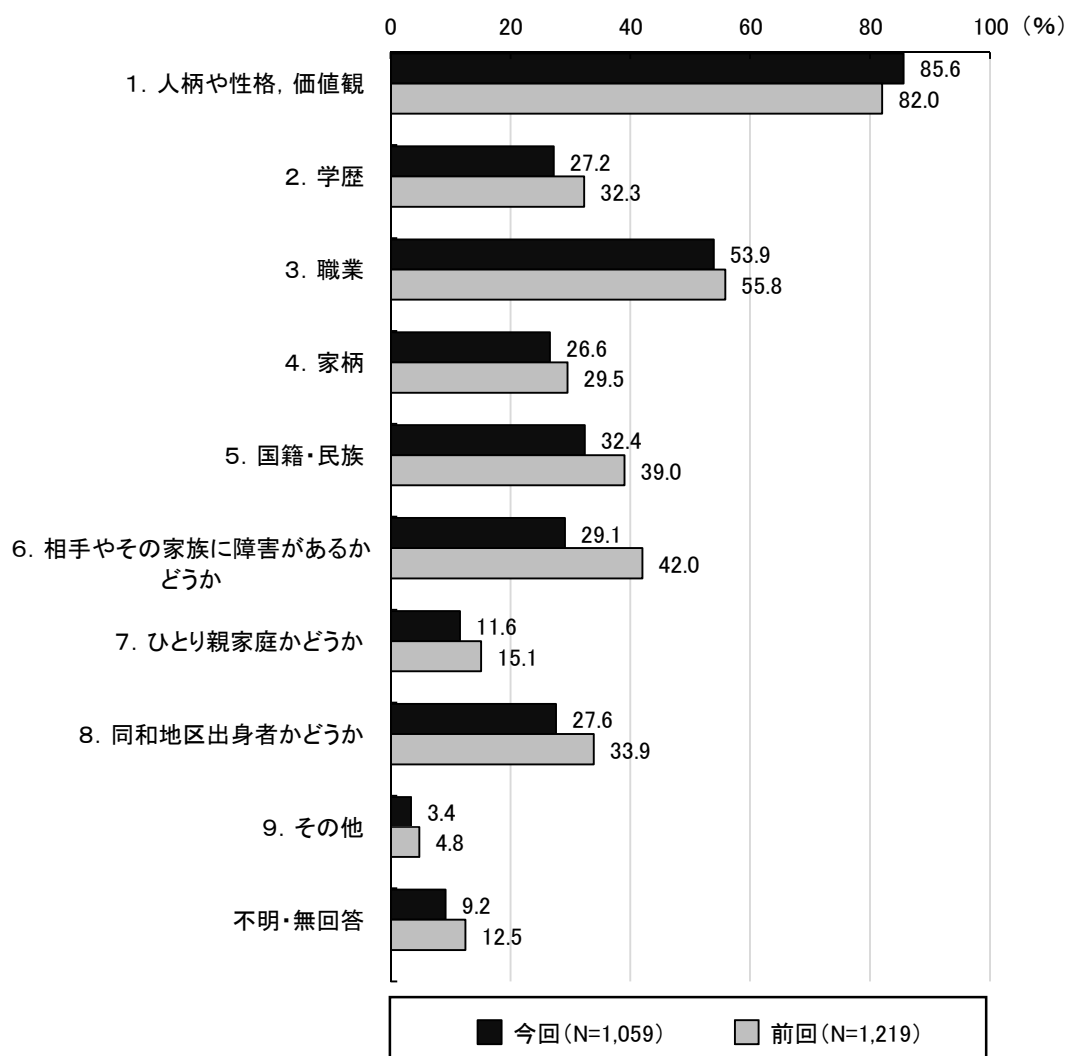
問6. 結婚相手を考える際に、気になること（なったこと）はどんなことですか。あなた自身の結婚の場合と、お子さんの結婚の場合とに分け、気になる項目に○を付けてください。お子さんがいらっしゃらない方も、いると想定してお答えください。

（○はいくつでも）

（2）あなたのお子さんの場合

人柄や性格、価値観以外の項目は前回から減少

自分の子どもの結婚相手を考える際に気になることについては、概ね自分自身の場合と同様の傾向で、「国籍・民族」、「相手やその家族に障害があるかどうか」、「同和地区出身者かどうか」が2～3割程度となっており、前回よりも減少傾向となっています。



※ 年代別クロス集計

全ての年代において、「人柄や性格，価値観」の割合が最も高くなっています。

また，10，20歳代において，「同和地区出身者かどうか」の割合が低くなっています。

単位：％

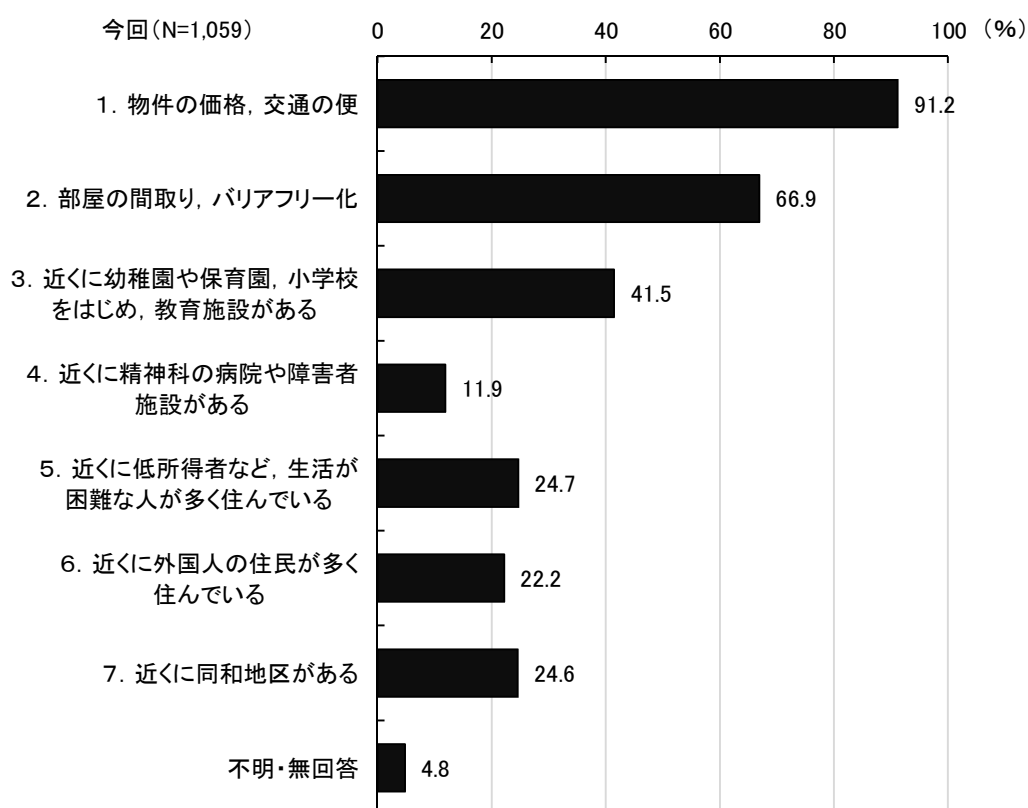
	10, 20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. 人柄や性格，価値観	83.9	88.0	92.1	92.7	85.6	79.1	75.0
2. 学歴	32.3	28.8	29.9	27.5	22.7	22.6	38.8
3. 職業	60.2	61.6	62.7	62.4	44.2	41.8	52.5
4. 家柄	31.2	41.6	31.1	27.5	17.7	18.6	31.3
5. 国籍・民族	34.4	35.2	36.2	33.1	27.1	31.1	38.8
6. 相手やその家族に障害があるかどうか	34.4	33.6	33.3	29.8	25.4	26.6	23.8
7. ひとり親家庭かどうか	14.0	16.8	11.9	10.1	10.5	7.9	16.3
8. 同和地区出身者かどうか	19.4	29.6	30.5	32.0	29.3	23.7	30.0
9. その他	4.3	4.8	2.3	6.2	2.2	2.3	0.0
不明・無回答	11.8	7.2	5.1	4.5	10.5	13.0	12.5

問7. 家を購入したり，マンションを借りたりするなど，住宅を選ぶ際に，気になる項目に○を付けてください。（○はいくつでも）

近くに生活が困難な人や外国人が住んでいること，同和地区があることを気にする人が2割を超えている

住宅を選ぶ際に，気になる項目については，「物件の価格，交通の便」の割合が最も高く91.2%となっています。

また，「近くに低所得者など，生活に困難な人が多く住んでいる」，「近くに外国人が住んでいる」，「近くに同和地区がある」ことを気にする人が，それぞれ2割を超えています。



解説 バリアフリー

多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。もともと障害のある人や高齢者のための物理的障壁の除去の意味で使われてきたが，現在では，あらゆる人の社会参加を困難にしている物理的，制度的，文化・情報面や意識上の障壁の除去という意味で使われている。

※ 年代別クロス集計

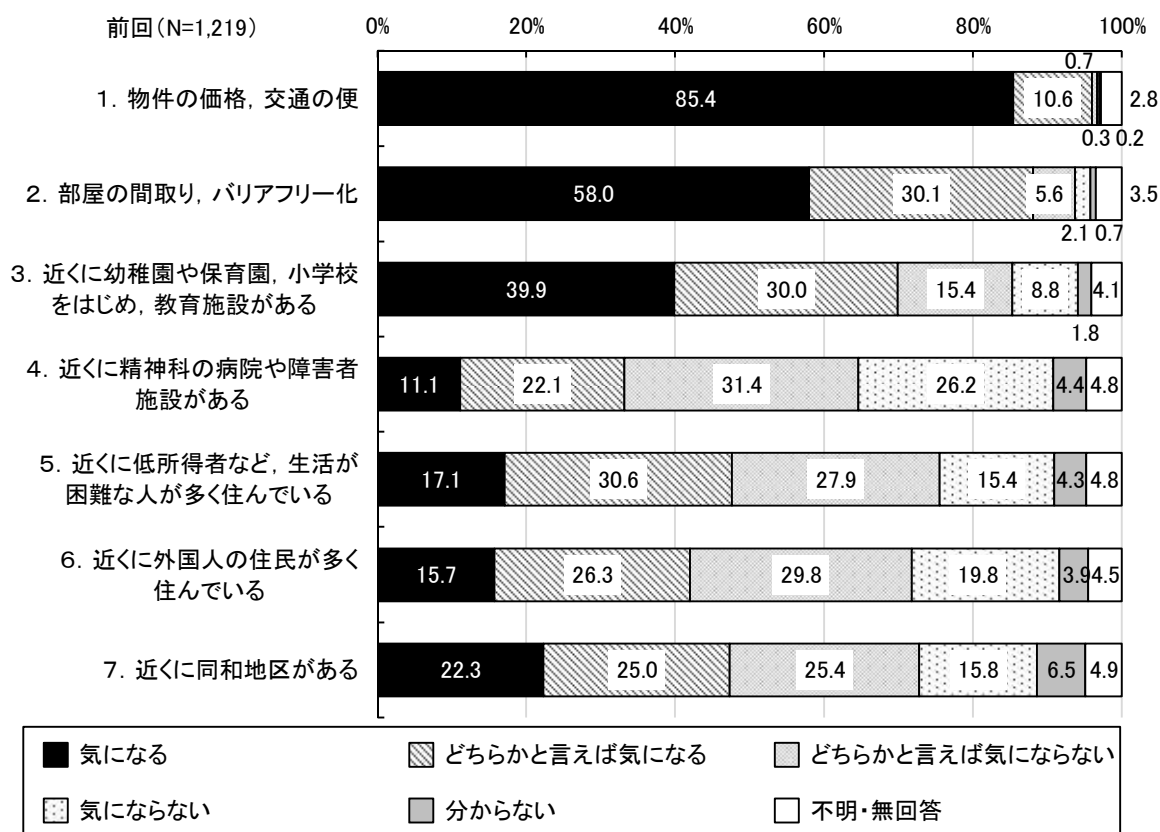
10～30 歳代及び 50 歳代において、「近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる」、10～50 歳代において、「近くに外国時の住民が多く住んでいる」、30～50 歳代において、「近くに同和地区がある」の割合が高い傾向にあります。

単位：％

	10, 20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. 物件の価格, 交通の便	98.9	96.0	92.7	91.6	91.7	89.3	82.5
2. 部屋の間取り, バリアフリー化	67.7	73.6	66.1	66.9	70.2	63.3	63.8
3. 近くに幼稚園や保育園, 小学校をはじめ, 教育施設がある	39.8	54.4	46.3	34.3	34.3	46.3	45.0
4. 近くに精神科の病院や障害者施設がある	9.7	17.6	11.3	13.5	11.0	8.5	12.5
5. 近くに低所得者など, 生活が困難な人が多く住んでいる	37.6	36.8	23.2	33.7	18.2	15.3	18.8
6. 近くに外国人の住民が多く住んでいる	25.8	27.2	23.2	27.5	19.3	19.2	13.8
7. 近くに同和地区がある	22.6	30.4	28.2	29.2	23.8	18.6	22.5
不明・無回答	0.0	1.6	5.1	3.4	3.9	7.9	7.5

※参考：前回（平成 25 年調査）

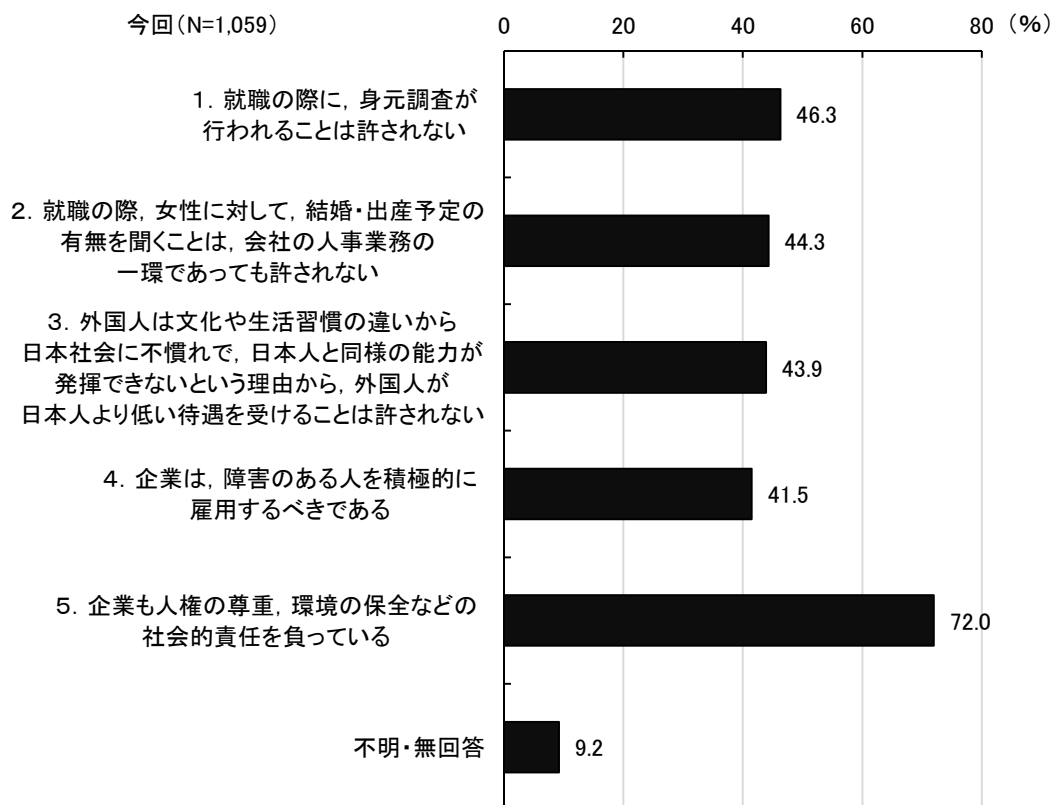
家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、あなたが気になる項目に○を付けてください。（○はそれぞれ1つ）



問8. 就職における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

企業も人権尊重などの責任を負っていると考える人は約7割

就職における場面で人権に関して同意する考え方については、「企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている」の割合が最も高く72.0%となっています。



※ 性別・年代別クロス集計

どちらの性別においても、「企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている」の割合が最も高くなっています。

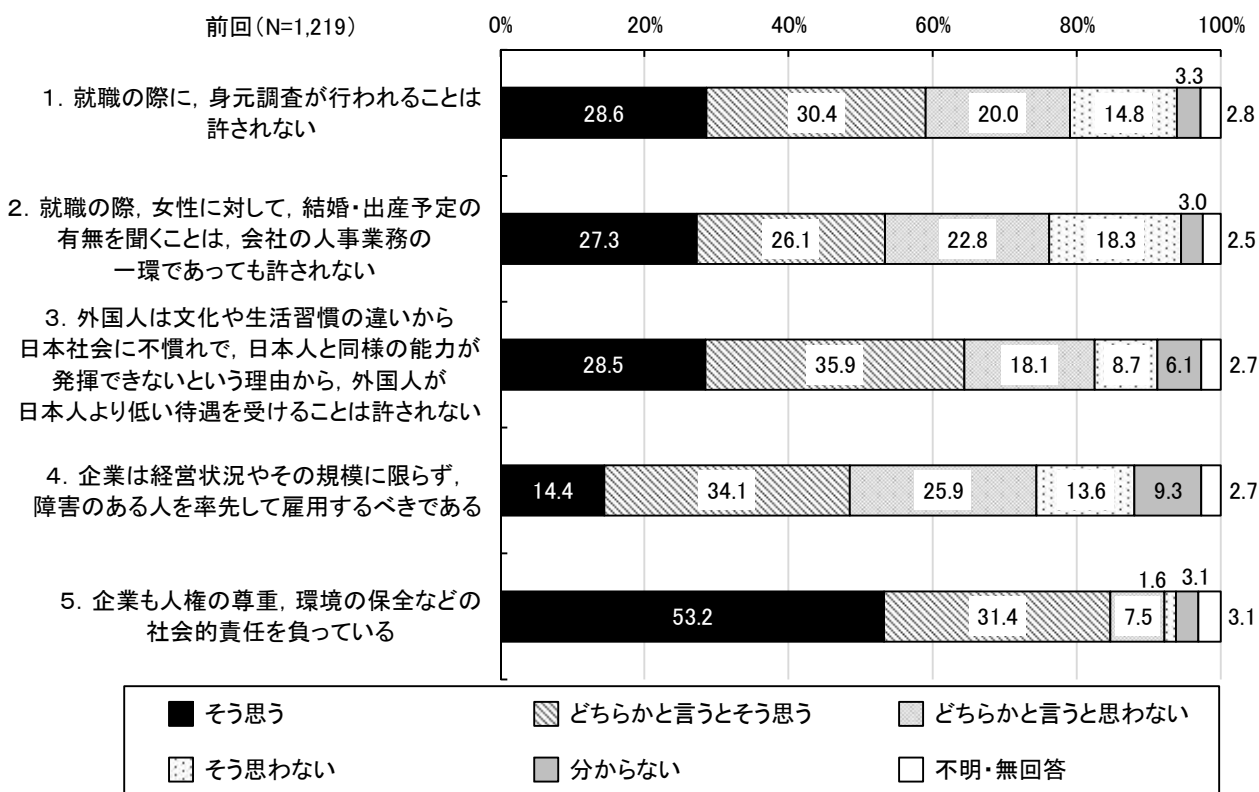
全ての年代において、「企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている」の割合が最も高く、特に10～30歳代においては80.0%となっています。また、10、20歳代においては、「企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである」の割合が低くなっています。

	男性 (N=412)	女性 (N=570)	10、20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. 就職の際に、身元調査が行われることは許されない	47.1	45.4	47.3	40.0	48.6	50.0	52.5	40.1	43.8
2. 就職の際、女性に対して、結婚・出産予定の有無を聞くことは、会社の人事業務の一環であっても許されない	41.3	46.0	38.7	39.2	46.3	42.1	50.8	43.5	45.0
3. 外国人は文化や生活習慣の違いから日本社会に不慣れで、日本人と同様の能力が発揮できないという理由から、外国人が日本人より低い待遇を受けることは許されない	40.8	46.3	45.2	49.6	45.2	50.0	42.5	36.2	43.8
4. 企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである	37.1	45.1	30.1	43.2	41.2	42.1	42.0	44.6	48.8
5. 企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている	75.2	71.2	83.9	80.8	70.1	76.4	68.0	68.4	67.5
不明・無回答	9.5	8.2	2.2	5.6	10.7	6.7	11.0	11.9	10.0

単位：%

※参考：前回（平成25年調査）

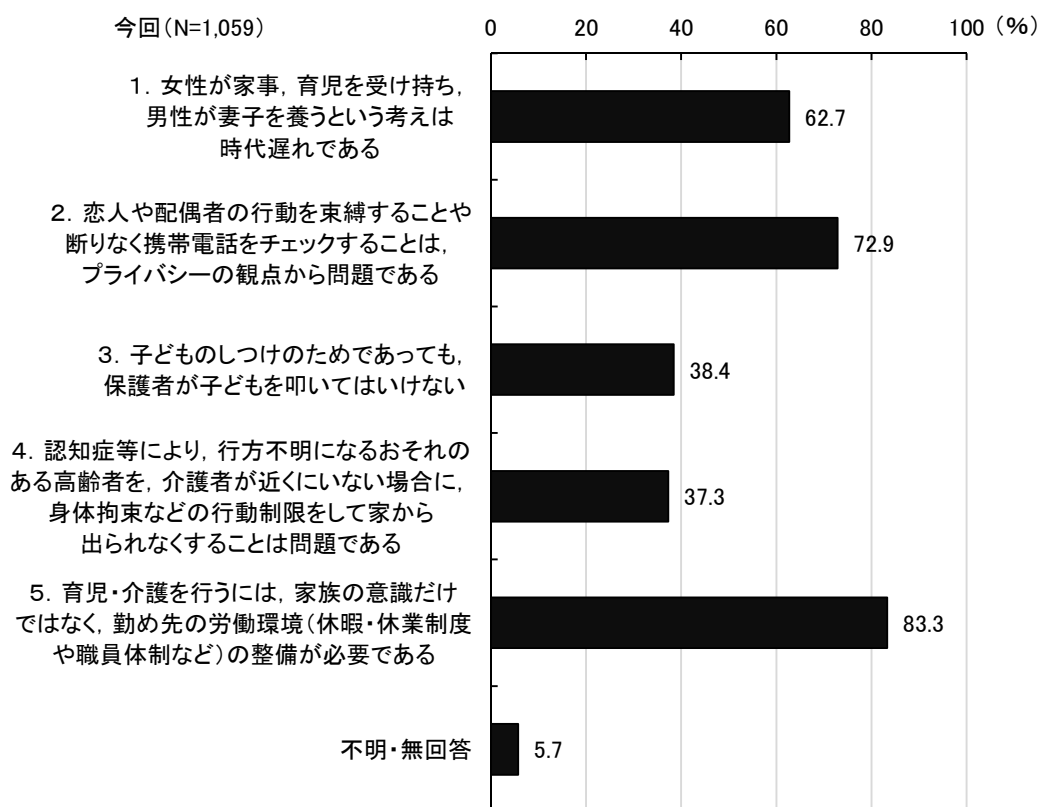
就職における場面について、次のような意見があります。あなたはどのように思いますか。
(○はそれぞれ1つ)



問9. 家庭での生活場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

育児・介護のために労働環境の整備が必要と考える人は8割を超えている

家庭での生活場面で人権に関して同意する考え方については、「育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である」の割合が最も高く 83.3%となっています。



※ 性別・年代別クロス集計

どちらの性別においても、「育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である」の割合が最も高くなっています。

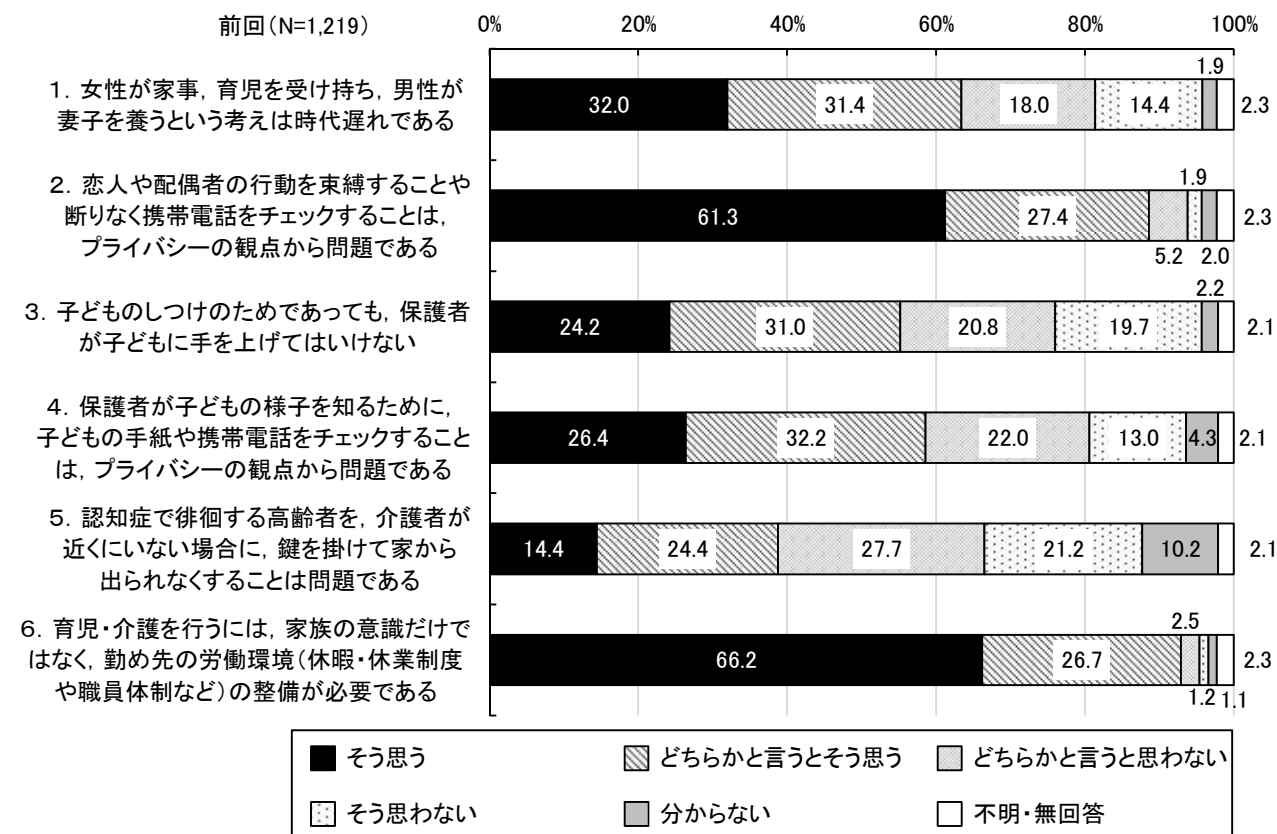
全ての年代において、「育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である」の割合が最も高くなっています。また、10、20歳代において、「女性が家事、育児を受け持ち、男性が妻子を養うという考えは時代遅れである」の割合が他の年代と比べて高くなっています。

単位：%

	男性 (N=412)	女性 (N=570)	10、20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. 女性が家事、育児を受け持ち、男性が妻子を養うという考えは時代遅れである	58.5	66.3	77.4	62.4	66.7	66.9	63.5	53.7	47.5
2. 恋人や配偶者の行動を束縛することや断りなく携帯電話をチェックすることは、プライバシーの観点から問題である	74.3	73.7	76.3	75.2	76.3	77.0	76.2	65.5	67.5
3. 子どものしつけのためであっても、保護者が子どもを叩いてはいけない	38.8	38.8	51.6	34.4	33.3	39.9	41.4	36.2	45.0
4. 認知症等により、行方不明になるおそれのある高齢者を、介護者が近くにいない場合に、身体拘束などの行動制限をして家から出られなくすることは問題である	34.7	38.4	32.3	33.6	34.5	36.5	44.8	37.9	41.3
5. 育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である	81.8	85.8	89.2	93.6	87.6	86.0	81.2	75.7	72.5
不明・無回答	5.3	5.1	1.1	2.4	5.1	3.9	6.1	7.9	10.0

※参考：前回（平成 25 年調査）

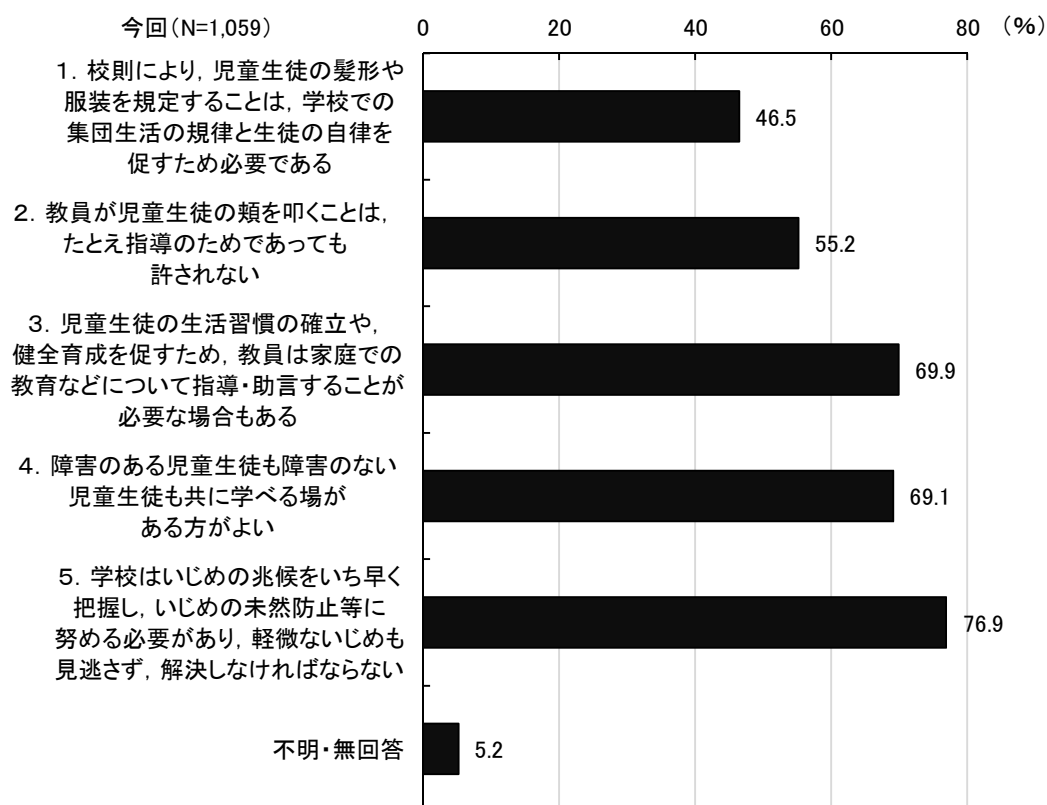
家庭での生活場面について、次のような意見があります。あなたはどのように思いますか。
（○はそれぞれ1つ）



問 10. 学校における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

学校にいじめを見逃さず、解決を求める人は7割を超えている

学校における場面で人権に関して同意する考え方については、「学校はいじめの兆候をいち早く把握し、いじめの未然防止等に努める必要があり、軽微ないじめも見逃さず、解決しなければならない」の割合が最も高く76.9%となっています。



※ 年代別クロス集計

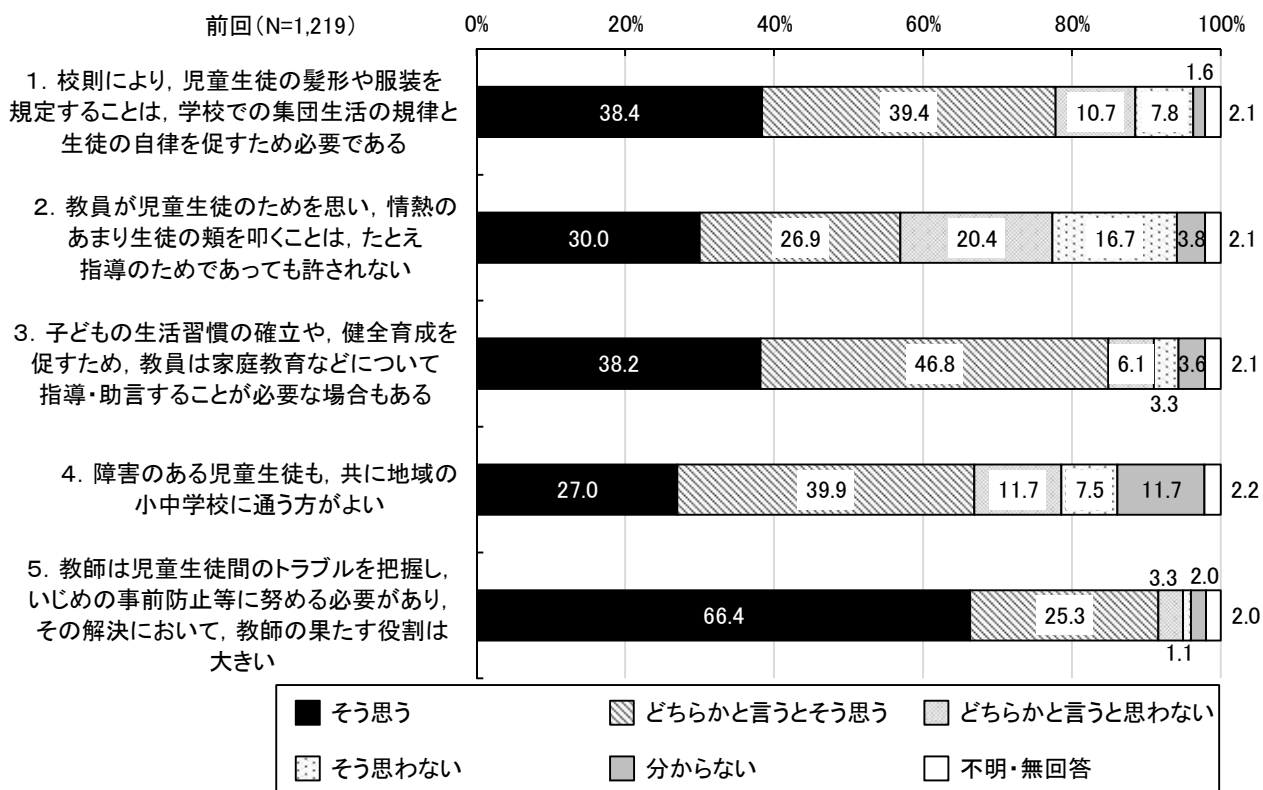
10～50 歳代において、「児童生徒の生活習慣の確立や、健全育成を促すため、教員は家庭での教育などについて指導・助言することが必要な場合もある」の割合が高くなっています。また、40 歳以上において、「学校はいじめの兆候をいち早く把握し、いじめの未然防止等に努める必要があり、軽微ないじめも見逃さず、解決しなければならない」の割合が最も高くなっています。

単位：％

	10, 20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. 校則により、児童生徒の髪形や服装を規定することは、学校での集団生活の規律と生徒の自律を促すため必要である	39.8	37.6	52.0	49.4	43.6	49.7	50.0
2. 教員が児童生徒の頬を叩くことは、たとえ指導のためであっても許されない	62.4	50.4	52.5	55.1	58.6	55.9	57.5
3. 児童生徒の生活習慣の確立や、健全育成を促すため、教員は家庭での教育などについて指導・助言することが必要な場合もある	78.5	76.8	75.1	71.9	68.5	62.7	57.5
4. 障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も共に学べる場がある方がよい	63.4	77.6	74.6	74.2	68.5	62.1	66.3
5. 学校はいじめの兆候をいち早く把握し、いじめの未然防止等に努める必要があり、軽微ないじめも見逃さず、解決しなければならない	72.0	72.8	78.0	76.4	80.7	78.0	85.0
不明・無回答	2.2	2.4	4.5	3.4	4.4	8.5	8.8

※参考：前回（平成 25 年調査）

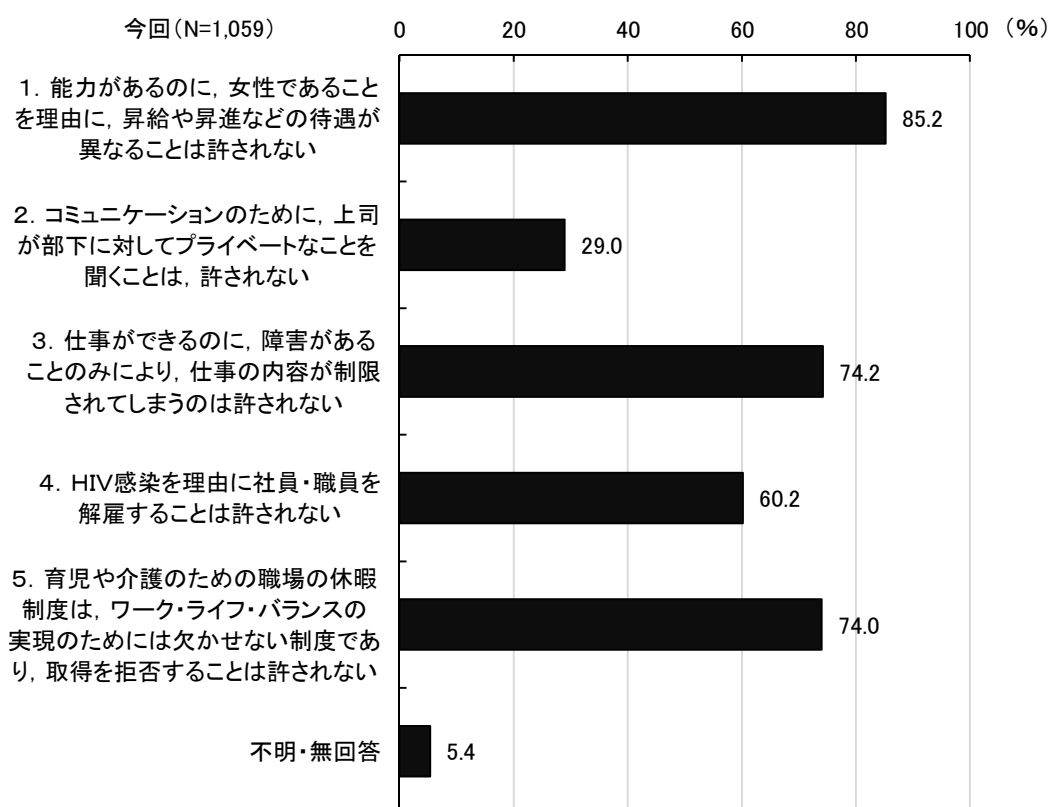
学校における場面について、次のような意見があります。あなたはどのように思いますか。
（○はそれぞれ 1 つ）



問 11. 職場における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

女性であることを理由に待遇が異なることを許されないと考える人は8割を超えている

職場における場面で人権に関して同意する考え方については、「能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない」の割合が最も高く 85.2%となっています。また、「仕事ができるのに、障害があることのみにより、仕事の内容が制限されてしまうのは許されない」、「育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない」の割合が70%以上となっています。



解説 HIV

HIVとは「ヒト免疫不全ウイルス」のことで、感染し体内でHIVが増殖するとエイズ（後天性免疫不全症候群）を発症する。感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られ、感染力が弱いため、日常生活において感染することはない。

しかし、誤った認識による差別・偏見により施設への入所拒否や就業拒否などの問題がある。

解説 ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

※ 性別・年代別クロス集計

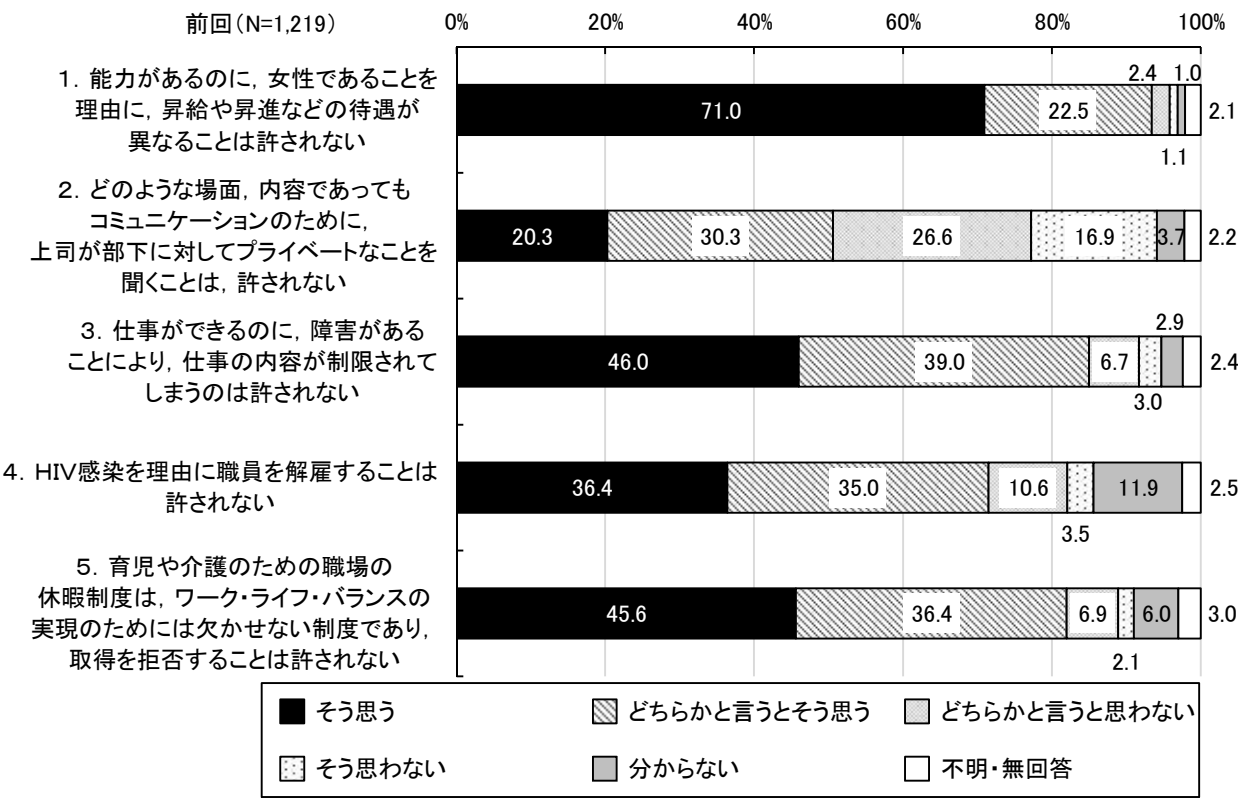
どちらの性別においても、「能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない」の割合が最も高くなっています。

全ての年代において、「能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない」の割合が最も高くなっています。また、「育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない」の割合は、10～30 歳代においては 80.0%以上と高くなっていますが、年齢が高くなるほど、低くなっています。

	男性 (N=412)	女性 (N=570)	10, 20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. 能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない	83.7	87.4	88.2	84.8	89.8	88.2	85.1	79.1	85.0
2. コミュニケーションのために、上司が部下に対してプライベートなことを聞くことは、許されない	27.9	29.3	21.5	14.4	22.0	29.2	34.8	40.1	38.8
3. 仕事ができるのに、障害があることのみにより、仕事の内容が制限されてしまうのは許されない	73.3	75.3	72.0	76.0	79.1	76.4	70.2	73.4	77.5
4. HIV感染を理由に社員・職員を解雇することは許されない	58.5	63.2	73.1	72.0	66.7	69.1	59.7	45.8	36.3
5. 育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない	69.9	77.5	87.1	82.4	78.5	75.3	72.4	65.5	65.0
不明・無回答	5.6	4.6	2.2	1.6	1.7	5.6	8.3	5.6	8.8

※参考：前回（平成 25 年調査）

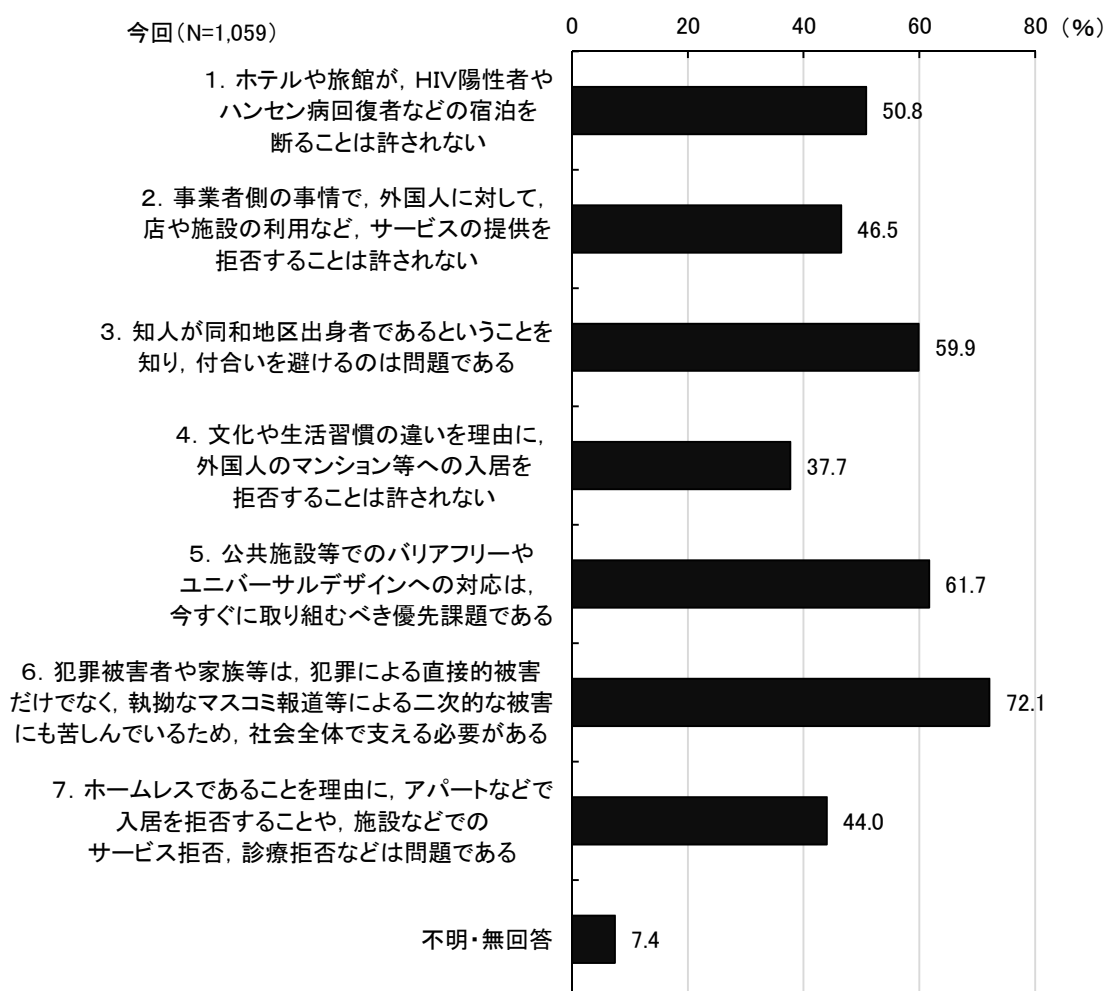
職場における場面について、次のような意見があります。あなたはどのように思いますか。
（○はそれぞれ1つ）



問 12. 社会での生活場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

犯罪被害者や家族等を社会で支える必要があると考える人は7割を超えている

社会における場面で人権に関して同意する考え方については、「犯罪被害者や家族等は、犯罪による直接的被害だけでなく、執拗なマスコミ報道等による二次的な被害にも苦しんでいるため、社会全体で支える必要がある」の割合が最も高く 72.1%となっています。



解説 ハンセン病回復者

ハンセン病とは、細菌の一種であるらい菌による慢性の感染症であり、かつては、感染力の強い病気である、不治の病であるなどの間違った認識により、患者が強制的に隔離されるなどの差別を受けた。現在では治療法が確立し、遺伝病でないことも判明している。

「ハンセン病回復者」とは、かつてハンセン病に感染していたが完治した人のことを指す。

解説 ユニバーサルデザイン

製品、設備、施設、建築物、その他の工作物を、あらかじめ全ての人にとってできる限り利用しやすくデザインすること。

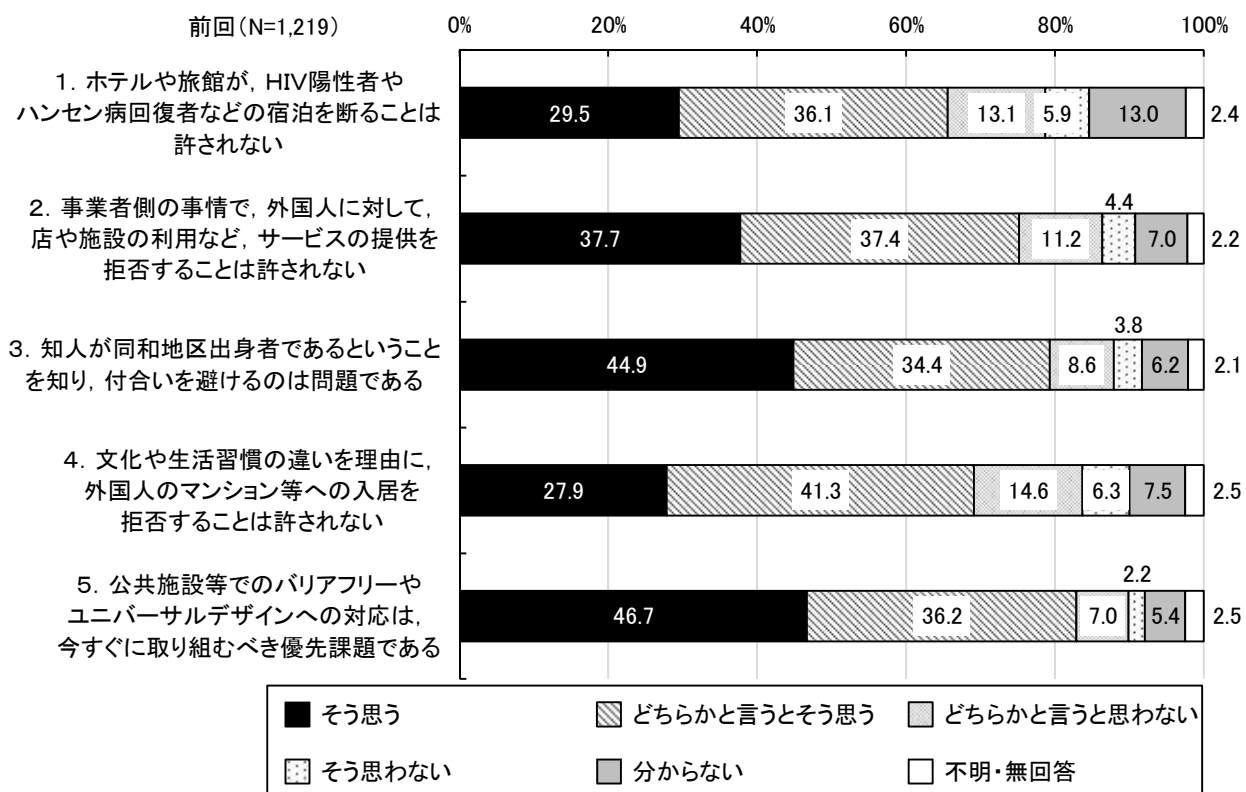
※ 年代別クロス集計

全ての年代において、「犯罪被害者や家族等は、犯罪による直接的被害だけでなく、執拗なマスコミ報道等による二次的な被害にも苦しんでいるため、社会全体で支える必要がある」の割合が最も高くなっています。

	単位：％						
	10, 20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. ホテルや旅館が、HIV陽性者やハンセン病回復者などの宿泊を断ることは許されない	48.4	51.2	56.5	50.0	51.4	50.8	46.3
2. 事業者側の事情で、外国人に対して、店や施設の利用など、サービスの提供を拒否することは許されない	49.5	47.2	51.4	43.3	48.6	42.4	46.3
3. 知人が同和地区出身者であるということを知り、付き合いを避けるのは問題である	57.0	60.8	62.1	62.9	63.0	54.8	65.0
4. 文化や生活習慣の違いを理由に、外国人のマンション等への入居を拒否することは許されない	48.4	39.2	41.8	38.8	32.6	38.4	27.5
5. 公共施設等でのバリアフリーやユニバーサルデザインへの対応は、今すぐに取り組むべき優先課題である	66.7	66.4	64.4	60.7	61.9	63.3	55.0
6. 犯罪被害者や家族等は、犯罪による直接的被害だけでなく、執拗なマスコミ報道等による二次的な被害にも苦しんでいるため、社会全体で支える必要がある	77.4	80.0	79.1	70.2	70.7	68.4	66.3
7. ホームレスであることを理由に、アパートなどで入居を拒否することや、施設などでのサービス拒否、診療拒否などは問題である	51.6	49.6	44.1	42.1	45.3	43.5	35.0
不明・無回答	5.4	4.8	2.3	6.2	10.5	7.9	12.5

※参考：前回（平成 25 年調査）

社会での生活場面について、次のような意見があります。あなたはどのように思いますか。
（○はそれぞれ1つ）

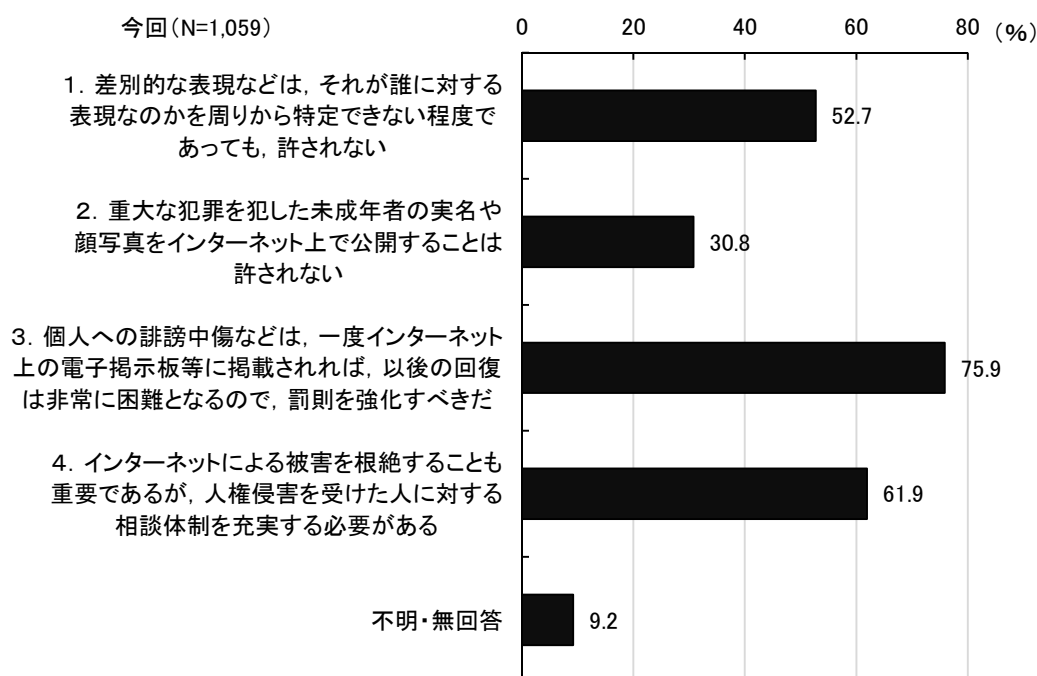


3 現代社会における新たな問題について

問 13. インターネットに関する問題について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○は3つまで)

誹謗中傷に対する罰則強化が必要と考える人は7割を超えている

インターネット上の人権に関して同意する考え方については、「個人への誹謗中傷などは、一度インターネット上の電子掲示板等に掲載されれば、以後の回復は非常に困難となるので、罰則を強化すべきだ」の割合が最も高く 75.9%となっています。



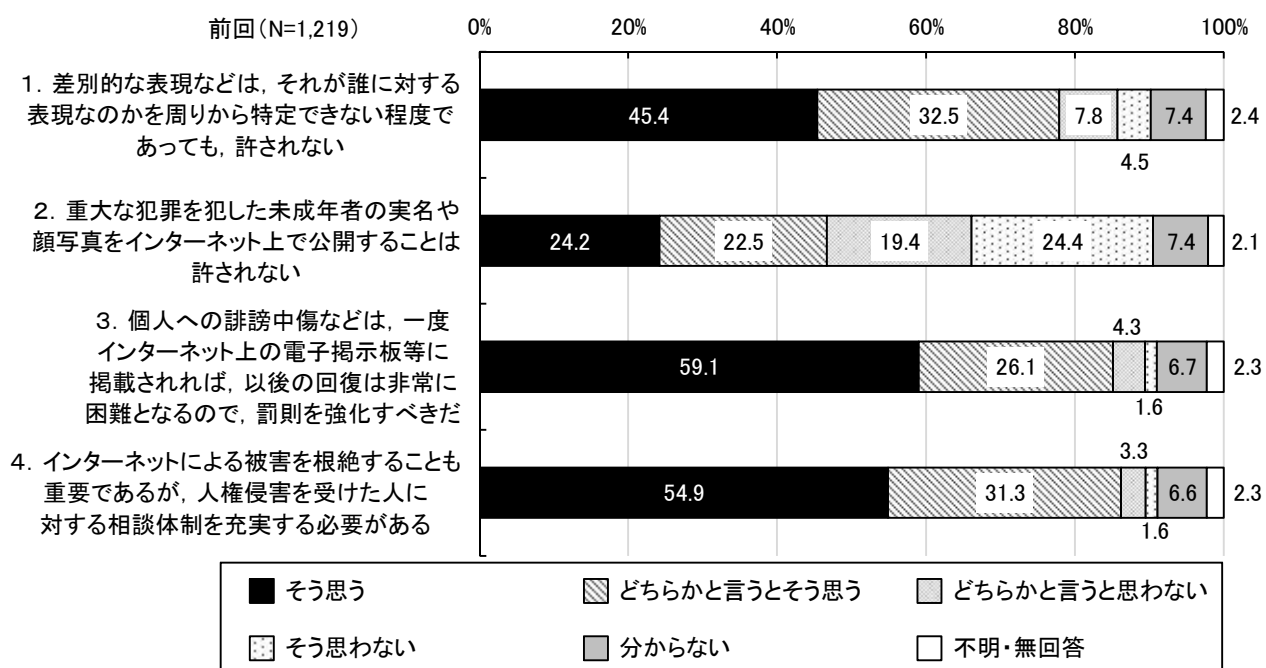
※ 年代別クロス集計

全ての年代において、「個人への誹謗中傷などは、一度インターネット上の電子掲示板等に掲載されれば、以後の回復は非常に困難となるので、罰則を強化すべきだ」の割合が最も高くなっています。また、10、20歳代においては、「インターネットによる被害を根絶することも重要であるが、人権侵害を受けた人に対する相談体制を充実する必要がある」の割合が高く、70歳代以上においては、他の年代と比べて低くなっています。

	単位：％						
	10、20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. 差別的な表現などは、それが誰に対する表現なのかを周りから特定できない程度であっても、許されない	51.6	52.8	56.5	59.0	51.9	49.2	52.5
2. 重大な犯罪を犯した未成年者の実名や顔写真をインターネット上で公開することは許されない	29.0	23.2	30.5	29.2	35.9	35.0	36.3
3. 個人への誹謗中傷などは、一度インターネット上の電子掲示板等に掲載されれば、以後の回復は非常に困難となるので、罰則を強化すべきだ	71.0	69.6	84.7	80.9	78.5	76.3	61.3
4. インターネットによる被害を根絶することも重要であるが、人権侵害を受けた人に対する相談体制を充実する必要がある	71.0	65.6	62.7	68.5	62.4	56.5	46.3
不明・無回答	4.3	8.0	6.8	3.9	9.4	11.3	18.8

※参考：前回（平成 25 年調査）

インターネットに関する問題について、次のような意見があります。あなたはどのように思いますか。（〇はそれぞれ1つ）



問 14. 障害者に関する問題や考え方について、どのように思いますか。

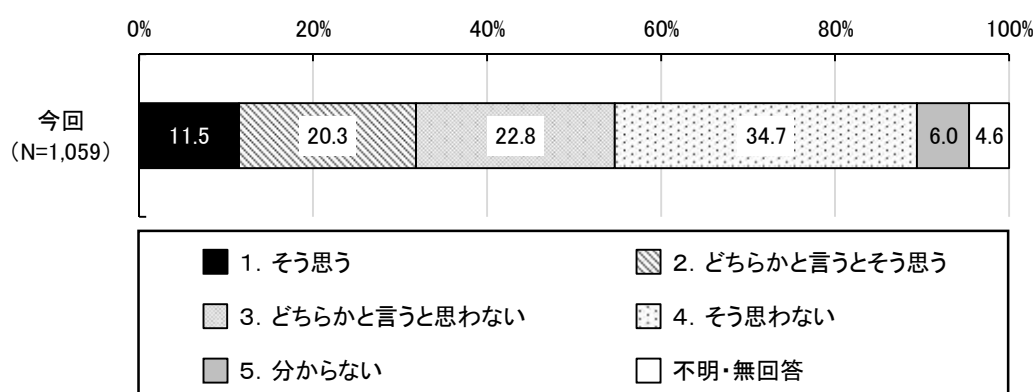
(○はそれぞれ1つ)

(1) 施設の管理者が、「安全の確保」を理由に、耳の不自由な人の利用には「聞こえる人の付添い」を条件とすることは、「差別」に当たる

付添いを条件とすることは差別に当たると考える人は約3割

「施設の管理者が、「安全の確保」を理由に、耳の不自由な人の利用には「聞こえる人の付添い」を条件とすることは、差別に当たる」という考え方に同意するかどうかについては、「そう思う」と「どちらかと言うとそう思う」を合わせた割合が31.8%、「どちらかと言うと思わない」と「そう思わない」を合わせた割合が57.5%となっています。

本設問は、「障害者差別解消法（P26 に解説を掲載）」が定める「不当な差別的取扱い（下記に解説を掲載）」に当たるケースです。



解説 不当な差別的取扱い

障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。

【例】

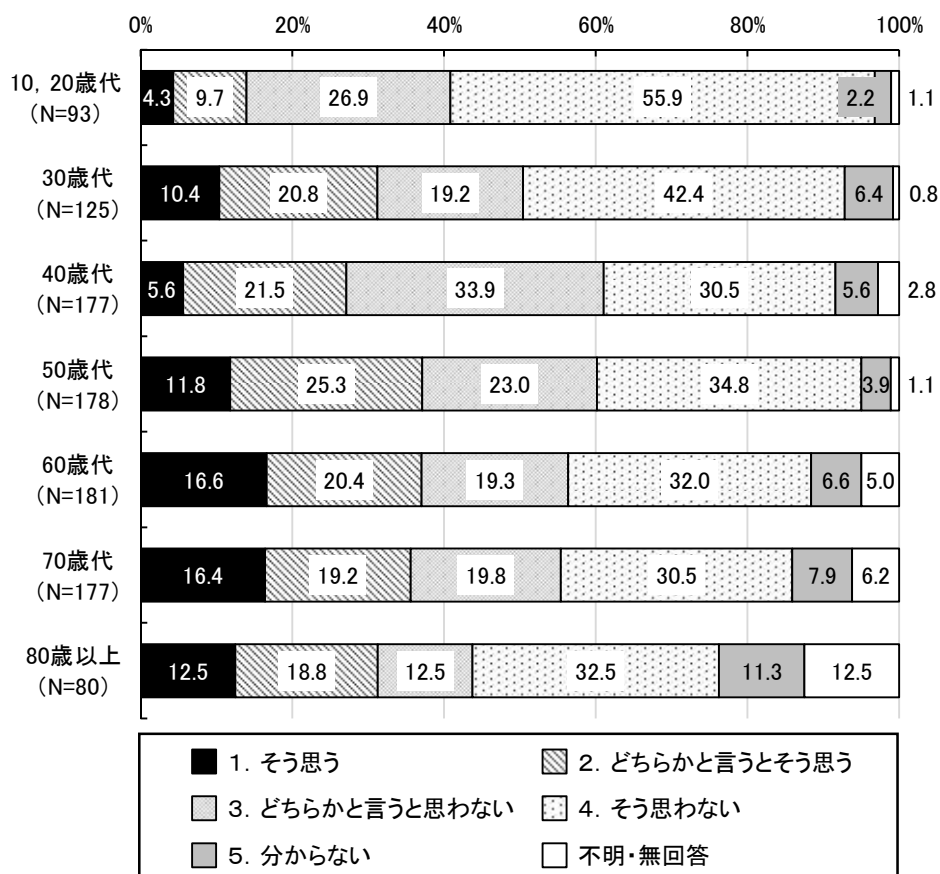
- ・「障害がある」という理由だけでスポーツクラブの入会を断る
- ・盲導犬の同伴を理由に飲食店への入店を断る
- ・障害のある人に対してのみ、支援者の付添いを対応の条件とする

[法的義務] 行政機関等、事業者

※ 年代別クロス集計

10, 20 歳代において、「そう（差別だと）思わない」と「どちらかと言うとそう（差別だと）思わない」を合わせた割合が 80%以上となっています。

また、10, 20 歳代と 40 歳代において、「そう（差別だと）思う」と「どちらかと言うとそう（差別だと）思う」を合わせた割合が 30%未満となっています。



問 14. 障害者に関する問題や考え方について、どのように思いますか。

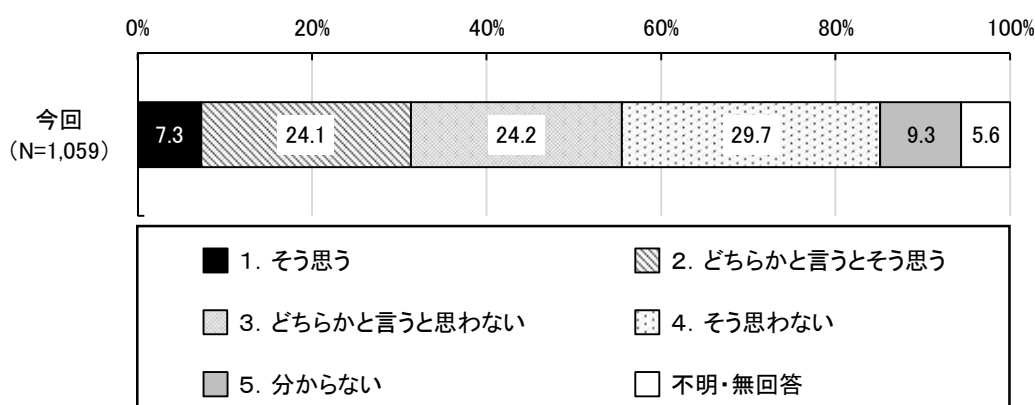
(○はそれぞれ1つ)

(2) 障害者への配慮は、多数の障害者に共通するバリアを取り除くための配慮をすればよく、障害者一人一人の配慮の申出に応じることは、やり過ぎと思う

一人一人の配慮の申出に応じることはやり過ぎではないと考える人は5割を超えている

「障害者への配慮は、多数の障害者に共通するバリアを取り除くための配慮をすればよく、障害者一人一人の配慮の申出に応じることは、やり過ぎと思う」という考え方に同意するかどうかについては、「そう思う」と「どちらかと言うとそう思う」を合わせた割合が31.4%、「どちらかと言うとそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合が53.9%となっています。

本設問は、「障害者差別解消法（P26 に解説を掲載）」が定める「合理的配慮（下記に解説を掲載）」に関するものです。多数の障害者に共通するバリアを取り除く配慮も大切ですが、障害者一人一人の特性に応じた配慮が、過度な負担にならない範囲であれば必要です。



解説 合理的配慮

様々な場面で、障害のある人から何らかの意思表示があった場合に、「社会的障壁」（バリア）を取り除くために必要となる配慮。

【例】

- ・目の不自由な人に書類を渡すときに、内容を読み上げる又は大きな文字にする
- ・耳の不自由な人の応対の際に、手話や筆談で応じる
- ・知的障害のある人への説明の際に、分かりやすい言葉を選ぶ

〔法的義務〕 行政機関等 〔努力義務〕 事業者

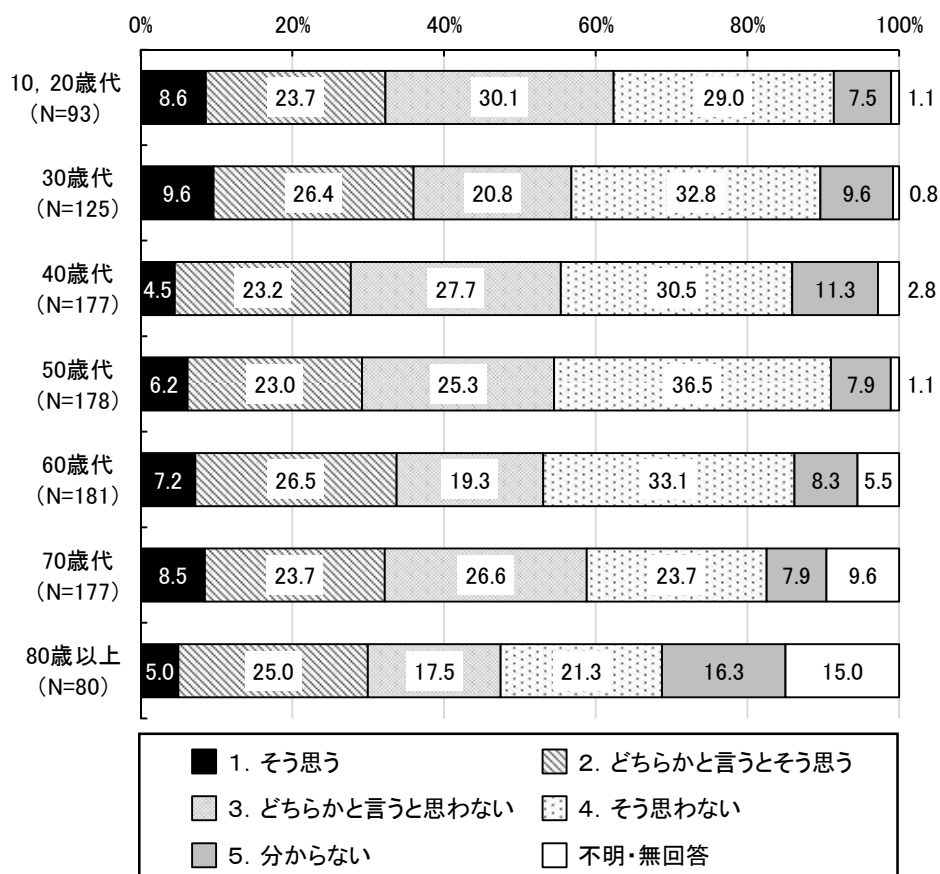
解説 社会的障壁

障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を送るうえで支障となるもので、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を意識しない習慣、障害に対する偏見など。

なお、障害の種類、程度等により、また、同じ種類でも、その人の特性や事情によって、一人一人障壁となることは異なります。

※ 年代別クロス集計

50 歳代以上において、「どちらかと言うと思わない」と「そう思わない」を合わせた割合が 60% 以上となっています。



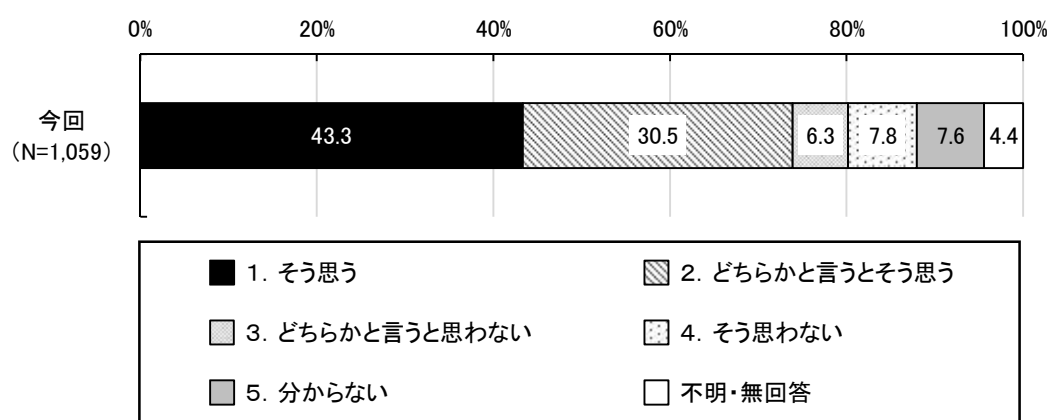
問 14. 障害者に関する問題や考え方について、どのように思いますか。

(○はそれぞれ1つ)

(3) 障害者が暮らしやすい社会こそが健常者も暮らしやすい社会である

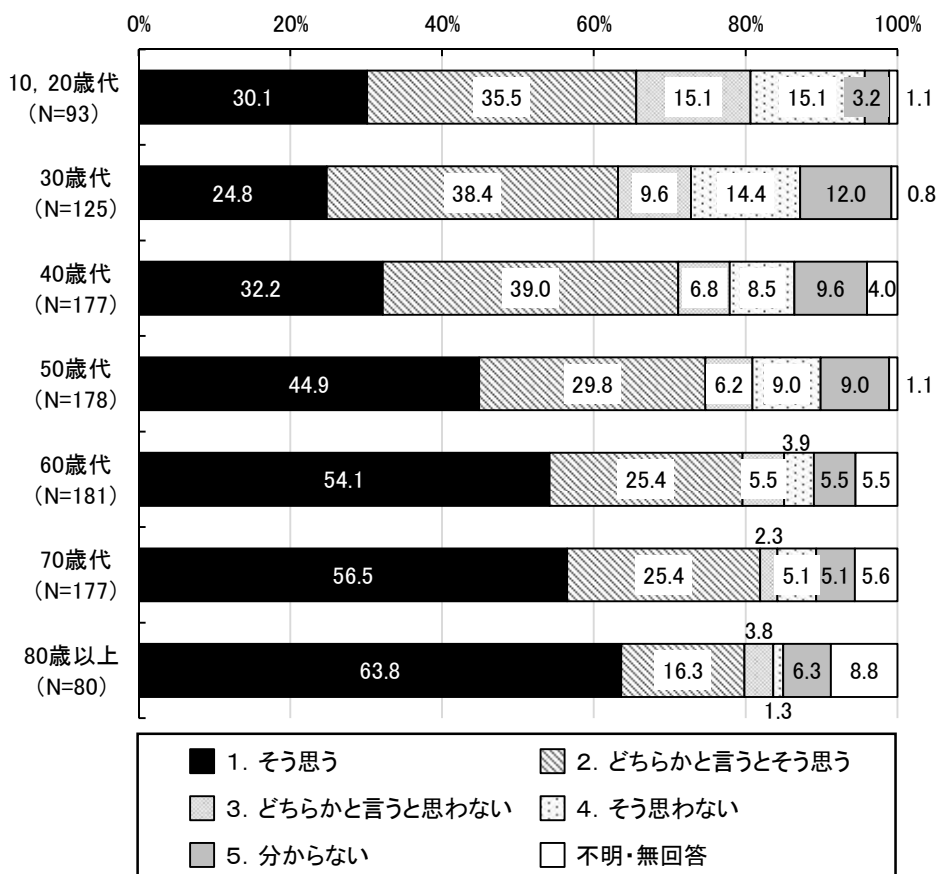
障害者が暮らしやすいと健常者も暮らしやすいと考える人は7割を超えている

「障害者が暮らしやすい社会こそが健常者も暮らしやすい社会である」という考え方に同意するかどうかについては、「そう思う」と「どちらかと言うとそう思う」を合わせた割合が73.8%、「どちらかと言うと思わない」と「そう思わない」を合わせた割合が14.1%となっています。



※ 年代別クロス集計

80 歳以上において、「そう思う」の割合が 60%以上となっています。また、30 歳以上において、「そう思う」の割合は年齢が高くなるほど、高くなっています。

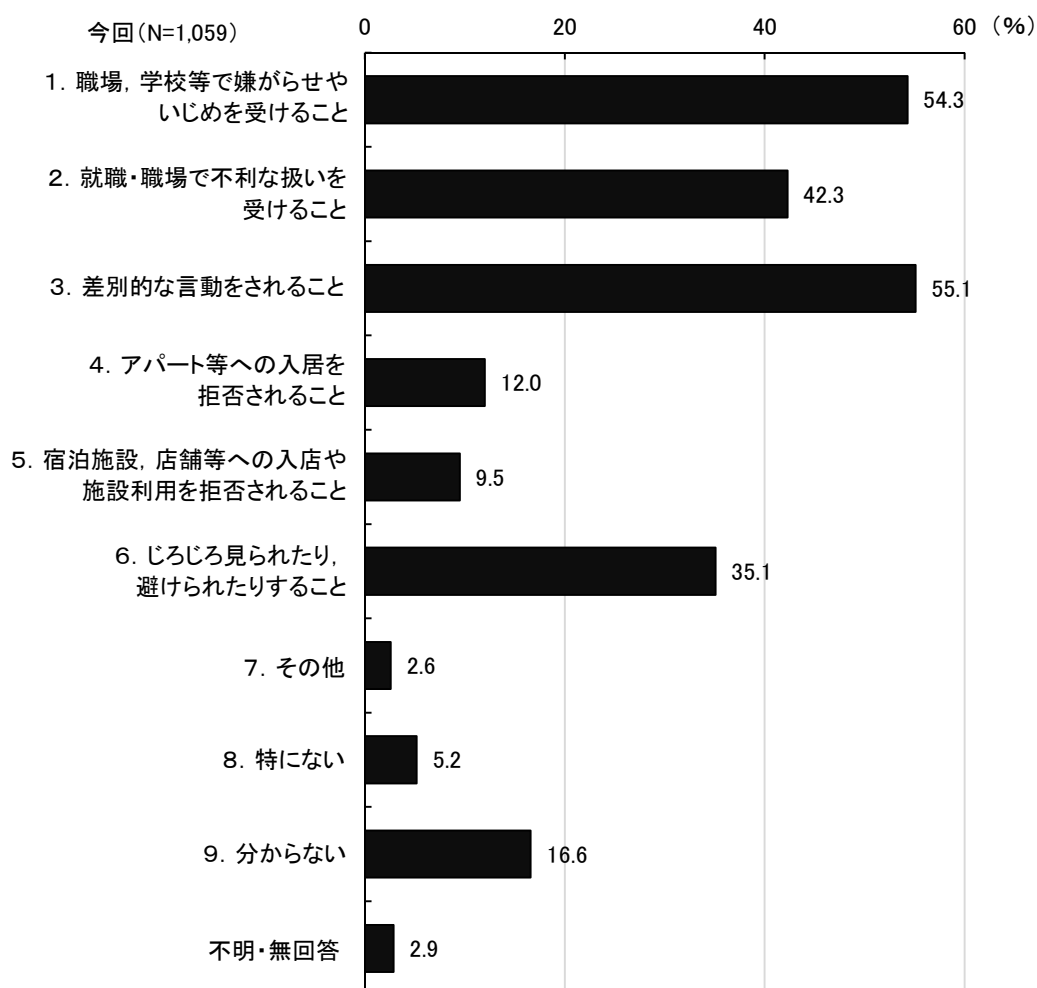


問 15. L G B T等の性的少数者（セクシュアルマイノリティ）に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。当てはまるものに○を付けてください。
（○は3つまで）

嫌がらせや差別的な言動をされることが問題と考える人は半数を超えてい

性的少数者に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思うかについては、「差別的な言動をされることが」の割合が最も高く 55.1%，次いで、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の割合が 54.3%，「就職・職場で不利な扱いを受けること」の割合が 42.3%となっています。

また、「分からない」の割合が 16.6%となっています。



解説 LGBT等の性的少数者

「LGBT」とは、以下の頭文字を組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つ

L レズビアン（Lesbian）・・・女性の同性愛者

G ゲイ（Gay）・・・男性の同性愛者

B バイセクシュアル（Bisexual）・・・両性愛者

T トランスジェンダー（Transgender）・・・「心の性」と「身体の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人（「身体の性」が男性で「心の性」が女性、など）。

性的少数者には、LGBTの方以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、様々な人がいる。

※ 年代別クロス集計

10～50 歳代において、「差別的な言動をされること」の割合が高く、10～40 歳代において、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の割合が高くなっています。また、「分からない」の割合は年齢が高くなるほど、高くなっています。

単位：％

	10, 20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	67.7	72.8	64.4	53.4	48.1	40.1	42.5
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること	35.5	44.8	51.4	45.5	40.9	39.5	36.3
3. 差別的な言動をされること	83.9	64.8	59.9	59.0	53.0	40.1	32.5
4. アパート等への入居を拒否されること	7.5	12.0	11.3	13.5	11.0	13.6	13.8
5. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること	4.3	22.4	10.7	7.3	7.7	6.2	8.8
6. じろじろ見られたり、避けられたりすること	55.9	44.8	40.7	40.4	26.5	23.7	23.8
7. その他	6.5	6.4	3.4	2.8	1.1	0.0	1.3
8. 特にない	2.2	1.6	4.5	5.6	4.4	8.5	7.5
9. 分からない	5.4	6.4	11.9	12.4	23.8	24.9	27.5
不明・無回答	0.0	0.0	0.6	0.6	2.2	5.6	11.3

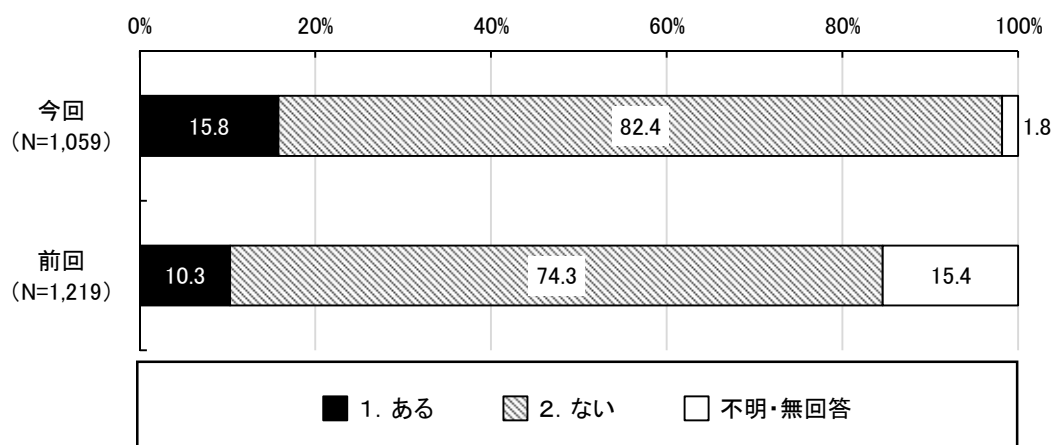
4 人権侵害と相談・救済について

問 16. この5年間（平成 25 年から今現在）で、自分の人権が侵害されたと思われたことがありますか。

この5年間で人権侵害をされたと思った人は前回より増加傾向

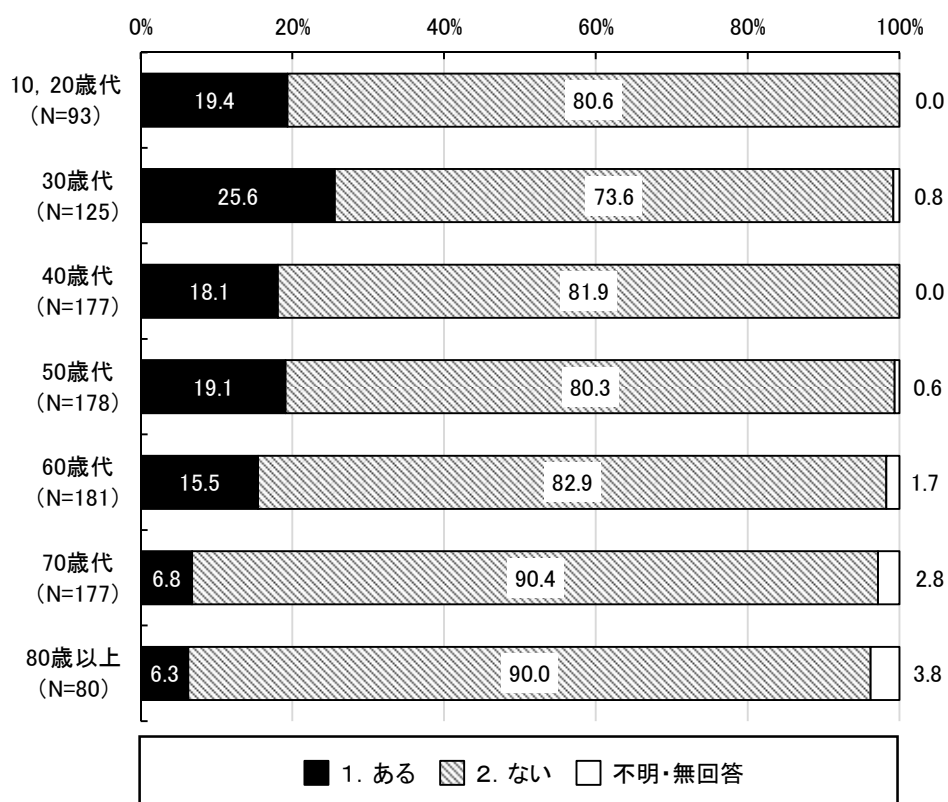
この5年間で人権侵害をされた経験については、「ある」の割合が 15.8%、「ない」の割合が 82.4%となっています。

前回と比較すると、「ある」が5.5ポイント高くなっています。



※ 年代別クロス集計

30 歳代において、「(人権を侵害されたことが) ある」の割合が 20%以上と他の年代に比べて高くなっています。

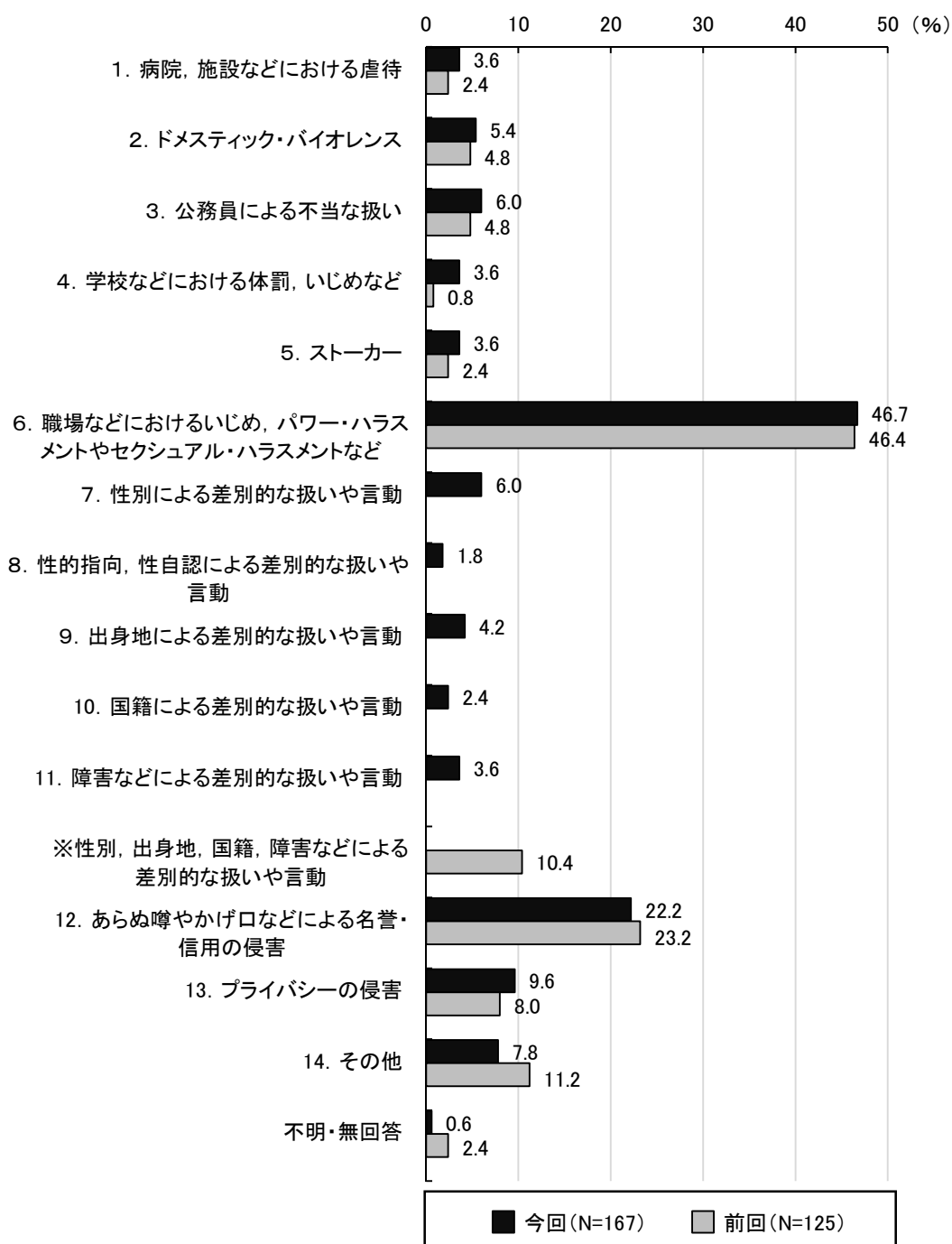


問 16-1. それ（人権侵害）はどのような内容でしたか。（当てはまるものすべてに○）

人権侵害の内容は職場などにおけるいじめやハラスメントが最も多い

人権侵害の内容については、「職場などにおけるいじめ、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど」の割合が最も高く 46.7%となっています。

前回と比較すると、多少の増減はありますが概ね同様の傾向となっています。



解説 性的指向
自分の認識している性別から見て、どのような性別の人を好きになるかを表す言葉。
解説 性自認
自分の性別をどのように認識しているのか、ということ。「心の性」とも言われる。

※ 年代別クロス集計

10～60 歳代において、「職場などにおけるいじめ、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど」の割合が最も高くなっています。

10, 20 歳代においては、「ストーカー」の割合が高く、10～30 歳代においては、「性別による差別的な扱いや言動」の割合が高くなっています。

※70 歳代と 80 歳以上については数が少ないため分析の対象外としています。

単位：％

	10, 20歳代 (N=18)	30歳代 (N=32)	40歳代 (N=32)	50歳代 (N=34)	60歳代 (N=28)	70歳代 (N=12)	80歳以上 (N=5)
1. 病院、施設などにおける虐待	0.0	0.0	3.1	0.0	7.1	8.3	20.0
2. ドメスティック・バイオレンス	5.6	6.3	6.3	5.9	7.1	0.0	0.0
3. 公務員による不当な扱い	0.0	3.1	0.0	8.8	17.9	0.0	20.0
4. 学校などにおける体罰、いじめなど	5.6	6.3	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0
5. ストーカー	11.1	0.0	6.3	2.9	3.6	0.0	0.0
6. 職場などにおけるいじめ、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど	44.4	53.1	65.6	52.9	32.1	25.0	0.0
7. 性別による差別的な扱いや言動	11.1	12.5	6.3	2.9	0.0	0.0	20.0
8. 性的指向、性自認による差別的な扱いや言動	0.0	3.1	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0
9. 出身地による差別的な扱いや言動	0.0	3.1	6.3	5.9	0.0	8.3	20.0
10. 国籍による差別的な扱いや言動	0.0	9.4	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0
11. 障害などによる差別的な扱いや言動	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	16.7	0.0
12. あらぬ噂やかげ口などによる名誉・信用の侵害	16.7	18.8	28.1	17.6	21.4	41.7	0.0
13. プライバシーの侵害	11.1	9.4	3.1	11.8	7.1	33.3	0.0
14. その他	11.1	3.1	3.1	17.6	7.1	0.0	0.0
不明・無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0

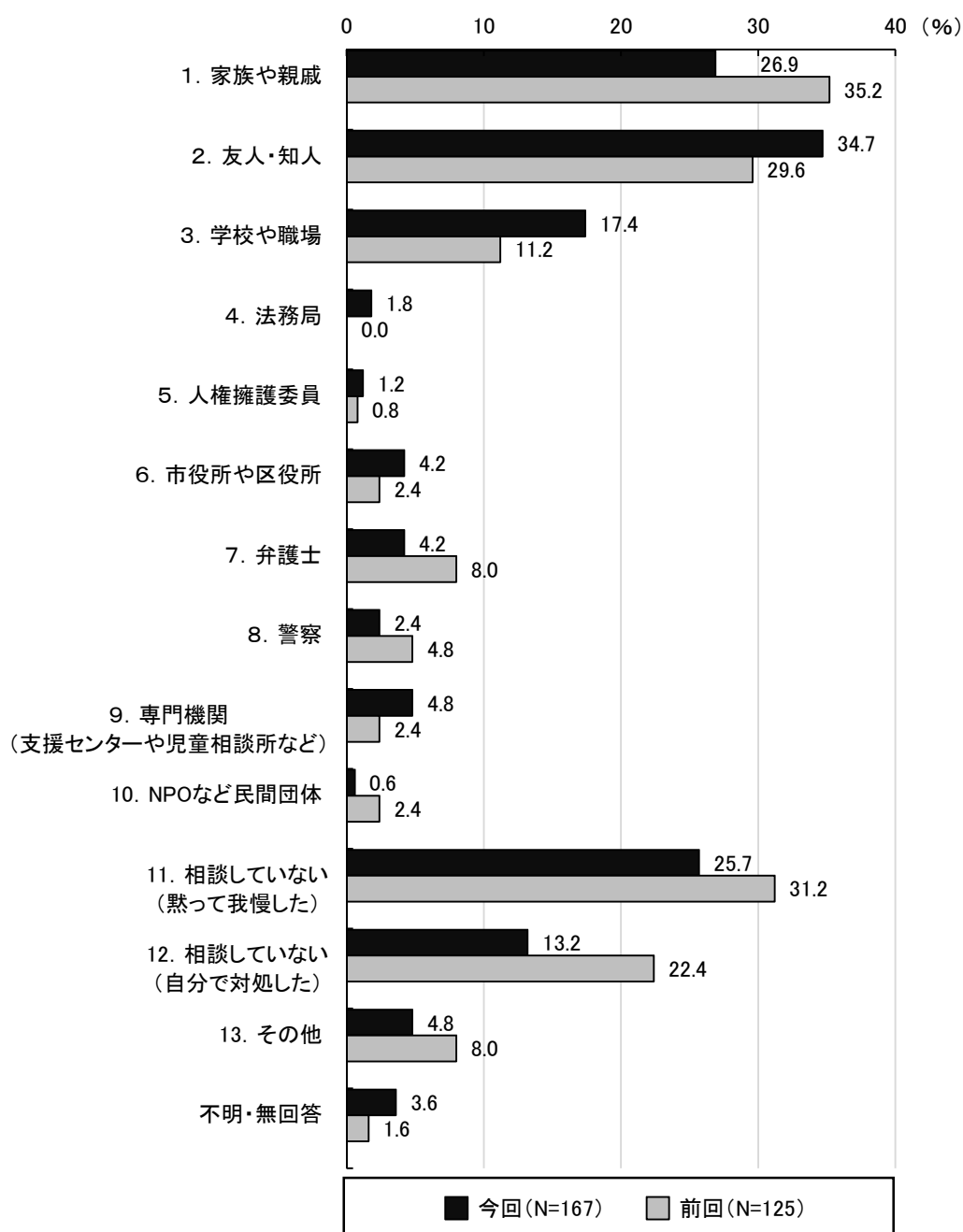
問 16-2. その時だれに相談されましたか。

(1) 相談先 (当てはまるものすべてに○)

前回と比べると相談していない人が減少傾向

人権侵害を受けた時の相談先については、「友人・知人」の割合が最も高く 34.7%となっています。

前回と比較すると、「相談していない (自分で対処した)」が 9.2 ポイント、「相談していない (黙って我慢した)」が 5.5 ポイント低くなっています。



※ 年代別クロス集計

10～60 歳代において、「友人・知人」の割合が最も高くなっています。

また、30 歳代においては、「友人・知人」と並んで、「家族や親戚」と「学校や職場」も最も高くなっています。

※70 歳代と 80 歳以上については数が少ないため分析の対象外としています。

単位：％

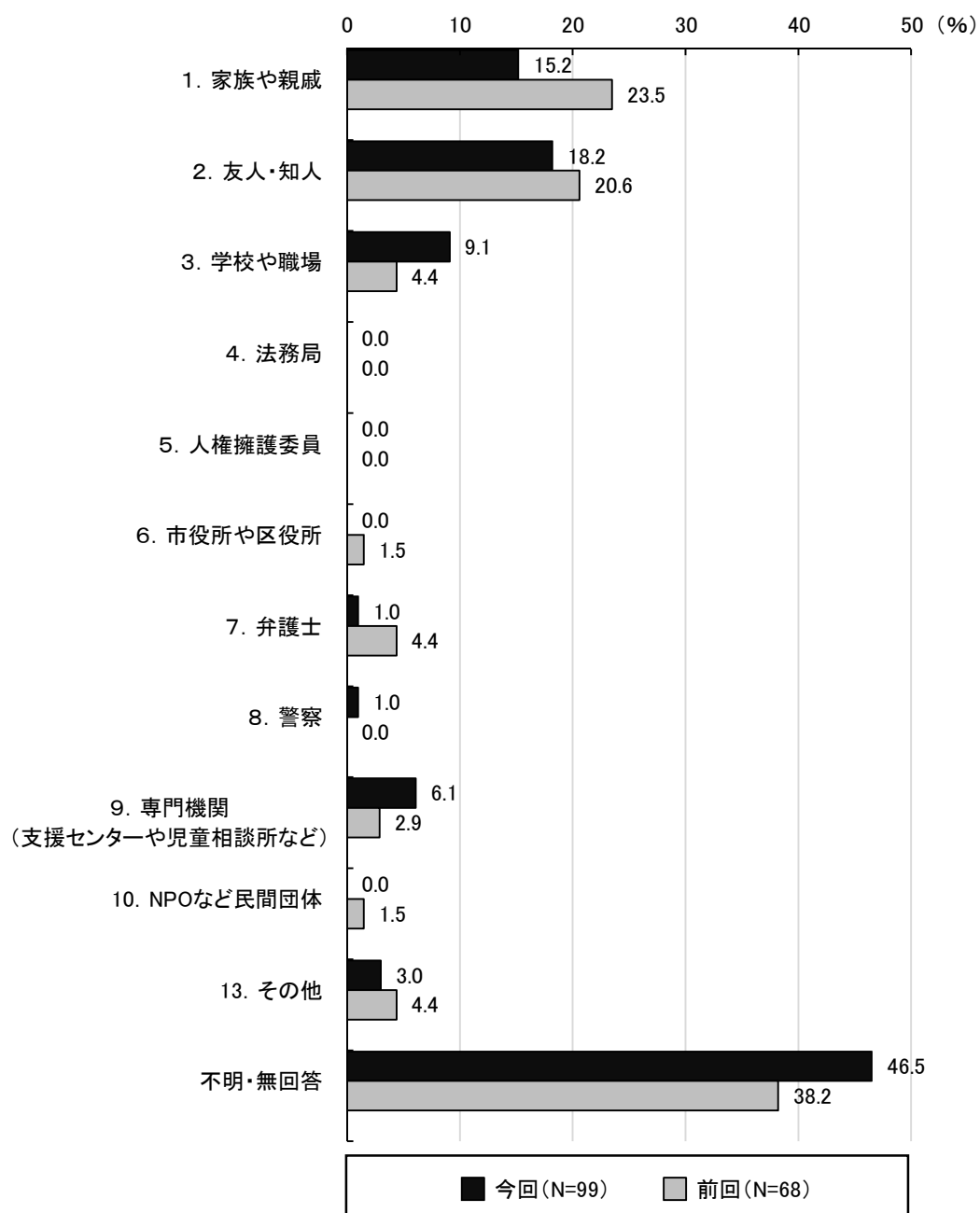
	10, 20歳代 (N=18)	30歳代 (N=32)	40歳代 (N=32)	50歳代 (N=34)	60歳代 (N=28)	70歳代 (N=12)	80歳以上 (N=5)
1. 家族や親戚	27.8	34.4	28.1	29.4	21.4	16.7	20.0
2. 友人・知人	44.4	34.4	37.5	35.3	32.1	33.3	0.0
3. 学校や職場	22.2	34.4	12.5	14.7	17.9	0.0	0.0
4. 法務局	0.0	3.1	0.0	2.9	0.0	0.0	20.0
5. 人権擁護委員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0
6. 市役所や区役所	0.0	3.1	3.1	5.9	3.6	0.0	20.0
7. 弁護士	0.0	0.0	6.3	2.9	7.1	8.3	0.0
8. 警察	0.0	3.1	3.1	2.9	3.6	0.0	0.0
9. 専門機関(支援センターや児童相談所など)	5.6	6.3	6.3	2.9	0.0	8.3	20.0
10. NPOなど民間団体	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11. 相談していない(黙って我慢した)	27.8	25.0	21.9	23.5	32.1	33.3	0.0
12. 相談していない(自分で対処した)	5.6	9.4	18.8	20.6	10.7	16.7	0.0
13. その他	0.0	0.0	9.4	8.8	7.1	0.0	0.0
不明・無回答	5.6	0.0	0.0	0.0	7.1	8.3	20.0

問 16-2. また、相談された方（「11」、「12」以外を選択した方）は、最も役に立ったと思われるものは何でしたか。

（2）最も役に立ったもの（番号を1つ記入）

友人・知人，家族や親戚への相談が役に立ったと考える人が多い

最も役に立った相談先については、「友人・知人」の割合が最も高く 18.2%となっています。前回と比較すると、「学校や職場」が 4.7 ポイント高くなっています。



※ 年代別クロス集計

30～40 歳代及び 60 歳代において、「友人・知人」の割合が最も高く、50 歳代において、「家族や親戚」の割合が最も高くなっています。

※10, 20 歳代, 70 歳代及び 80 歳以上については数が少ないため分析の対象外としています。

単位: %

	10, 20歳代 (N=11)	30歳代 (N=22)	40歳代 (N=20)	50歳代 (N=19)	60歳代 (N=15)	70歳代 (N=5)	80歳以上 (N=4)
1. 家族や親戚	18.2	18.2	10.0	15.8	13.3	20.0	25.0
2. 友人・知人	36.4	27.3	15.0	10.5	20.0	0.0	0.0
3. 学校や職場	27.3	22.7	0.0	0.0	6.7	0.0	0.0
4. 法務局	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5. 人権擁護委員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6. 市役所や区役所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7. 弁護士	0.0	0.0	0.0	5.3	0.0	0.0	0.0
8. 警察	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0
9. 専門機関(支援センターや児童相談所など)	0.0	4.5	10.0	5.3	0.0	20.0	25.0
10. NPOなど民間団体	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
11. その他	0.0	0.0	0.0	10.5	6.7	0.0	0.0
不明・無回答	18.2	27.3	65.0	52.6	53.3	60.0	25.0

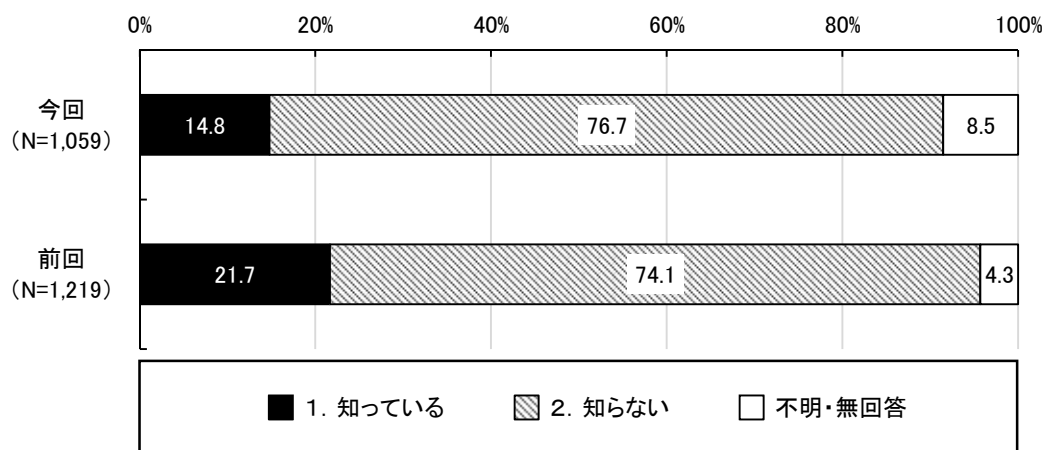
問 17. 次の（１）～（７）の人権を守るための制度などについて、知っていますか。

（１）法務局による相談や救済措置

法務局による相談を知っている人は２割を下回る

法務局による相談や救済措置の認知度については、「知っている」の割合が 14.8%、「知らない」の割合が 76.7%となっています。

前回と比較すると、「知っている」が 6.9 ポイント低くなっています。



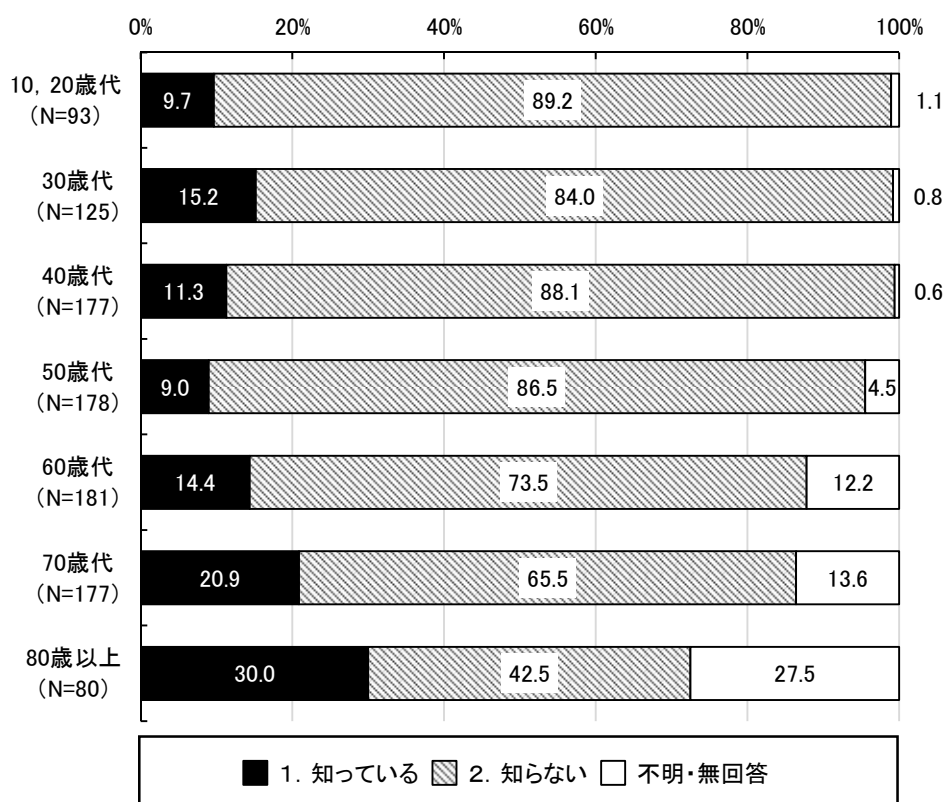
解説 法務局（地方法務局）

国民の基本的人権を擁護するため、人権侵犯事件の調査・処理、人権相談、人権尊重思想の啓発活動などに関する事務を行っている。

※ 年代別クロス集計

80 歳以上において、「知っている」の割合が 30%となっています。

また、10～50 歳代において、「知らない」の割合が 80%以上となっています。

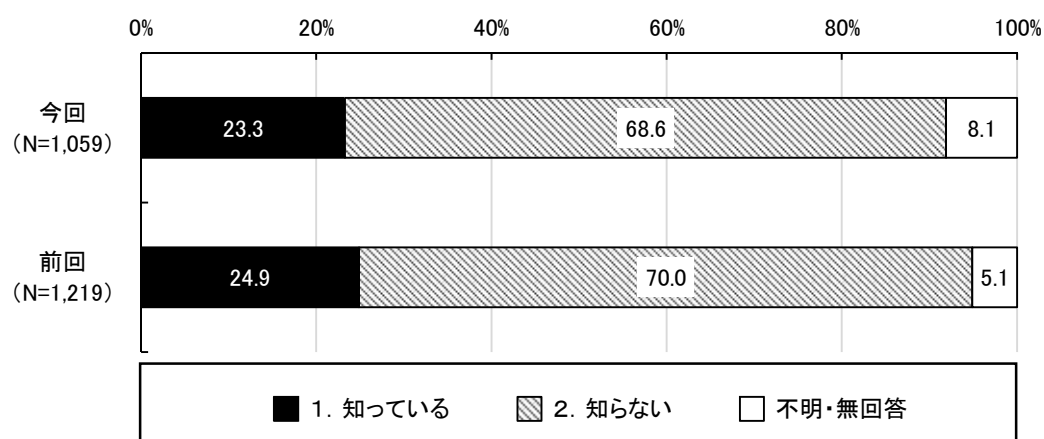


問 17. 次の（１）～（７）の人権を守るための制度などについて、知っていますか。
（２）人権擁護委員による相談

人権擁護委員による相談を知っている人は２割を超えている

人権擁護委員による相談の認知度については、「知っている」の割合が23.3%、「知らない」の割合が68.6%となっています。

前回と比較すると、「知っている」が1.6ポイント低くなっています。



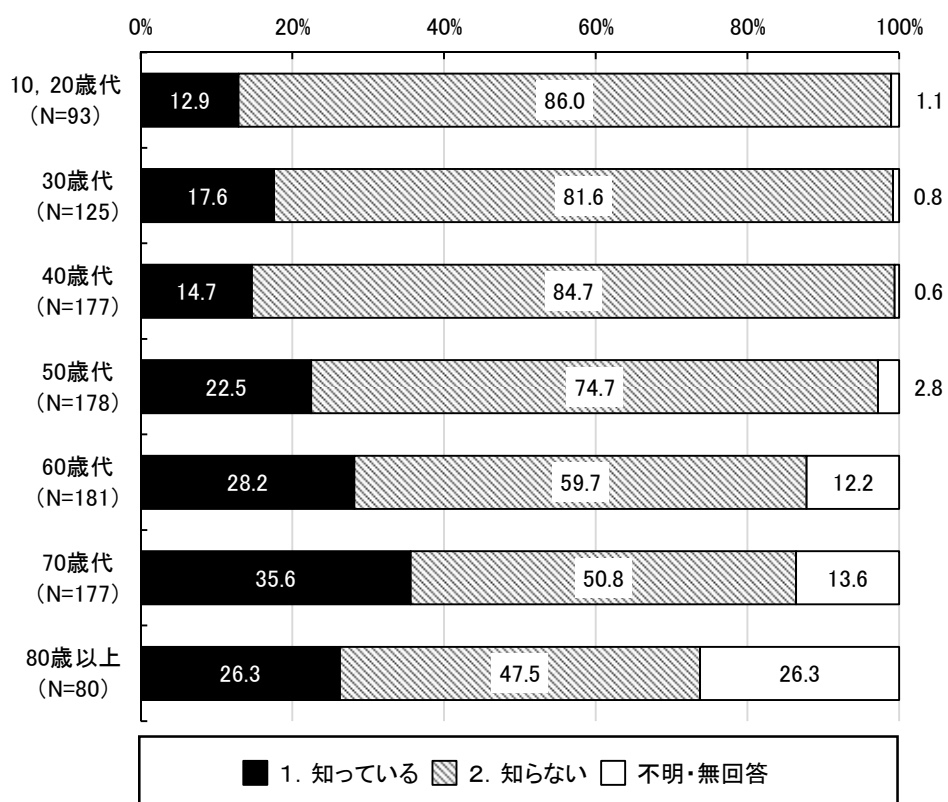
解説 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受け問題解決のお手伝いや救済のための活動を行う。また、人権の考えを広める活動をしているボランティア。

※ 年代別クロス集計

50 歳以上において、「知っている」の割合が 20%以上となっています。

また、10～40 歳代において、「知らない」の割合が 80%以上となっています。

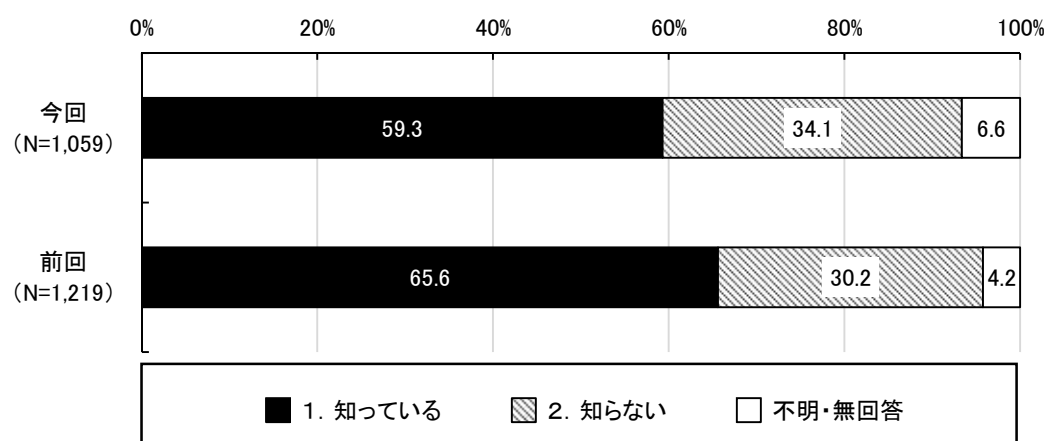


問 17. 次の（１）～（７）の人権を守るための制度などについて、知っていますか。
（３）市役所や区役所が実施する法律相談

市役所や区役所の法律相談を知っている人は約６割

市役所や区役所が実施する法律相談の認知度については、「知っている」の割合が 59.3%、「知らない」の割合が 34.1%となっています。

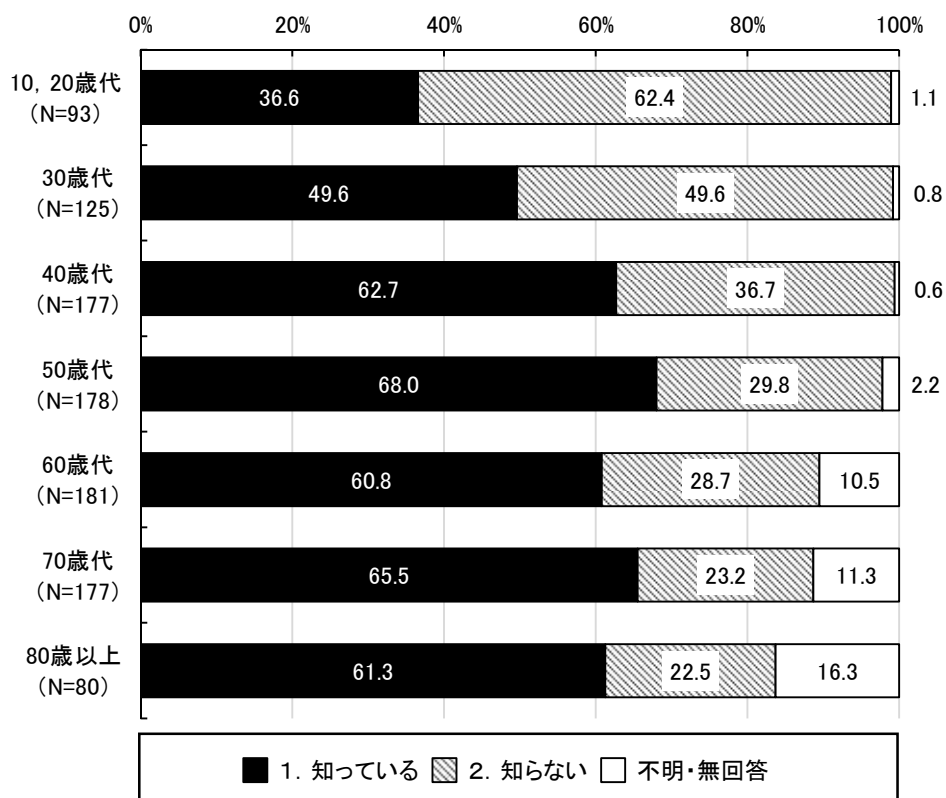
前回と比較すると、「知っている」が 6.3 ポイント低くなっています。



※ 年代別クロス集計

40 歳以上において、「知っている」の割合が 60%以上となっています。

また、「知らない」の割合は年齢が高くなるほど、低くなっています。



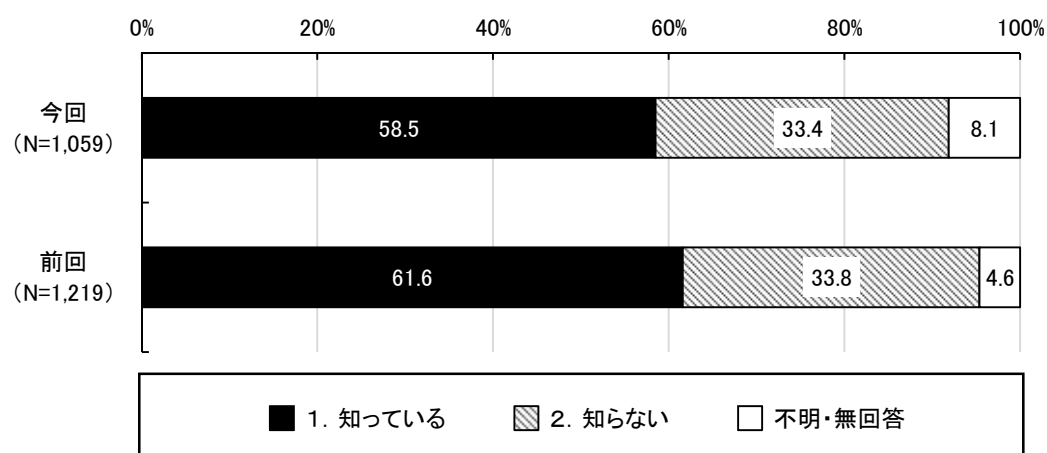
問 17. 次の（１）～（７）の人権を守るための制度などについて、知っていますか。

（４）専門機関（児童福祉センターなど）による相談

専門機関による相談を知っている人は約６割

専門機関（児童福祉センターなど）による相談の認知度については、「知っている」の割合が58.5%、「知らない」の割合が33.4%となっています。

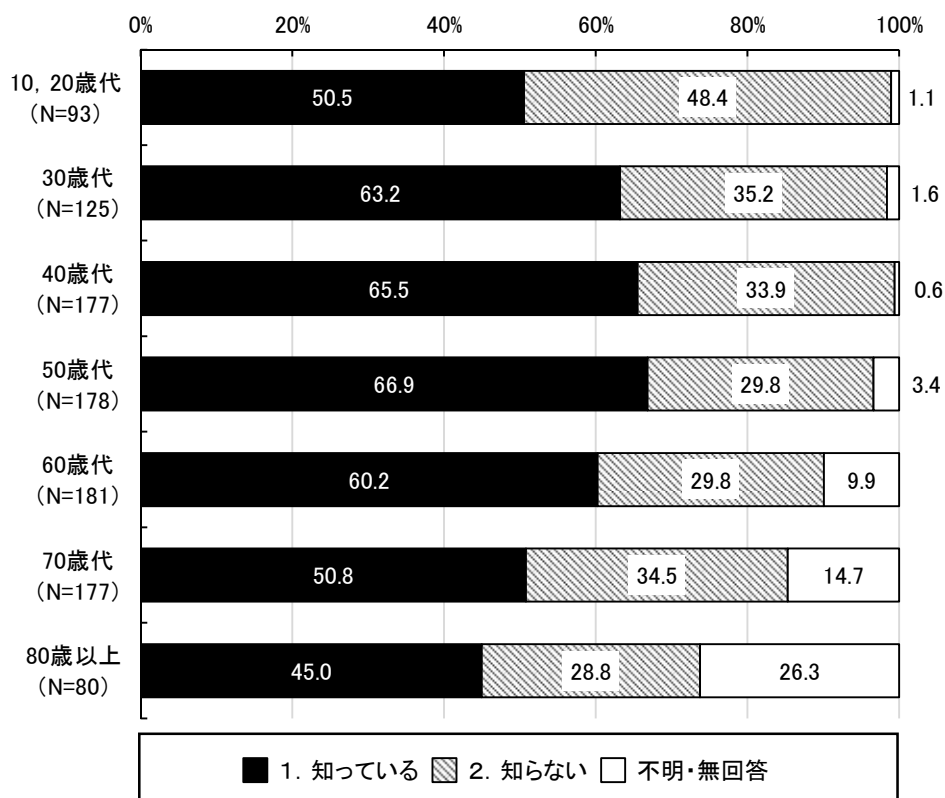
前回と比較すると、「知っている」が3.1ポイント低くなっています。



※ 年代別クロス集計

30～60 歳代において、「知っている」の割合が 60%以上となっています。

また、10, 20 歳代において、「知らない」の割合が約半数となっています。



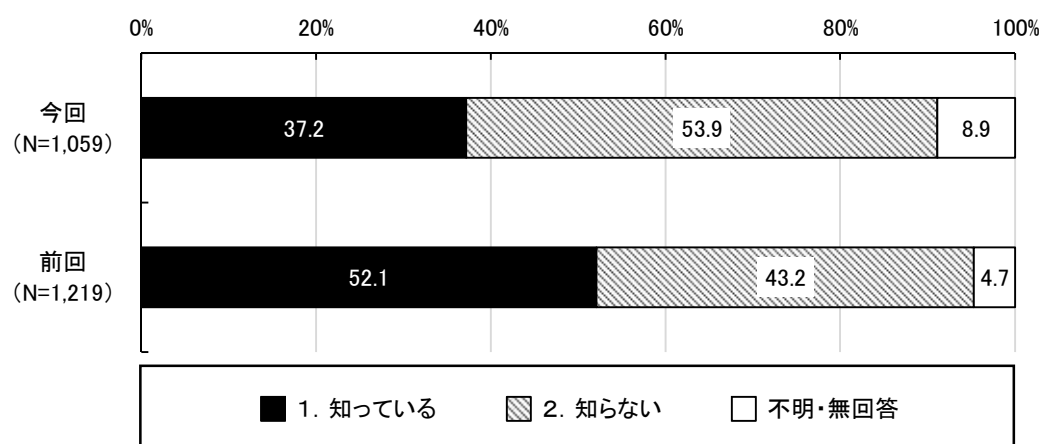
問 17. 次の（１）～（７）の人権を守るための制度などについて、知っていますか。

（５）警察による総合相談電話

警察による総合相談電話を知っている人は前回より減少

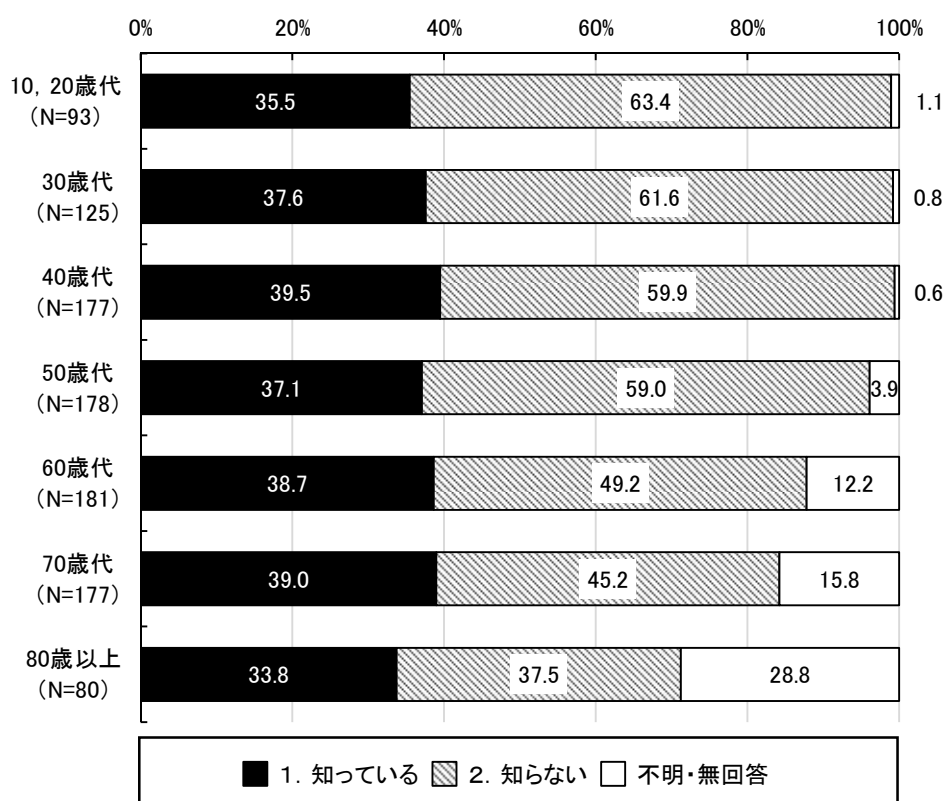
警察による総合相談電話の認知度については、「知っている」の割合が37.2%、「知らない」の割合が53.9%となっています。

前回と比較すると、「知っている」が14.9ポイント低くなっています。



※ 年代別クロス集計

60歳以上において、「知らない」の割合が50%未満となっています。



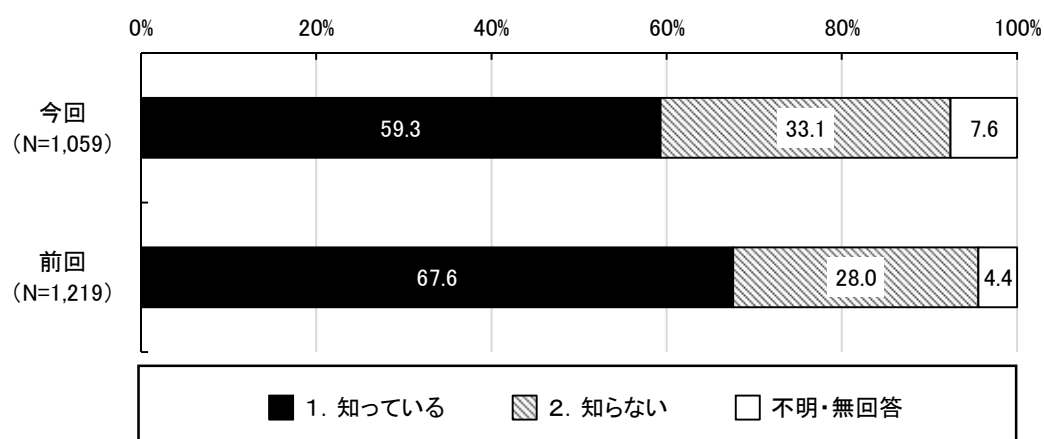
問 17. 次の（１）～（７）の人権を守るための制度などについて、知っていますか。

（６）弁護士会による法律相談

弁護士会による法律相談を知っている人は約６割

弁護士会による法律相談の認知度については、「知っている」の割合が 59.3%、「知らない」の割合が 33.1%となっています。

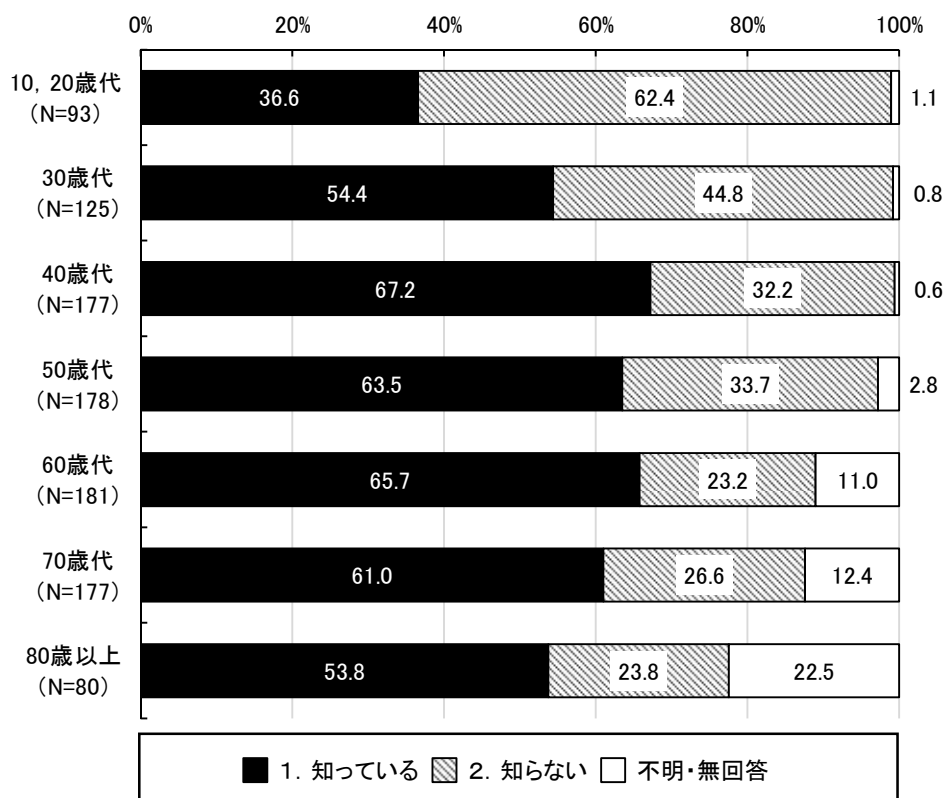
前回と比較すると、「知っている」が 8.3 ポイント低くなっています。



※ 年代別クロス集計

10, 20 歳代において、「知らない」の割合が 60%以上となっています。

また、40～70 歳代において、「知っている」の割合が 60%以上となっています。

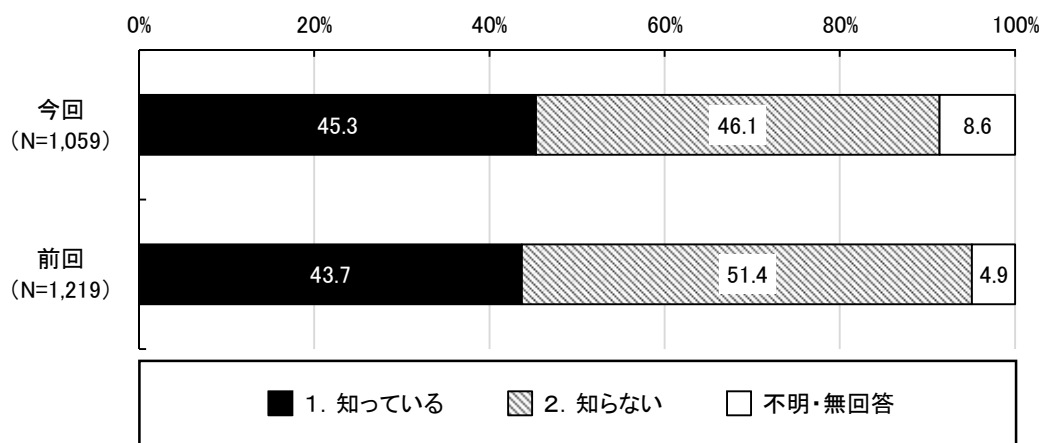


問 17. 次の（１）～（７）の人権を守るための制度などについて、知っていますか。
（７）ＮＰＯなど民間団体による相談

ＮＰＯなど民間団体による相談を知っている人は前回より増加

ＮＰＯなど民間団体による相談の認知度については、「知っている」の割合が 45.3%、「知らない」の割合が 46.1%となっています。

前回と比較すると、「知っている」が 1.6 ポイント高くなっています。



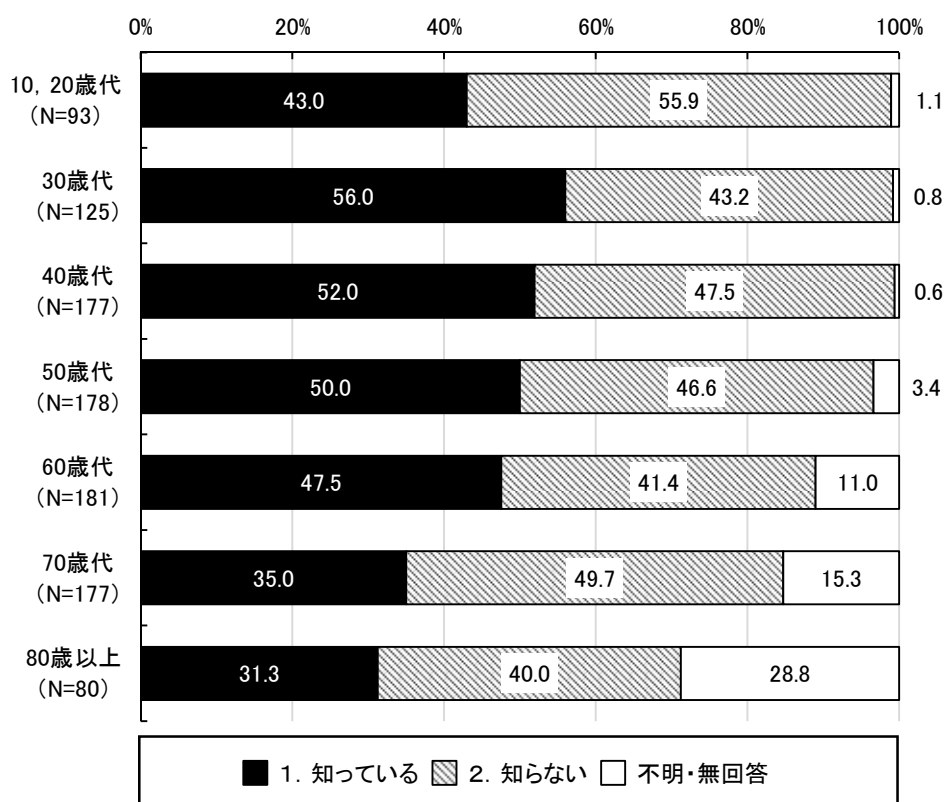
解説 ＮＰＯによる相談事業

女性や子ども、外国人など、様々な分野で困っている人に対し、ＮＰＯ法人などの民間団体が相談窓口を開設している（例：「いのちの電話」など）。

※ 年代別クロス集計

30～50 歳代において、「知っている」の割合が 50%以上となっています。

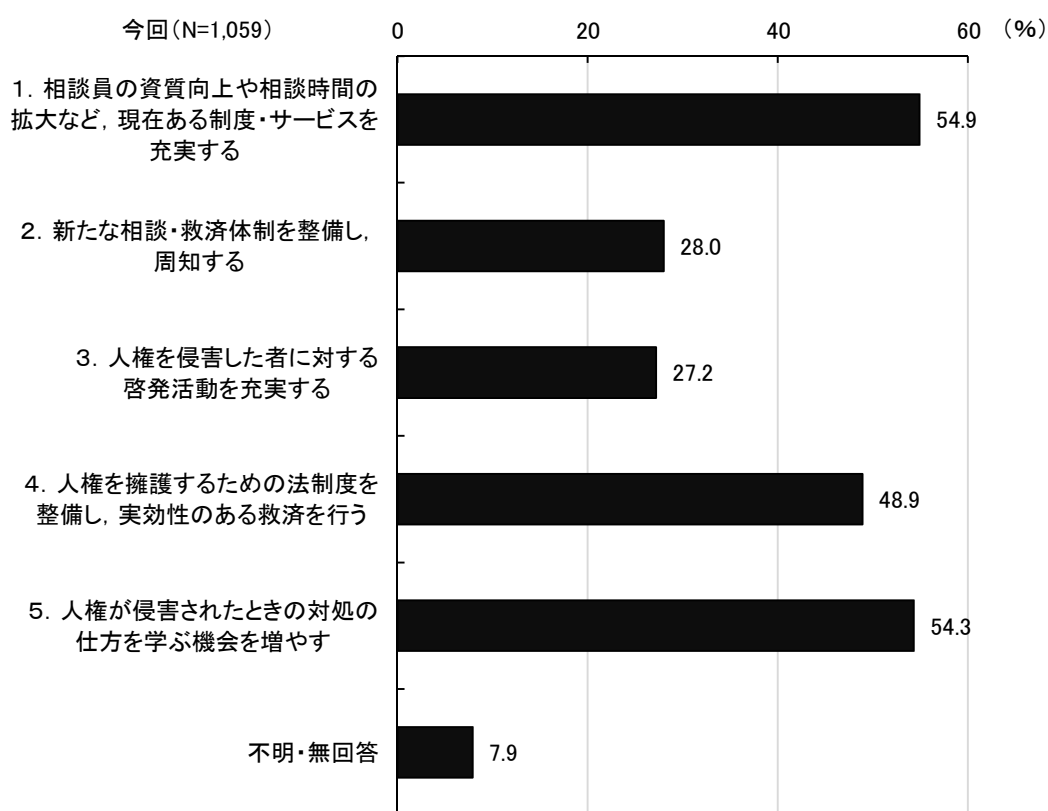
また、10, 20 歳代において、「知らない」の割合が 50%以上となっています。



問 18. 人権侵害に対する相談や救済に関する次の項目について、必要だと思うものに○を付けてください。(○は3つまで)

相談の充実と対処法の啓発が必要と考える人は5割を超えている

人権侵害に対する相談や救済に必要だと思うことについては、「相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する」の割合が最も高く 54.9%となっています。次いで、「人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす」の割合が 54.3%となっています。



※ 年代別クロス集計

10～40 歳代において、「人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす」の割合が最も高く、50 歳以上において、「相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する」の割合が最も高くなっています。

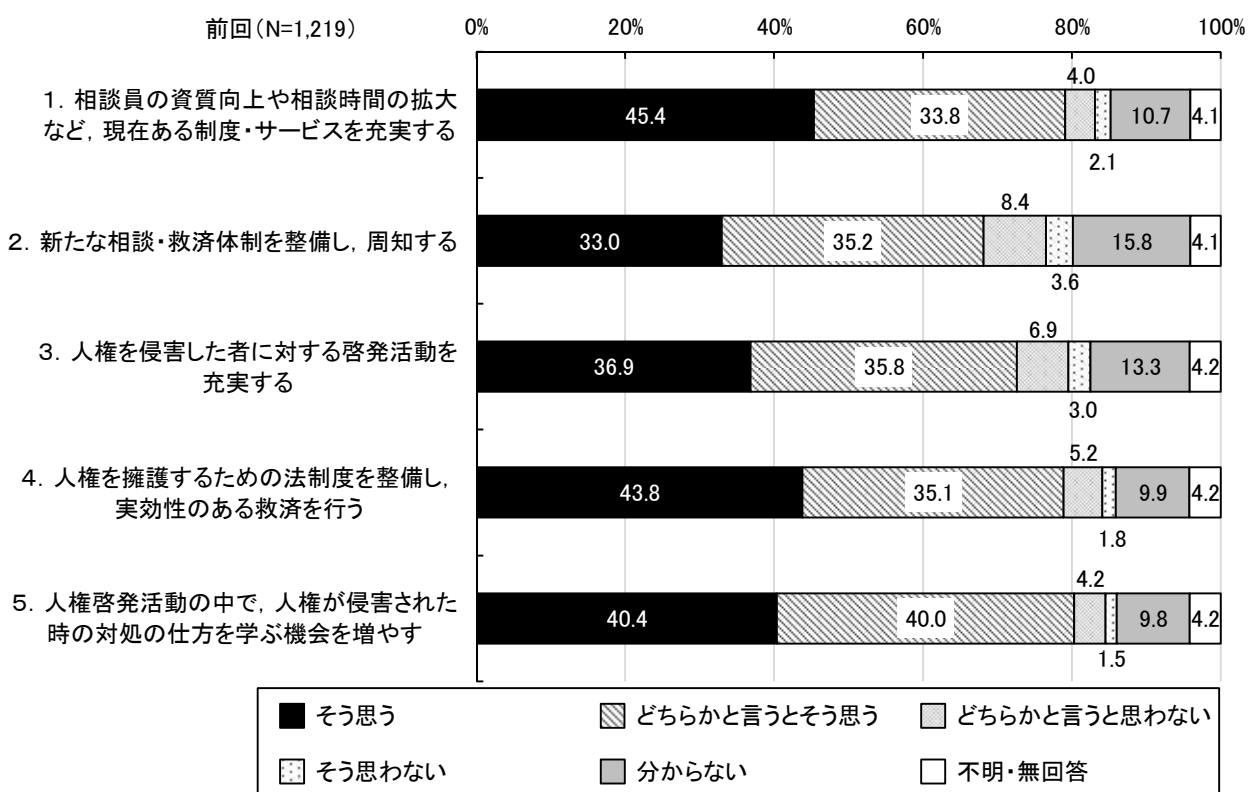
また、10、20 歳代において、「新たな相談・救済体制を整備し、周知する」の割合が、他の年代と比べて高くなっています。

単位：％

	10, 20歳代 (N=93)	30歳代 (N=125)	40歳代 (N=177)	50歳代 (N=178)	60歳代 (N=181)	70歳代 (N=177)	80歳以上 (N=80)
1. 相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する	54.8	52.0	50.8	61.2	58.0	59.3	62.5
2. 新たな相談・救済体制を整備し、周知する	41.9	22.4	29.9	33.1	29.3	25.4	17.5
3. 人権を侵害した者に対する啓発活動を充実する	28.0	31.2	29.9	24.2	32.0	27.1	26.3
4. 人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う	52.7	52.0	53.7	47.8	54.1	48.6	43.8
5. 人権が侵害されたときの対処の仕方を学ぶ機会を増やす	64.5	64.8	64.4	55.6	48.1	52.0	42.5
不明・無回答	0.0	3.2	5.6	3.4	3.9	7.3	12.5

※参考：前回（平成 25 年調査）

人権侵害に対する相談や救済に関する次の事項について、あなたは必要だと思いますか。
（○はそれぞれ 1 つ）



V. 資料編

1. 集計表

- 集計表の上段は今回の件数，中段は今回の割合，線で区切られた下段は前回結果の割合となっています。
- 性別の「その他」，年齢の「18，19 歳」は前回調査対象ではなかったため，前回結果の割合については除外しています。年齢の「70 歳～79 歳」「80 歳以上」の前回結果については，前回「70 歳以上」で集計を行っているため，今回の「80 歳以上」の下段に，前回の「70 歳以上」の結果を記載しています。
- 「***」は前回調査に含まれていない新規調査項目です。
- 問 2，問 14，問 15 については新規設問のため，今回の結果のみ掲載しています。

		問1 人権課題として関心があるもの							
		合計	女性に関わる問題	子どもに関わる問題	高齢者に関わる問題	障害のある人に関わる問題	同和問題	外国人・外国籍市民に関わる問題	働く人に関わる問題
全体		1059	404	474	428	354	180	197	412
		100.0	38.1	44.8	40.4	33.4	17.0	18.6	38.9
		100.0	25.3	45.3	43.0	32.0	10.9	12.1	***
性別	男性	412	115	168	165	132	89	85	162
		100.0	27.9	40.8	40.0	32.0	21.6	20.6	39.3
		100.0	15.1	39.6	37.8	32.0	12.9	14.9	***
	女性	570	263	279	231	199	83	106	224
		100.0	46.1	48.9	40.5	34.9	14.6	18.6	39.3
		100.0	32.8	49.4	46.4	32.0	9.5	10.1	***
	その他	1	1	1	1	1	1	1	1
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	不明・無回答	76	25	26	31	22	7	5	25
		100.0	32.9	34.2	40.8	28.9	9.2	6.6	32.9
年齢	18歳，19歳	76	25	26	31	22	7	5	25
		100.0	32.9	34.2	40.8	28.9	9.2	6.6	32.9
		100.0	23.1	46.2	61.5	30.8	7.7	15.4	***
	20歳～29歳	18	10	8	5	5	3	6	9
		100.0	55.6	44.4	27.8	27.8	16.7	33.3	50.0
		75	37	33	12	21	6	21	37
	30歳～39歳	100.0	49.3	44.0	16.0	28.0	8.0	28.0	49.3
		100.0	24.1	37.0	22.2	25.0	13.0	13.9	***
		125	48	57	28	43	26	35	61
	40歳～49歳	100.0	38.4	45.6	22.4	34.4	20.8	28.0	48.8
		100.0	28.6	50.0	23.2	25.0	9.5	10.1	***
		177	65	76	63	54	22	22	68
	50歳～59歳	100.0	36.7	42.9	35.6	30.5	12.4	12.4	38.4
		100.0	22.0	42.9	29.7	26.9	10.4	12.6	***
		178	70	80	72	59	27	32	74
	60歳～69歳	100.0	39.3	44.9	40.4	33.1	15.2	18.0	41.6
		100.0	23.6	38.9	38.4	31.0	12.3	11.8	***
		181	75	96	96	70	39	41	70
	70歳～79歳	100.0	41.4	53.0	53.0	38.7	21.5	22.7	38.7
		100.0	25.9	46.7	54.1	35.2	12.6	14.4	***
		177	59	74	92	55	37	27	56
	80歳以上	100.0	33.3	41.8	52.0	31.1	20.9	15.3	31.6
		80	25	33	41	34	16	8	23
		100.0	31.3	41.3	51.3	42.5	20.0	10.0	28.8
	不明・無回答	100.0	26.7	50.9	64.4	40.2	8.5	10.7	***
		48	15	17	19	13	4	5	14
	不明・無回答	100.0	31.3	35.4	39.6	27.1	8.3	10.4	29.2
		100.0	14.3	28.6	28.6	14.3	—	—	***

		問1 人権課題として関心があるもの							不明・無回答
		HIV、ハンセン病などの感染症患者等に関わる問題	犯罪被害者に関わる問題	ホームレスに関わる問題	インターネットによる人権侵害に関わる問題	LGBT等の性的少数者に関わる問題	拉致被害者に関わる問題	その他の問題	
全体		122	250	98	347	186	225	22	324
		11.5	23.6	9.3	32.8	17.6	21.2	2.1	30.6
		13.1	25.6	10.0	28.7	***	***	4.9	***
性別	男性	45	99	39	145	64	94	10	125
		10.9	24.0	9.5	35.2	15.5	22.8	2.4	30.3
		15.5	28.6	11.6	30.8	***	***	6.7	***
	女性	72	136	55	185	114	118	9	171
		12.6	23.9	9.6	32.5	20.0	20.7	1.6	30.0
		11.5	23.4	8.8	27.6	***	***	3.7	***
	その他	1	1	1	1	1	1	1	—
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	不明・無回答	4	14	3	16	7	12	2	28
		5.3	18.4	3.9	21.1	9.2	15.8	2.6	36.8
		7.7	23.1	15.4	7.7	***	***	—	***
年齢	18歳、19歳	3	4	2	5	5	3	—	3
		16.7	22.2	11.1	27.8	27.8	16.7	—	16.7
	20歳～29歳	7	13	6	28	30	4	—	21
		9.3	17.3	8.0	37.3	40.0	5.3	—	28.0
	30歳～39歳	13.0	25.9	7.4	27.8	***	***	7.4	***
		17	25	17	45	35	22	4	38
		13.6	20.0	13.6	36.0	28.0	17.6	3.2	30.4
	40歳～49歳	10.7	22.0	6.5	28.6	***	***	2.4	***
		17	41	12	68	27	26	4	61
		9.6	23.2	6.8	38.4	15.3	14.7	2.3	34.5
	50歳～59歳	8.2	24.2	7.1	33.0	***	***	4.9	***
		19	49	13	61	26	28	6	49
		10.7	27.5	7.3	34.3	14.6	15.7	3.4	27.5
	60歳～69歳	12.3	25.6	10.3	27.6	***	***	4.4	***
		24	44	20	65	36	52	4	47
		13.3	24.3	11.0	35.9	19.9	28.7	2.2	26.0
	70歳～79歳	15.2	27.0	14.4	25.9	***	***	4.8	***
		21	47	17	40	17	61	1	61
	80歳以上	11.9	26.6	9.6	22.6	9.6	34.5	0.6	34.5
		10	18	8	26	8	21	1	26
		12.5	22.5	10.0	32.5	10.0	26.3	1.3	32.5
	不明・無回答	16.7	27.4	11.0	30.6	***	***	6.0	***
		4	9	3	9	2	8	2	18
		8.3	18.8	6.3	18.8	4.2	16.7	4.2	37.5
		—	14.3	—	—	***	***	—	***

		問2(1)障害者差別解消法				
		合計	どんな内容 か知っている	内容は知ら ないが言葉 は聞いたこと がある	知らなかった	不明・無回答
全体		1059 100.0	222 21.0	411 38.8	375 35.4	51 4.8
性別	男性	412 100.0	82 19.9	168 40.8	143 34.7	19 4.6
	女性	570 100.0	123 21.6	210 36.8	212 37.2	25 4.4
	その他	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －	－ －
	不明・無回答	76 100.0	17 22.4	32 42.1	20 26.3	7 9.2
年齢	18歳, 19歳	18 100.0	3 16.7	5 27.8	9 50.0	1 5.6
	20歳～29歳	75 100.0	10 13.3	20 26.7	42 56.0	3 4.0
	30歳～39歳	125 100.0	22 17.6	45 36.0	56 44.8	2 1.6
	40歳～49歳	177 100.0	33 18.6	62 35.0	77 43.5	5 2.8
	50歳～59歳	178 100.0	40 22.5	72 40.4	60 33.7	6 3.4
	60歳～69歳	181 100.0	38 21.0	73 40.3	62 34.3	8 4.4
	70歳～79歳	177 100.0	47 26.6	80 45.2	39 22.0	11 6.2
	80歳以上	80 100.0	19 23.8	35 43.8	18 22.5	8 10.0
	不明・無回答	48 100.0	10 20.8	19 39.6	12 25.0	7 14.6

		問2(2)ヘイトスピーチ解消法				
		合計	どんな内容 か知っている	内容は知らないが言葉 は聞いたことがある	知らなかった	不明・無回答
全体		1059 100.0	218 20.6	450 42.5	343 32.4	48 4.5
性別	男性	412 100.0	91 22.1	188 45.6	115 27.9	18 4.4
	女性	570 100.0	112 19.6	236 41.4	200 35.1	22 3.9
	その他	1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -
	不明・無回答	76 100.0	14 18.4	26 34.2	28 36.8	8 10.5
年齢	18歳, 19歳	18 100.0	3 16.7	4 22.2	10 55.6	1 5.6
	20歳～29歳	75 100.0	7 9.3	27 36.0	38 50.7	3 4.0
	30歳～39歳	125 100.0	22 17.6	56 44.8	45 36.0	2 1.6
	40歳～49歳	177 100.0	34 19.2	79 44.6	61 34.5	3 1.7
	50歳～59歳	178 100.0	39 21.9	87 48.9	48 27.0	4 2.2
	60歳～69歳	181 100.0	41 22.7	71 39.2	61 33.7	8 4.4
	70歳～79歳	177 100.0	50 28.2	74 41.8	42 23.7	11 6.2
	80歳以上	80 100.0	14 17.5	36 45.0	21 26.3	9 11.3
	不明・無回答	48 100.0	8 16.7	16 33.3	17 35.4	7 14.6

		問2(3)部落差別解消推進法				
		合計	どんな内容 か知っている	内容は知らないが言葉 は聞いたことがある	知らなかった	不明・無回答
全体		1059 100.0	230 21.7	447 42.2	331 31.3	51 4.8
性別	男性	412 100.0	94 22.8	185 44.9	115 27.9	18 4.4
	女性	570 100.0	124 21.8	228 40.0	192 33.7	26 4.6
	その他	1 100.0	－ －	1 100.0	－ －	－ －
	不明・無回答	76 100.0	12 15.8	33 43.4	24 31.6	7 9.2
年齢	18歳, 19歳	18 100.0	1 5.6	5 27.8	11 61.1	1 5.6
	20歳～29歳	75 100.0	6 8.0	24 32.0	42 56.0	3 4.0
	30歳～39歳	125 100.0	23 18.4	47 37.6	52 41.6	3 2.4
	40歳～49歳	177 100.0	20 11.3	82 46.3	70 39.5	5 2.8
	50歳～59歳	178 100.0	44 24.7	74 41.6	55 30.9	5 2.8
	60歳～69歳	181 100.0	41 22.7	87 48.1	45 24.9	8 4.4
	70歳～79歳	177 100.0	61 34.5	74 41.8	29 16.4	13 7.3
	80歳以上	80 100.0	29 36.3	32 40.0	13 16.3	6 7.5
	不明・無回答	48 100.0	5 10.4	22 45.8	14 29.2	7 14.6

		問2(4)世界人権宣言				
		合計	どんな内容 か知っている	内容は知ら ないが言葉 は聞いたこと がある	知らなかった	不明・無回答
全体		1059 100.0	343 32.4	527 49.8	139 13.1	50 4.7
性別	男性	412 100.0	122 29.6	216 52.4	56 13.6	18 4.4
	女性	570 100.0	201 35.3	272 47.7	73 12.8	24 4.2
	その他	1 100.0	1 100.0	- -	- -	- -
	不明・無回答	76 100.0	19 25.0	39 51.3	10 13.2	8 10.5
年齢	18歳, 19歳	18 100.0	9 50.0	5 27.8	3 16.7	1 5.6
	20歳～29歳	75 100.0	27 36.0	33 44.0	12 16.0	3 4.0
	30歳～39歳	125 100.0	48 38.4	53 42.4	22 17.6	2 1.6
	40歳～49歳	177 100.0	58 32.8	93 52.5	23 13.0	3 1.7
	50歳～59歳	178 100.0	64 36.0	90 50.6	19 10.7	5 2.8
	60歳～69歳	181 100.0	54 29.8	94 51.9	26 14.4	7 3.9
	70歳～79歳	177 100.0	53 29.9	93 52.5	19 10.7	12 6.8
	80歳以上	80 100.0	18 22.5	40 50.0	12 15.0	10 12.5
	不明・無回答	48 100.0	12 25.0	26 54.2	3 6.3	7 14.6

		問3(1)これまでに(最近5年以内に)人権に関する講演会や研修会【参加状況】					
		合計	1～2回参加した	3～5回参加した	6回以上参加した	参加したことがない	不明・無回答
全体		1059	97	34	23	892	13
		100.0	9.2	3.2	2.2	84.2	1.2
		100.0	14.6	5.0	2.5	76.0	1.9
性別	男性	412	33	17	11	348	3
		100.0	8.0	4.1	2.7	84.5	0.7
		100.0	12.5	3.5	2.0	80.4	1.6
	女性	570	53	16	12	484	5
		100.0	9.3	2.8	2.1	84.9	0.9
		100.0	15.9	6.2	2.9	73.3	1.7
	その他	1	–	–	–	1	–
		100.0	–	–	–	100.0	–
	不明・無回答	76	11	1	–	59	5
		100.0	14.5	1.3	–	77.6	6.6
		100.0	23.1	–	–	53.8	23.1
年齢	18歳, 19歳	18	–	3	–	15	–
		100.0	–	16.7	–	83.3	–
	20歳～29歳	75	5	3	3	62	2
		100.0	6.7	4.0	4.0	82.7	2.7
		100.0	4.6	0.9	1.9	91.7	0.9
	30歳～39歳	125	7	2	3	112	1
		100.0	5.6	1.6	2.4	89.6	0.8
		100.0	9.5	3.0	1.8	85.7	–
	40歳～49歳	177	18	5	4	150	–
		100.0	10.2	2.8	2.3	84.7	–
		100.0	12.1	3.3	1.6	82.4	0.5
	50歳～59歳	178	19	2	4	151	2
		100.0	10.7	1.1	2.2	84.8	1.1
		100.0	11.3	5.9	3.9	77.8	1.0
	60歳～69歳	181	18	10	5	147	1
		100.0	9.9	5.5	2.8	81.2	0.6
		100.0	19.3	5.6	2.6	70.4	2.2
	70歳～79歳	177	17	8	2	149	1
		100.0	9.6	4.5	1.1	84.2	0.6
	80歳以上	80	7	1	2	70	–
		100.0	8.8	1.3	2.5	87.5	–
		100.0	21.0	7.8	2.5	65.8	2.8
	不明・無回答	48	6	–	–	36	6
		100.0	12.5	–	–	75.0	12.5
		100.0	14.3	–	–	14.3	71.4

		問3(2)学校で人権教育					
		合計	よく受けた	ときどき受けた	あまり受けていない	全く受けたことがない	不明・無回答
全体		1059	127	417	293	202	20
		100.0	12.0	39.4	27.7	19.1	1.9
		100.0	9.3	33.6	25.2	29.7	2.3
性別	男性	412	42	146	130	89	5
		100.0	10.2	35.4	31.6	21.6	1.2
		100.0	7.5	32.2	24.3	34.3	1.8
	女性	570	79	248	143	91	9
		100.0	13.9	43.5	25.1	16.0	1.6
		100.0	10.8	35.2	25.9	25.9	2.3
	その他	1	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	100.0	－
	不明・無回答	76	6	23	20	21	6
		100.0	7.9	30.3	26.3	27.6	7.9
	100.0	－	－	23.1	53.8	23.1	
年齢	18歳, 19歳	18	6	12	－	－	－
		100.0	33.3	66.7	－	－	－
	20歳～29歳	75	19	42	9	3	2
		100.0	25.3	56.0	12.0	4.0	2.7
		100.0	24.1	57.4	9.3	8.3	0.9
	30歳～39歳	125	25	73	16	10	1
		100.0	20.0	58.4	12.8	8.0	0.8
		100.0	15.5	53.6	16.1	14.9	－
	40歳～49歳	177	32	91	42	11	1
		100.0	18.1	51.4	23.7	6.2	0.6
		100.0	14.8	47.3	22.0	15.4	0.5
	50歳～59歳	178	20	90	51	15	2
		100.0	11.2	50.6	28.7	8.4	1.1
		100.0	7.9	36.5	26.1	28.6	1.0
	60歳～69歳	181	12	55	73	38	3
		100.0	6.6	30.4	40.3	21.0	1.7
		100.0	4.4	19.3	37.4	36.3	2.6
	70歳～79歳	177	5	31	66	70	5
		100.0	2.8	17.5	37.3	39.5	2.8
	80歳以上	80	5	9	22	44	－
		100.0	6.3	11.3	27.5	55.0	－
		100.0	2.1	16.0	27.0	50.5	4.3
	不明・無回答	48	3	14	14	11	6
		100.0	6.3	29.2	29.2	22.9	12.5
		100.0	－	－	－	28.6	71.4

		問3(3)市民しんぶんの人権に関する記事や、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」					
		合計	よく読む	ときどき読む	あまり読まない	全く読まない	不明・無回答
全体		1059	39	272	315	417	16
		100.0	3.7	25.7	29.7	39.4	1.5
		100.0	6.0	28.6	20.9	42.3	2.1
性別	男性	412	16	90	126	177	3
		100.0	3.9	21.8	30.6	43.0	0.7
		100.0	5.5	26.5	18.8	47.6	1.6
	女性	570	19	160	165	220	6
		100.0	3.3	28.1	28.9	38.6	1.1
		100.0	6.2	30.3	22.6	38.8	2.2
	その他	1	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	100.0	－
	不明・無回答	76	4	22	24	19	7
		100.0	5.3	28.9	31.6	25.0	9.2
		100.0	15.4	23.1	15.4	23.1	23.1
年齢	18歳, 19歳	18	－	－	1	17	－
		100.0	－	－	5.6	94.4	－
	20歳～29歳	75	1	1	14	57	2
		100.0	1.3	1.3	18.7	76.0	2.7
		100.0	0.9	6.5	13.0	77.8	1.9
	30歳～39歳	125	2	19	14	89	1
		100.0	1.6	15.2	11.2	71.2	0.8
		100.0	4.8	17.9	16.1	61.3	－
	40歳～49歳	177	3	27	61	86	－
		100.0	1.7	15.3	34.5	48.6	－
		100.0	2.2	25.3	22.0	50.0	0.5
	50歳～59歳	178	4	44	62	66	2
		100.0	2.2	24.7	34.8	37.1	1.1
		100.0	4.4	23.6	23.2	47.8	1.0
	60歳～69歳	181	8	62	64	45	2
		100.0	4.4	34.3	35.4	24.9	1.1
		100.0	5.2	37.4	23.3	31.5	2.6
	70歳～79歳	177	9	78	60	28	2
		100.0	5.1	44.1	33.9	15.8	1.1
	80歳以上	80	12	26	25	16	1
		100.0	15.0	32.5	31.3	20.0	1.3
		100.0	13.2	41.3	22.8	19.6	3.2
	不明・無回答	48	－	15	14	13	6
		100.0	－	31.3	29.2	27.1	12.5
		100.0	－	14.3	－	14.3	71.4

		問4 人権についての理解を深めるため、役立つと思うもの							
		合計	人権に関する講演会や研修会	学校での人権教育	市民しんぶん等の広報紙・人権情報誌等での啓発	テレビやラジオ、新聞記事での啓発	インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※での啓発	その他	不明・無回答
全体		1059	217	789	247	648	373	32	35
		100.0	20.5	74.5	23.3	61.2	35.2	3.0	3.3
		100.0	54.6	75.1	56.2	***	***	***	***
性別	男性	412	89	290	88	242	143	17	12
		100.0	21.6	70.4	21.4	58.7	34.7	4.1	2.9
		100.0	52.8	72.8	53.3	***	***	***	***
	女性	570	114	455	140	356	212	13	17
		100.0	20.0	79.8	24.6	62.5	37.2	2.3	3.0
		100.0	56.6	77.5	58.5	***	***	***	***
	その他	1	—	1	—	—	1	1	—
		100.0	—	100.0	—	—	100.0	100.0	—
	不明・無回答	76	14	43	19	50	17	1	6
		100.0	18.4	56.6	25.0	65.8	22.4	1.3	7.9
100.0		23.1	46.2	46.2	***	***	***	***	
年齢	18歳、19歳	18	5	14	1	6	11	—	2
		100.0	27.8	77.8	5.6	33.3	61.1	—	11.1
	20歳～29歳	75	14	59	5	41	55	1	—
		100.0	18.7	78.7	6.7	54.7	73.3	1.3	—
	30歳～39歳	100.0	50.0	78.7	43.6	***	***	***	***
		125	25	101	10	67	74	7	4
		100.0	20.0	80.8	8.0	53.6	59.2	5.6	3.2
	40歳～49歳	100.0	55.4	83.9	48.8	***	***	***	***
		177	34	148	25	106	79	9	3
		100.0	19.2	83.6	14.1	59.9	44.6	5.1	1.7
	50歳～59歳	100.0	59.9	84.6	56.6	***	***	***	***
		178	33	146	25	108	69	7	3
		100.0	18.5	82.0	14.0	60.7	38.8	3.9	1.7
	60歳～69歳	100.0	53.2	77.3	46.8	***	***	***	***
		181	38	138	52	121	45	2	10
		100.0	21.0	76.2	28.7	66.9	24.9	1.1	5.5
	70歳～79歳	100.0	54.0	69.2	63.7	***	***	***	***
		177	42	112	80	110	23	4	7
	80歳以上	100.0	23.7	63.3	45.2	62.1	13.0	2.3	4.0
		80	18	45	40	54	6	1	3
		100.0	22.5	56.3	50.0	67.5	7.5	1.3	3.8
	不明・無回答	100.0	55.5	68.3	66.2	***	***	***	***
		48	8	26	9	35	11	1	3
		100.0	16.7	54.2	18.8	72.9	22.9	2.1	6.3
		100.0	—	—	—	***	***	***	***

		問5 人権についての理解を深めるために、京都市が実施する取組として必要があると思うもの								
		合計	学校や社会 において人 権教育を充 実する	テレビ、ラジ オ、広報紙な どを使った啓 発活動を行う	インターネッ ト、SNS (ソーシャル・ ネットワーキ ング・サービ ス)を使った 啓発活動を行 う	講演会やシ ンポジウムな どを開催する	ワークショッ プなどの参 加・体験型事 業や人権課 題の当事者 である人々た との交流事業 を充実する	市民グルー プや民間団 体が行う啓 発活動への 支援を充実 する	その他	不明・無回答
全体		1059	812	515	323	164	252	251	18	43
		100.0	76.7	48.6	30.5	15.5	23.8	23.7	1.7	4.1
		100.0	77.4	***	***	51.6	***	49.1	***	***
性別	男性	412	305	210	131	64	82	103	11	15
		100.0	74.0	51.0	31.8	15.5	19.9	25.0	2.7	3.6
		100.0	75.4	***	***	49.6	***	47.3	***	***
	女性	570	457	265	176	90	155	129	6	21
		100.0	80.2	46.5	30.9	15.8	27.2	22.6	1.1	3.7
		100.0	79.3	***	***	52.7	***	50.8	***	***
	その他	1	1	—	1	—	1	—	—	—
		100.0	100.0	—	100.0	—	100.0	—	—	—
	不明・無回答	76	49	40	15	10	14	19	1	7
		100.0	64.5	52.6	19.7	13.2	18.4	25.0	1.3	9.2
		100.0	46.2	***	***	38.5	***	23.1	***	***
年齢	18歳，19歳	18	12	6	11	1	2	6	—	1
		100.0	66.7	33.3	61.1	5.6	11.1	33.3	—	5.6
	20歳～29歳	75	59	32	52	3	13	9	—	—
		100.0	78.7	42.7	69.3	4.0	17.3	12.0	—	—
	30歳～39歳	100.0	83.4	***	***	46.3	***	43.5	***	***
		125	98	40	61	18	39	22	2	4
		100.0	78.4	32.0	48.8	14.4	31.2	17.6	1.6	3.2
	40歳～49歳	100.0	80.4	***	***	47.6	***	45.8	***	***
		177	150	75	66	24	54	39	4	5
		100.0	84.7	42.4	37.3	13.6	30.5	22.0	2.3	2.8
	50歳～59歳	100.0	81.9	***	***	52.2	***	47.2	***	***
		178	140	82	59	28	53	41	7	4
		100.0	78.7	46.1	33.1	15.7	29.8	23.0	3.9	2.2
	60歳～69歳	100.0	78.3	***	***	47.3	***	42.3	***	***
		181	141	88	41	33	42	49	1	11
		100.0	77.9	48.6	22.7	18.2	23.2	27.1	0.6	6.1
	70歳～79歳	100.0	74.5	***	***	53.0	***	51.9	***	***
		177	131	106	17	40	32	51	3	10
	80歳以上	100.0	74.0	59.9	9.6	22.6	18.1	28.8	1.7	5.6
		80	54	58	8	10	5	23	—	5
		100.0	67.5	72.5	10.0	12.5	6.3	28.8	—	6.3
	不明・無回答	100.0	74.0	***	***	56.9	***	57.6	***	***
		48	27	28	8	7	12	11	1	3
		100.0	56.3	58.3	16.7	14.6	25.0	22.9	2.1	6.3
		100.0	14.3	***	***	14.3	***	—	***	***

		問6【自身の場合】結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)					
		合計	人柄や性格, 価値観	学歴	職業	家柄	国籍・民族
全体		1059	950	222	465	227	308
		100.0	89.7	21.0	43.9	21.4	29.1
		100.0	84.9	25.7	47.8	25.2	39.3
性別	男性	412	369	68	121	81	126
		100.0	89.6	16.5	29.4	19.7	30.6
		100.0	82.2	20.6	36.1	21.8	38.6
	女性	570	522	142	317	136	171
		100.0	91.6	24.9	55.6	23.9	30.0
		100.0	87.4	29.6	56.6	27.9	39.9
	その他	1	1	—	—	—	—
		100.0	100.0	—	—	—	—
	不明・無回答	76	58	12	27	10	11
		100.0	76.3	15.8	35.5	13.2	14.5
		100.0	61.5	15.4	38.5	15.4	30.8
年齢	18歳, 19歳	18	16	8	12	5	3
		100.0	88.9	44.4	66.7	27.8	16.7
	20歳～29歳	75	73	18	34	18	24
		100.0	97.3	24.0	45.3	24.0	32.0
		100.0	95.4	24.1	68.5	32.4	38.9
	30歳～39歳	125	119	31	64	45	34
		100.0	95.2	24.8	51.2	36.0	27.2
		100.0	91.7	22.6	57.1	22.6	38.1
	40歳～49歳	177	169	42	94	37	53
		100.0	95.5	23.7	53.1	20.9	29.9
		100.0	95.1	28.0	50.5	26.9	41.8
	50歳～59歳	178	168	35	88	33	47
		100.0	94.4	19.7	49.4	18.5	26.4
		100.0	90.1	31.0	46.8	24.1	41.4
	60歳～69歳	181	156	35	59	29	50
		100.0	86.2	19.3	32.6	16.0	27.6
		100.0	80.7	21.1	38.1	21.1	37.4
	70歳～79歳	177	151	28	71	34	58
		100.0	85.3	15.8	40.1	19.2	32.8
	80歳以上	80	61	18	27	21	34
		100.0	76.3	22.5	33.8	26.3	42.5
		100.0	72.2	27.4	43.4	27.8	39.9
	不明・無回答	48	37	7	16	5	5
		100.0	77.1	14.6	33.3	10.4	10.4
		100.0	14.3	14.3	14.3	14.3	—

		問6【自身の場合】結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)				
		相手やその 家族に障害 があるかどう か	ひとり親家庭 かどうか	同和地区出 身者かどうか	その他(具 体的に)	不明・無回答
全体		222	76	252	32	68
		21.0	7.2	23.8	3.0	6.4
		36.2	12.6	31.3	4.8	9.2
性別	男性	84	33	84	13	24
		20.4	8.0	20.4	3.2	5.8
		34.7	12.9	30.0	3.7	10.8
	女性	126	39	156	17	32
		22.1	6.8	27.4	3.0	5.6
		37.6	12.5	32.5	5.6	7.6
	その他	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
	不明・無回答	12	4	12	2	12
		15.8	5.3	15.8	2.6	15.8
		15.4	7.7	23.1	-	30.8
年齢	18歳, 19歳	8	-	3	-	1
		44.4	-	16.7	-	5.6
	20歳～29歳	25	6	13	5	1
		33.3	8.0	17.3	6.7	1.3
		58.3	9.3	26.9	4.6	3.7
	30歳～39歳	37	12	32	5	6
		29.6	9.6	25.6	4.0	4.8
		35.1	9.5	25.6	4.8	5.4
	40歳～49歳	38	10	41	6	5
		21.5	5.6	23.2	3.4	2.8
		36.8	11.0	35.7	6.6	2.7
	50歳～59歳	32	13	45	7	5
		18.0	7.3	25.3	3.9	2.8
		35.0	10.8	33.5	3.0	5.9
	60歳～69歳	28	15	46	2	16
		15.5	8.3	25.4	1.1	8.8
		34.4	11.9	35.9	5.2	11.5
	70歳～79歳	35	7	45	4	13
		19.8	4.0	25.4	2.3	7.3
	80歳以上	13	9	22	1	12
		16.3	11.3	27.5	1.3	15.0
		31.3	19.2	28.5	4.6	16.0
	不明・無回答	6	4	5	2	9
		12.5	8.3	10.4	4.2	18.8
		-	-	-	-	85.7

		問6【お子さんの場合】結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)					
		合計	人柄や性格, 価値観	学歴	職業	家柄	国籍・民族
全体		1059	907	288	571	282	343
		100.0	85.6	27.2	53.9	26.6	32.4
		100.0	82.0	32.3	55.8	29.5	39.0
性別	男性	412	344	108	195	98	134
		100.0	83.5	26.2	47.3	23.8	32.5
		100.0	76.9	27.1	45.7	25.5	38.6
	女性	570	507	164	344	174	195
		100.0	88.9	28.8	60.4	30.5	34.2
		100.0	86.4	36.1	63.1	32.3	39.2
	その他	1	—	—	—	—	—
		100.0	—	—	—	—	—
	不明・無回答	76	56	16	32	10	14
		100.0	73.7	21.1	42.1	13.2	18.4
		100.0	53.8	38.5	61.5	38.5	38.5
年齢	18歳, 19歳	18	12	7	10	7	5
		100.0	66.7	38.9	55.6	38.9	27.8
	20歳～29歳	75	66	23	46	22	27
		100.0	88.0	30.7	61.3	29.3	36.0
		100.0	86.1	26.9	67.6	38.9	38.9
	30歳～39歳	125	110	36	77	52	44
		100.0	88.0	28.8	61.6	41.6	35.2
		100.0	79.8	27.4	58.9	32.1	33.3
	40歳～49歳	177	163	53	111	55	64
		100.0	92.1	29.9	62.7	31.1	36.2
		100.0	90.1	31.9	62.6	34.6	44.5
	50歳～59歳	178	165	49	111	49	59
		100.0	92.7	27.5	62.4	27.5	33.1
		100.0	88.2	34.0	58.6	25.1	40.9
	60歳～69歳	181	155	41	80	32	49
		100.0	85.6	22.7	44.2	17.7	27.1
		100.0	81.1	27.4	44.8	21.9	34.1
	70歳～79歳	177	140	40	74	33	55
		100.0	79.1	22.6	41.8	18.6	31.1
	80歳以上	80	60	31	42	25	31
		100.0	75.0	38.8	52.5	31.3	38.8
		100.0	74.0	41.3	53.7	31.7	42.7
	不明・無回答	48	36	8	20	7	9
		100.0	75.0	16.7	41.7	14.6	18.8
		100.0	42.9	28.6	42.9	28.6	14.3

		問6【お子さんの場合】結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)				
		相手やその 家族に障害 があるかどう か	ひとり親家庭 かどうか	同和地区出 身者かどうか	その他(具 体的に)	不明・無回答
全体		308	123	292	36	97
		29.1	11.6	27.6	3.4	9.2
		42.0	15.1	33.9	4.8	12.5
性別	男性	111	46	99	10	42
		26.9	11.2	24.0	2.4	10.2
		38.8	13.9	31.8	3.5	15.5
	女性	182	74	182	24	39
		31.9	13.0	31.9	4.2	6.8
		44.5	15.8	35.5	5.7	9.9
	その他	-	-	-	-	1
		-	-	-	-	100.0
	不明・無回答	15	3	11	2	15
		19.7	3.9	14.5	2.6	19.7
		30.8	23.1	30.8	-	30.8
年齢	18歳, 19歳	8	2	4	-	5
		44.4	11.1	22.2	-	27.8
	20歳～29歳	24	11	14	4	6
		32.0	14.7	18.7	5.3	8.0
		56.5	15.7	27.8	6.5	13.9
	30歳～39歳	42	21	37	6	9
		33.6	16.8	29.6	4.8	7.2
		37.5	10.7	27.4	5.4	14.9
	40歳～49歳	59	21	54	4	9
		33.3	11.9	30.5	2.3	5.1
		47.8	14.3	39.0	6.6	7.7
	50歳～59歳	53	18	57	11	8
		29.8	10.1	32.0	6.2	4.5
		43.8	15.8	36.9	4.4	8.9
	60歳～69歳	46	19	53	4	19
		25.4	10.5	29.3	2.2	10.5
		38.5	11.5	34.8	3.0	11.5
	70歳～79歳	47	14	42	4	23
		26.6	7.9	23.7	2.3	13.0
	80歳以上	19	13	24	-	10
		23.8	16.3	30.0	-	12.5
		37.7	21.0	34.2	4.6	16.0
	不明・無回答	10	4	7	3	8
		20.8	8.3	14.6	6.3	16.7
		28.6	14.3	14.3	-	57.1

問7 家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に気になること × 性別＋○ 年齢

		問7 家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に気になること								
		合計	物件の価格、交通の便	部屋の間取り、バリアフリー化	近くに幼稚園や保育園、小学校をはじめ、教育施設がある	近くに精神科の病院や障害者施設がある	近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	近くに外国人の住民が多く住んでいる	近くに同和地区がある	不明・無回答
全体		1059	966	709	440	126	262	235	261	51
		100.0	91.2	66.9	41.5	11.9	24.7	22.2	24.6	4.8
		100.0	96.0	88.1	69.9	33.2	47.7	42.0	47.3	***
性別	男性	412	386	253	172	52	95	86	99	11
		100.0	93.7	61.4	41.7	12.6	23.1	20.9	24.0	2.7
		100.0	95.7	83.3	69.8	31.2	44.7	39.8	43.7	***
	女性	570	519	407	246	62	160	136	148	31
		100.0	91.1	71.4	43.2	10.9	28.1	23.9	26.0	5.4
		100.0	96.7	92.1	70.3	34.8	50.1	44.0	50.4	***
	その他	1	1	1	-	-	-	-	-	-
		100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	不明・無回答	76	60	48	22	12	7	13	14	9
		100.0	78.9	63.2	28.9	15.8	9.2	17.1	18.4	11.8
		100.0	69.2	61.6	53.9	30.8	30.8	23.1	23.1	***
年齢	18歳、19歳	18	17	12	8	2	11	6	5	-
		100.0	94.4	66.7	44.4	11.1	61.1	33.3	27.8	-
	20歳～29歳	75	75	51	29	7	24	18	16	-
		100.0	100.0	68.0	38.7	9.3	32.0	24.0	21.3	-
		100.0	98.2	87.0	69.5	25.9	49.0	37.0	38.0	***
	30歳～39歳	125	120	92	68	22	46	34	38	2
		100.0	96.0	73.6	54.4	17.6	36.8	27.2	30.4	1.6
		100.0	98.3	92.2	74.4	29.1	54.2	42.8	45.2	***
	40歳～49歳	177	164	117	82	20	41	41	50	9
		100.0	92.7	66.1	46.3	11.3	23.2	23.2	28.2	5.1
		100.0	98.9	92.3	73.1	33.5	61.0	51.1	58.2	***
	50歳～59歳	178	163	119	61	24	60	49	52	6
		100.0	91.6	66.9	34.3	13.5	33.7	27.5	29.2	3.4
		100.0	97.5	91.6	71.0	30.6	52.2	43.4	52.7	***
	60歳～69歳	181	166	127	62	20	33	35	43	7
		100.0	91.7	70.2	34.3	11.0	18.2	19.3	23.8	3.9
		100.0	95.9	88.2	69.3	36.3	41.8	42.2	47.8	***
	70歳～79歳	177	158	112	82	15	27	34	33	14
		100.0	89.3	63.3	46.3	8.5	15.3	19.2	18.6	7.9
	80歳以上	80	66	51	36	10	15	11	18	6
		100.0	82.5	63.8	45.0	12.5	18.8	13.8	22.5	7.5
		100.0	92.2	82.2	66.5	37.7	37.7	37.4	41.7	***
	不明・無回答	48	37	28	12	6	5	7	6	7
		100.0	77.1	58.3	25.0	12.5	10.4	14.6	12.5	14.6
		100.0	42.9	28.6	14.3	14.3	14.3	-	14.3	***

		問8 就職における場面について、そうだと思うもの						
		合計	就職の際に、 身元調査が 行われること は許されない	就職の際、 女性に対し て、結婚・出 産予定の有 無を聞くこと は、会社の 人事業務の 一環であつて も許されない	外国人は文化や生活習慣の違いから日本社会に不慣れで、日本人と同様の能力が発揮できないという理由から、外国人が日本人より低い待遇を受けることは許されない	企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである	企業も人権の尊重、環境の保全などの社会的責任を負っている	不明・無回答
全体		1059	490	469	465	440	762	97
		100.0	46.3	44.3	43.9	41.5	72.0	9.2
		100.0	59.0	53.4	64.4	48.5	84.6	***
性別	男性	412	194	170	168	153	310	39
		100.0	47.1	41.3	40.8	37.1	75.2	9.5
		100.0	55.9	54.0	58.3	47.8	85.7	***
	女性	570	259	262	264	257	406	47
		100.0	45.4	46.0	46.3	45.1	71.2	8.2
		100.0	63.3	54.6	69.1	49.1	84.5	***
	その他	1	1	1	1	－	1	－
		100.0	100.0	100.0	100.0	－	100.0	－
	不明・無回答	76	36	36	32	30	45	11
100.0		47.4	47.4	42.1	39.5	59.2	14.5	
100.0		30.8	46.2	53.9	38.5	53.9	***	
年齢	18歳，19歳	18	10	8	9	5	14	－
		100.0	55.6	44.4	50.0	27.8	77.8	－
	20歳～29歳	75	34	28	33	23	64	2
		100.0	45.3	37.3	44.0	30.7	85.3	2.7
		100.0	47.2	40.7	62.0	27.8	86.1	***
	30歳～39歳	125	50	49	62	54	101	7
		100.0	40.0	39.2	49.6	43.2	80.8	5.6
		100.0	64.3	42.2	62.5	39.3	88.1	***
	40歳～49歳	177	86	82	80	73	124	19
		100.0	48.6	46.3	45.2	41.2	70.1	10.7
		100.0	58.2	47.8	61.6	40.6	87.9	***
	50歳～59歳	178	89	75	89	75	136	12
		100.0	50.0	42.1	50.0	42.1	76.4	6.7
		100.0	65.5	55.2	66.1	46.3	86.7	***
	60歳～69歳	181	95	92	77	76	123	20
		100.0	52.5	50.8	42.5	42.0	68.0	11.0
		100.0	60.4	63.7	70.7	56.3	85.6	***
	70歳～79歳	177	71	77	64	79	121	21
		100.0	40.1	43.5	36.2	44.6	68.4	11.9
	80歳以上	80	35	36	35	39	54	8
		100.0	43.8	45.0	43.8	48.8	67.5	10.0
		100.0	56.6	57.7	62.0	61.6	79.0	***
	不明・無回答	48	20	22	16	16	25	8
		100.0	41.7	45.8	33.3	33.3	52.1	16.7
100.0		－	42.9	28.6	28.6	28.6	***	

		問9 家庭での生活場面について、そうだと思うもの						
		合計	女性が家事、育児を受け持ち、男性が妻子を養うという考えは時代遅れである	恋人や配偶者の行動を束縛することや断りなく携帯電話をチェックすることは、プライバシーの観点から問題である	子どものしつけのためであっても、保護者が子どもを叩いてはいけない	認知症等により、行方不明になるおそれのある高齢者を、介護者が近くにいる場合、身体拘束などの行動制限をして家から出られなくすることは問題である	育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境(休暇・休業制度や職員体制など)の整備が必要である	不明・無回答
全体		1059	664	772	407	395	882	60
		100.0	62.7	72.9	38.4	37.3	83.3	5.7
		100.0	63.4	88.7	55.2	38.8	92.9	***
性別	男性	412	241	306	160	143	337	22
		100.0	58.5	74.3	38.8	34.7	81.8	5.3
		100.0	59.4	87.4	51.8	39.2	91.8	***
	女性	570	378	420	221	219	489	29
		100.0	66.3	73.7	38.8	38.4	85.8	5.1
		100.0	66.5	90.0	57.7	38.7	94.0	***
	その他	1	1	1	1	1	1	—
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	不明・無回答	76	44	45	25	32	55	9
		100.0	57.9	59.2	32.9	42.1	72.4	11.8
100.0		53.9	69.3	53.9	30.8	77.0	***	
年齢	18歳, 19歳	18	12	15	10	7	16	—
		100.0	66.7	83.3	55.6	38.9	88.9	—
	20歳～29歳	75	60	56	38	23	67	1
		100.0	80.0	74.7	50.7	30.7	89.3	1.3
		100.0	69.4	85.2	50.0	21.3	95.4	***
	30歳～39歳	125	78	94	43	42	117	3
		100.0	62.4	75.2	34.4	33.6	93.6	2.4
		100.0	66.6	85.7	43.5	30.4	98.2	***
	40歳～49歳	177	118	135	59	61	155	9
		100.0	66.7	76.3	33.3	34.5	87.6	5.1
		100.0	67.0	90.6	44.5	26.9	94.5	***
	50歳～59歳	178	119	137	71	65	153	7
		100.0	66.9	77.0	39.9	36.5	86.0	3.9
		100.0	65.5	92.6	55.2	36.9	96.1	***
	60歳～69歳	181	115	138	75	81	147	11
		100.0	63.5	76.2	41.4	44.8	81.2	6.1
		100.0	59.6	90.8	61.5	44.5	90.8	***
	70歳～79歳	177	95	116	64	67	134	14
		100.0	53.7	65.5	36.2	37.9	75.7	7.9
	80歳以上	80	38	54	36	33	58	8
		100.0	47.5	67.5	45.0	41.3	72.5	10.0
		100.0	59.8	86.8	65.5	54.4	88.3	***
	不明・無回答	48	29	27	11	16	35	7
		100.0	60.4	56.3	22.9	33.3	72.9	14.6
100.0		28.6	42.9	42.9	28.6	57.2	***	

		問10 学校における場面にについて、そうだと思うもの						
		合計	校則により、 児童生徒の 髪形や服装 を規定するこ とは、学校で の集団生活 の規律と生 徒の自律を 促すため必 要である	教員が児童 生徒の頬を 叩くことは、 たとえ指導の ためであって も許されない	児童生徒の 生活習慣の 確立や、健 全育成を促 すため、教員 は家庭での 教育などに ついて指導・ 助言すること が必要な場 合もある	障害のある 児童生徒も 障害のない 児童生徒も 共に学べる 場がある方 がよい	学校はいじ めの兆候を いち早く把握 し、いじめの 未然防止等 に努める必 要があり、軽 微ないじめも 見逃さず、解 決しなければ ならない	不明・無回答
全体		1059	492	585	740	732	814	55
		100.0	46.5	55.2	69.9	69.1	76.9	5.2
		100.0	77.8	56.9	85.0	66.9	91.7	***
性別	男性	412	222	205	280	273	304	17
		100.0	53.9	49.8	68.0	66.3	73.8	4.1
		100.0	78.8	49.2	86.7	68.8	91.8	***
	女性	570	240	339	415	416	456	30
		100.0	42.1	59.5	72.8	73.0	80.0	5.3
		100.0	77.5	63.1	84.1	65.4	91.9	***
	その他	1	－	1	－	1	1	－
		100.0	－	100.0	－	100.0	100.0	－
	不明・無回答	76	30	40	45	42	53	8
		100.0	39.5	52.6	59.2	55.3	69.7	10.5
		100.0	53.9	30.8	69.3	69.3	69.3	***
年齢	18歳，19歳	18	8	8	14	11	13	－
		100.0	44.4	44.4	77.8	61.1	72.2	－
	20歳～29歳	75	29	50	59	48	54	2
		100.0	38.7	66.7	78.7	64.0	72.0	2.7
		100.0	75.9	47.2	86.1	53.7	87.0	***
	30歳～39歳	125	47	63	96	97	91	3
		100.0	37.6	50.4	76.8	77.6	72.8	2.4
		100.0	81.6	50.6	85.7	66.0	88.1	***
	40歳～49歳	177	92	93	133	132	138	8
		100.0	52.0	52.5	75.1	74.6	78.0	4.5
		100.0	73.6	51.1	91.2	68.7	93.4	***
	50歳～59歳	178	88	98	128	132	136	6
		100.0	49.4	55.1	71.9	74.2	76.4	3.4
		100.0	78.3	60.6	84.8	70.0	90.2	***
	60歳～69歳	181	79	106	124	124	146	8
		100.0	43.6	58.6	68.5	68.5	80.7	4.4
		100.0	76.3	61.1	82.6	70.4	95.1	***
	70歳～79歳	177	88	99	111	110	138	15
		100.0	49.7	55.9	62.7	62.1	78.0	8.5
	80歳以上	80	40	46	46	53	68	7
		100.0	50.0	57.5	57.5	66.3	85.0	8.8
		100.0	81.2	62.2	83.6	63.5	93.3	***
	不明・無回答	48	21	22	29	25	30	6
		100.0	43.8	45.8	60.4	52.1	62.5	12.5
100.0		28.6	28.6	42.9	28.6	42.9	***	

		問11 職場における場面について、そうだと思うもの						
		合計	能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない	コミュニケーションのために、上司が部下に対してプライベートなことを聞くことは、許されない	仕事ができるのに、障害があることのみにより、仕事の内容が制限されてしまうのは許されない	HIV感染※1を理由に社員・職員を解雇することは許されない	育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない	不明・無回答
全体		1059	902	307	786	638	784	57
		100.0	85.2	29.0	74.2	60.2	74.0	5.4
		100.0	93.5	50.6	85.0	71.4	82.0	***
性別	男性	412	345	115	302	241	288	23
		100.0	83.7	27.9	73.3	58.5	69.9	5.6
		100.0	92.2	49.2	82.0	69.0	81.4	***
	女性	570	498	167	429	360	442	26
		100.0	87.4	29.3	75.3	63.2	77.5	4.6
		100.0	95.0	51.9	87.8	73.7	82.9	***
	その他	1	1	1	1	1	1	—
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
	不明・無回答	76	58	24	54	36	53	8
		100.0	76.3	31.6	71.1	47.4	69.7	10.5
		100.0	69.3	38.5	53.9	46.2	61.6	***
年齢	18歳, 19歳	18	17	5	13	12	15	1
		100.0	94.4	27.8	72.2	66.7	83.3	5.6
	20歳～29歳	75	65	15	54	56	66	1
		100.0	86.7	20.0	72.0	74.7	88.0	1.3
	100.0	94.4	21.3	80.6	73.2	85.2	***	
	30歳～39歳	125	106	18	95	90	103	2
		100.0	84.8	14.4	76.0	72.0	82.4	1.6
	100.0	97.0	31.5	84.5	73.2	88.1	***	
	40歳～49歳	177	159	39	140	118	139	3
		100.0	89.8	22.0	79.1	66.7	78.5	1.7
	100.0	92.3	35.1	81.9	72.0	84.1	***	
	50歳～59歳	178	157	52	136	123	134	10
		100.0	88.2	29.2	76.4	69.1	75.3	5.6
		100.0	95.0	49.8	89.2	79.3	85.2	***
	60歳～69歳	181	154	63	127	108	131	15
		100.0	85.1	34.8	70.2	59.7	72.4	8.3
	100.0	94.8	67.8	88.5	74.5	84.4	***	
	70歳～79歳	177	140	71	130	81	116	10
		100.0	79.1	40.1	73.4	45.8	65.5	5.6
	80歳以上	80	68	31	62	29	52	7
		100.0	85.0	38.8	77.5	36.3	65.0	8.8
		100.0	90.4	68.0	83.6	61.9	72.6	***
	不明・無回答	48	36	13	29	21	28	8
		100.0	75.0	27.1	60.4	43.8	58.3	16.7
		100.0	57.2	28.6	42.9	28.6	28.6	***

		問12 社会での生活場面について、そうだと思うもの								
		合計	ホテルや旅館が、HIV陽性者やハンセン病回復者などの宿泊を断ることは許されない	事業者側の事情で、外国人に対して、店や施設の利用など、サービスの提供を拒否することは許されない	知人が同和地区出身者であるということを知り、付き合いを避けるのは問題である	文化や生活習慣の違いを理由に、外国人のマンション等への入居を拒否することは許されない	公共施設等でのバリアフリーやユニバーサルデザイン※2への対応は、今すぐに取り組むべき優先課題である	犯罪被害者や家族等は、犯罪による直接的被害だけでなく、執拗なマスコミ報道等による二次的な被害にも苦しんでいるため、社会全体で支える必要がある	ホームレスであることを理由に、アパートなどで入居を拒否することや、施設などでのサービス拒否、診療拒否などは問題である	不明・無回答
全体		1059	538	492	634	399	653	764	466	78
		100.0	50.8	46.5	59.9	37.7	61.7	72.1	44.0	7.4
		100.0	65.6	75.1	79.3	69.2	82.9	***	***	***
性別	男性	412	226	187	251	157	247	293	185	30
		100.0	54.9	45.4	60.9	38.1	60.0	71.1	44.9	7.3
		100.0	64.9	71.2	79.2	67.4	83.1	***	***	***
	女性	570	275	271	341	219	372	426	251	38
		100.0	48.2	47.5	59.8	38.4	65.3	74.7	44.0	6.7
		100.0	66.2	78.7	79.8	70.6	83.2	***	***	***
	その他	1	1	1	1	1	1	1	1	-
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-
	不明・無回答	76	36	33	41	22	33	44	29	10
100.0		47.4	43.4	53.9	28.9	43.4	57.9	38.2	13.2	
		100.0	53.9	38.5	53.9	61.6	53.9	***	***	***
年齢	18歳、19歳	18	10	8	11	7	13	15	11	1
		100.0	55.6	44.4	61.1	38.9	72.2	83.3	61.1	5.6
	20歳～29歳	75	35	38	42	38	49	57	37	4
		100.0	46.7	50.7	56.0	50.7	65.3	76.0	49.3	5.3
		100.0	64.9	80.5	79.6	74.1	86.1	***	***	***
	30歳～39歳	125	64	59	76	49	83	100	62	6
		100.0	51.2	47.2	60.8	39.2	66.4	80.0	49.6	4.8
		100.0	67.8	78.0	85.7	69.7	86.3	***	***	***
	40歳～49歳	177	100	91	110	74	114	140	78	4
		100.0	56.5	51.4	62.1	41.8	64.4	79.1	44.1	2.3
		100.0	65.4	71.5	75.3	63.2	83.5	***	***	***
	50歳～59歳	178	89	77	112	69	108	125	75	11
		100.0	50.0	43.3	62.9	38.8	60.7	70.2	42.1	6.2
		100.0	68.0	79.8	84.8	69.5	86.7	***	***	***
	60歳～69歳	181	93	88	114	59	112	128	82	19
		100.0	51.4	48.6	63.0	32.6	61.9	70.7	45.3	10.5
		100.0	63.0	79.2	83.0	74.4	84.0	***	***	***
	70歳～79歳	177	90	75	97	68	112	121	77	14
		100.0	50.8	42.4	54.8	38.4	63.3	68.4	43.5	7.9
	80歳以上	80	37	37	52	22	44	53	28	10
		100.0	46.3	46.3	65.0	27.5	55.0	66.3	35.0	12.5
		100.0	56.3	67.7	71.5	66.5	76.9	***	***	***
	不明・無回答	48	20	19	20	13	18	25	16	9
		100.0	41.7	39.6	41.7	27.1	37.5	52.1	33.3	18.8
100.0		42.9	28.6	28.6	28.6	14.3	***	***	***	

		問13 インターネットに関する問題について、そうだと思うもの						
		合計	差別的な表現などは、それが誰に対する表現なのかを周りから特定できない程度であっても、許されない	重大な犯罪を犯した未成年者の実名や顔写真をインターネット上で公開することは許されない	個人への誹謗中傷などは、一度インターネット上の電子掲示板等に掲載されれば、以後の回復は非常に困難となるので、罰則を強化すべきだ	インターネットによる被害を根絶することも重要であるが、人権侵害を受けた人に対する相談体制を充実する必要がある	不明・無回答	
全体		1059	558	326	804	656	97	
		100.0	52.7	30.8	75.9	61.9	9.2	
		100.0	77.9	46.7	85.2	86.2	***	
性別	男性	412	216	122	307	251	33	
		100.0	52.4	29.6	74.5	60.9	8.0	
		100.0	76.0	42.2	83.6	87.6	***	
	女性	570	314	186	446	367	48	
		100.0	55.1	32.6	78.2	64.4	8.4	
		100.0	80.0	50.5	87.1	86.2	***	
	その他	1	1	1	1	－	－	
		100.0	100.0	100.0	100.0	－	－	
	不明・無回答	76	27	17	50	38	16	
		100.0	35.5	22.4	65.8	50.0	21.1	
		100.0	38.5	23.1	46.2	30.8	***	
年齢	18歳, 19歳	18	9	6	13	14	－	
		100.0	50.0	33.3	72.2	77.8	－	
	20歳～29歳	75	39	21	53	52	4	
		100.0	52.0	28.0	70.7	69.3	5.3	
		100.0	73.1	39.8	81.5	85.2	***	
	30歳～39歳	125	66	29	87	82	10	
		100.0	52.8	23.2	69.6	65.6	8.0	
		100.0	73.2	40.5	85.7	88.1	***	
	40歳～49歳	177	100	54	150	111	12	
		100.0	56.5	30.5	84.7	62.7	6.8	
		100.0	80.8	41.2	86.3	89.0	***	
	50歳～59歳	178	105	52	144	122	7	
		100.0	59.0	29.2	80.9	68.5	3.9	
		100.0	84.3	48.3	87.7	88.7	***	
	60歳～69歳	181	94	65	142	113	17	
		100.0	51.9	35.9	78.5	62.4	9.4	
			100.0	82.6	49.6	89.6	88.2	***
	70歳～79歳	177	87	62	135	100	20	
		100.0	49.2	35.0	76.3	56.5	11.3	
	80歳以上	80	42	29	49	37	15	
		100.0	52.5	36.3	61.3	46.3	18.8	
100.0		73.0	53.3	80.4	81.5	***		
不明・無回答	48	16	8	31	25	12		
	100.0	33.3	16.7	64.6	52.1	25.0		
	100.0	28.6	14.3	42.9	28.6	***		

		問14(1) 施設の管理者が、「安全の確保」を理由に、耳の不自由な人の利用には「聞こえる人の付添い」を条件とすることは、「差別」に当たる						
		合計	そう思う	どちらかと言う うとそう思う	どちらかと言う うと思わない	そう思わない	分からない	不明・無回答
全体		1059 100.0	122 11.5	215 20.3	241 22.8	368 34.7	64 6.0	49 4.6
性別	男性	412 100.0	59 14.3	81 19.7	89 21.6	150 36.4	14 3.4	19 4.6
	女性	570 100.0	51 8.9	116 20.4	139 24.4	199 34.9	47 8.2	18 3.2
	その他	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	不明・無回答	76 100.0	11 14.5	18 23.7	13 17.1	19 25.0	3 3.9	12 15.8
年齢	18歳, 19歳	18 100.0	1 5.6	1 5.6	2 11.1	14 77.8	－ －	－ －
	20歳～29歳	75 100.0	3 4.0	8 10.7	23 30.7	38 50.7	2 2.7	1 1.3
	30歳～39歳	125 100.0	13 10.4	26 20.8	24 19.2	53 42.4	8 6.4	1 0.8
	40歳～49歳	177 100.0	10 5.6	38 21.5	60 33.9	54 30.5	10 5.6	5 2.8
	50歳～59歳	178 100.0	21 11.8	45 25.3	41 23.0	62 34.8	7 3.9	2 1.1
	60歳～69歳	181 100.0	30 16.6	37 20.4	35 19.3	58 32.0	12 6.6	9 5.0
	70歳～79歳	177 100.0	29 16.4	34 19.2	35 19.8	54 30.5	14 7.9	11 6.2
	80歳以上	80 100.0	10 12.5	15 18.8	10 12.5	26 32.5	9 11.3	10 12.5
	不明・無回答	48 100.0	5 10.4	11 22.9	11 22.9	9 18.8	2 4.2	10 20.8

		問14(2)障害者への配慮は、多数の障害者に共通するバリアを取り除くための配慮をすればよく、障害者一人一人の配慮の申出に応じることは、やり過ぎと思う						
		合計	そう思う	どちらかと言うとそう思う	どちらかと言うと思わない	そう思わない	分からない	不明・無回答
全体		1059 100.0	77 7.3	255 24.1	256 24.2	314 29.7	98 9.3	59 5.6
性別	男性	412 100.0	36 8.7	117 28.4	99 24.0	100 24.3	38 9.2	22 5.3
	女性	570 100.0	32 5.6	123 21.6	145 25.4	195 34.2	53 9.3	22 3.9
	その他	1 100.0	- -	- -	- -	1 100.0	- -	- -
	不明・無回答	76 100.0	9 11.8	15 19.7	12 15.8	18 23.7	7 9.2	15 19.7
年齢	18歳, 19歳	18 100.0	1 5.6	5 27.8	6 33.3	5 27.8	1 5.6	- -
	20歳～29歳	75 100.0	7 9.3	17 22.7	22 29.3	22 29.3	6 8.0	1 1.3
	30歳～39歳	125 100.0	12 9.6	33 26.4	26 20.8	41 32.8	12 9.6	1 0.8
	40歳～49歳	177 100.0	8 4.5	41 23.2	49 27.7	54 30.5	20 11.3	5 2.8
	50歳～59歳	178 100.0	11 6.2	41 23.0	45 25.3	65 36.5	14 7.9	2 1.1
	60歳～69歳	181 100.0	13 7.2	48 26.5	35 19.3	60 33.1	15 8.3	10 5.5
	70歳～79歳	177 100.0	15 8.5	42 23.7	47 26.6	42 23.7	14 7.9	17 9.6
	80歳以上	80 100.0	4 5.0	20 25.0	14 17.5	17 21.3	13 16.3	12 15.0
	不明・無回答	48 100.0	6 12.5	8 16.7	12 25.0	8 16.7	3 6.3	11 22.9

		問14(3)障害者が暮らしやすい社会こそが健常者も暮らしやすい社会である						
		合計	そう思う	どちらかと言 うとそう思う	どちらかと言 うと思わない	そう思わない	分らない	不明・無回答
全体		1059 100.0	459 43.3	323 30.5	67 6.3	83 7.8	80 7.6	47 4.4
性別	男性	412 100.0	179 43.4	114 27.7	28 6.8	44 10.7	29 7.0	18 4.4
	女性	570 100.0	246 43.2	193 33.9	37 6.5	33 5.8	44 7.7	17 3.0
	その他	1 100.0	1 100.0	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
	不明・無回答	76 100.0	33 43.4	16 21.1	2 2.6	6 7.9	7 9.2	12 15.8
年齢	18歳，19歳	18 100.0	8 44.4	7 38.9	2 11.1	1 5.6	－ －	－ －
	20歳～29歳	75 100.0	20 26.7	26 34.7	12 16.0	13 17.3	3 4.0	1 1.3
	30歳～39歳	125 100.0	31 24.8	48 38.4	12 9.6	18 14.4	15 12.0	1 0.8
	40歳～49歳	177 100.0	57 32.2	69 39.0	12 6.8	15 8.5	17 9.6	7 4.0
	50歳～59歳	178 100.0	80 44.9	53 29.8	11 6.2	16 9.0	16 9.0	2 1.1
	60歳～69歳	181 100.0	98 54.1	46 25.4	10 5.5	7 3.9	10 5.5	10 5.5
	70歳～79歳	177 100.0	100 56.5	45 25.4	4 2.3	9 5.1	9 5.1	10 5.6
	80歳以上	80 100.0	51 63.8	13 16.3	3 3.8	1 1.3	5 6.3	7 8.8
	不明・無回答	48 100.0	14 29.2	16 33.3	1 2.1	3 6.3	5 10.4	9 18.8

		問15 LGBT等の性的少数者(セクシュアルマイノリティ)に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか					
		合計	職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること	就職・職場で不利な扱いを受けること	差別的な言動をされること	アパート等への入居を拒否されること	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
全体		1059 100.0	575 54.3	448 42.3	583 55.1	127 12.0	101 9.5
性別	男性	412 100.0	215 52.2	164 39.8	221 53.6	49 11.9	41 10.0
	女性	570 100.0	327 57.4	257 45.1	330 57.9	69 12.1	50 8.8
	その他	1 100.0	－ －	1 100.0	1 100.0	1 100.0	－ －
	不明・無回答	76 100.0	33 43.4	26 34.2	31 40.8	8 10.5	10 13.2
年齢	18歳、19歳	18 100.0	12 66.7	4 22.2	14 77.8	－ －	1 5.6
	20歳～29歳	75 100.0	51 68.0	29 38.7	64 85.3	7 9.3	3 4.0
	30歳～39歳	125 100.0	91 72.8	56 44.8	81 64.8	15 12.0	28 22.4
	40歳～49歳	177 100.0	114 64.4	91 51.4	106 59.9	20 11.3	19 10.7
	50歳～59歳	178 100.0	95 53.4	81 45.5	105 59.0	24 13.5	13 7.3
	60歳～69歳	181 100.0	87 48.1	74 40.9	96 53.0	20 11.0	14 7.7
	70歳～79歳	177 100.0	71 40.1	70 39.5	71 40.1	24 13.6	11 6.2
	80歳以上	80 100.0	34 42.5	29 36.3	26 32.5	11 13.8	7 8.8
	不明・無回答	48 100.0	20 41.7	14 29.2	20 41.7	6 12.5	5 10.4

		問15 LGBT等の性的少数者(セクシュアルマイノリティ)に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか				
		じろじろ見られたり、避けられたりすること	その他	特にない	分からない	不明・無回答
全体		372 35.1	28 2.6	55 5.2	176 16.6	31 2.9
性別	男性	146 35.4	12 2.9	29 7.0	69 16.7	8 1.9
	女性	207 36.3	14 2.5	21 3.7	94 16.5	11 1.9
	その他	— —	— —	— —	— —	— —
	不明・無回答	19 25.0	2 2.6	5 6.6	13 17.1	12 15.8
年齢	18歳, 19歳	11 61.1	1 5.6	— —	1 5.6	— —
	20歳～29歳	41 54.7	5 6.7	2 2.7	4 5.3	— —
	30歳～39歳	56 44.8	8 6.4	2 1.6	8 6.4	— —
	40歳～49歳	72 40.7	6 3.4	8 4.5	21 11.9	1 0.6
	50歳～59歳	72 40.4	5 2.8	10 5.6	22 12.4	1 0.6
	60歳～69歳	48 26.5	2 1.1	8 4.4	43 23.8	4 2.2
	70歳～79歳	42 23.7	— —	15 8.5	44 24.9	10 5.6
	80歳以上	19 23.8	1 1.3	6 7.5	22 27.5	9 11.3
	不明・無回答	11 22.9	— —	4 8.3	11 22.9	6 12.5

		問16 この5年間(平成25年から今現在)自分の人権が 侵害されたと思われたことがありますか			
		合計	ある	ない	不明・無回答
全体		1059	167	873	19
		100.0	15.8	82.4	1.8
		100.0	10.3	74.3	15.4
性別	男性	412	51	355	6
		100.0	12.4	86.2	1.5
		100.0	8.6	76.9	14.5
	女性	570	103	462	5
		100.0	18.1	81.1	0.9
		100.0	11.5	73.3	15.2
	その他	1	—	1	—
		100.0	—	100.0	—
	不明・無回答	76	13	55	8
		100.0	17.1	72.4	10.5
		100.0	7.7	30.8	61.5
年齢	18歳, 19歳	18	1	17	—
		100.0	5.6	94.4	—
	20歳～29歳	75	17	58	—
		100.0	22.7	77.3	—
		100.0	17.6	64.8	17.6
	30歳～39歳	125	32	92	1
		100.0	25.6	73.6	0.8
		100.0	14.9	72.0	13.1
	40歳～49歳	177	32	145	—
		100.0	18.1	81.9	—
		100.0	15.9	71.4	12.6
	50歳～59歳	178	34	143	1
		100.0	19.1	80.3	0.6
		100.0	12.3	74.4	13.3
	60歳～69歳	181	28	150	3
		100.0	15.5	82.9	1.7
		100.0	5.6	80.4	14.1
	70歳～79歳	177	12	160	5
		100.0	6.8	90.4	2.8
	80歳以上	80	5	72	3
		100.0	6.3	90.0	3.8
		100.0	4.3	76.9	18.9
	不明・無回答	48	6	36	6
		100.0	12.5	75.0	12.5
		100.0	—	14.3	85.7

		問16-1 それはどのような内容でしたか							
		合計	病院、施設などにおける虐待	ドメスティック・バイオレンス	公務員による不当な扱い	学校などにおける体罰、いじめなど	ストーカー	職場などにおけるいじめ、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど	性別による差別的な扱いや言動
全体		167	6	9	10	6	6	78	10
		100.0	3.6	5.4	6.0	3.6	3.6	46.7	6.0
		100.0	2.4	4.8	4.8	0.8	2.4	46.4	***
性別	男性	51	－	2	5	3	2	23	1
		100.0	－	3.9	9.8	5.9	3.9	45.1	2.0
		100.0	2.3	2.3	6.8	－	2.3	50.0	***
	女性	103	5	7	3	－	4	52	8
		100.0	4.9	6.8	2.9	－	3.9	50.5	7.8
		100.0	2.5	6.3	3.8	1.3	2.5	45.0	***
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	不明・無回答	13	1	－	2	3	－	3	1
		100.0	7.7	－	15.4	23.1	－	23.1	7.7
	100.0	－	－	－	－	－	－	***	
年齢	18歳, 19歳	1	－	－	－	－	－	1	－
		100.0	－	－	－	－	－	100.0	－
	20歳～29歳	17	－	1	－	1	2	7	2
		100.0	－	5.9	－	5.9	11.8	41.2	11.8
		100.0	－	5.3	5.3	－	5.3	42.1	***
	30歳～39歳	32	－	2	1	2	－	17	4
		100.0	－	6.3	3.1	6.3	－	53.1	12.5
		100.0	－	8.0	－	－	－	56.0	***
	40歳～49歳	32	1	2	－	－	2	21	2
		100.0	3.1	6.3	－	－	6.3	65.6	6.3
		100.0	3.4	10.3	10.3	－	－	44.8	***
	50歳～59歳	34	－	2	3	1	1	18	1
		100.0	－	5.9	8.8	2.9	2.9	52.9	2.9
		100.0	4.0	－	8.0	－	4.0	52.0	***
	60歳～69歳	28	2	2	5	－	1	9	－
		100.0	7.1	7.1	17.9	－	3.6	32.1	－
		100.0	6.7	－	－	－	－	46.7	***
	70歳～79歳	12	1	－	－	－	－	3	－
		100.0	8.3	－	－	－	－	25.0	－
	80歳以上	5	1	－	1	－	－	－	1
		100.0	20.0	－	20.0	－	－	－	20.0
		100.0	－	－	－	8.3	8.3	25.0	***
	不明・無回答	6	1	－	－	2	－	2	－
		100.0	16.7	－	－	33.3	－	33.3	－
	100.0	－	－	－	－	－	－	***	

		問16-1 それはどのような内容でしたか							
		性的指向、 性自認による 差別的な扱い や言動	出身地による 差別的な扱い や言動	国籍による差 別的な扱い や言動	障害などに よる差別的な 扱いや言動	あらぬ噂や かげ口など による名誉・ 信用の侵害	プライバシー の侵害	その他	不明・無回答
全体		3 1.8	7 4.2	4 2.4	6 3.6	37 22.2	16 9.6	13 7.8	1 0.6
		***	***	***	***	23.2	8.0	11.2	2.4
性別	男性	1 2.0	1 2.0	1 2.0	1 2.0	15 29.4	2 3.9	3 5.9	1 2.0
		***	***	***	***	20.5	13.6	9.1	2.3
	女性	1 1.0	6 5.8	3 2.9	3 2.9	18 17.5	13 12.6	9 8.7	- -
		***	***	***	***	25.0	5.0	12.5	1.3
	その他	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
年齢	18歳, 19歳	1 7.7	- -	- -	2 15.4	4 30.8	1 7.7	1 7.7	- -
		***	***	***	***	-	-	-	100.0
	20歳～29歳	- -	- -	- -	- -	- 17.6	- 11.8	- 11.8	- -
		***	***	***	***	10.5	10.5	5.3	-
	30歳～39歳	1 3.1	1 3.1	3 9.4	- -	6 18.8	3 9.4	1 3.1	- -
		***	***	***	***	20.0	4.0	8.0	4.0
年齢	40歳～49歳	1 3.1	2 6.3	1 3.1	- -	9 28.1	1 3.1	1 3.1	- -
		***	***	***	***	31.0	6.9	10.3	-
	50歳～59歳	- -	2 5.9	- -	- -	6 17.6	4 11.8	6 17.6	- -
		***	***	***	***	24.0	12.0	8.0	4.0
	60歳～69歳	- -	- -	- -	2 7.1	6 21.4	2 7.1	2 7.1	- -
		***	***	***	***	26.7	-	20.0	-
年齢	70歳～79歳	- -	1 8.3	- -	2 16.7	5 41.7	4 33.3	- -	- -
		***	***	***	***	16.7	16.7	25.0	8.3
	80歳以上	- -	1 20.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 20.0
		***	***	***	***	16.7	16.7	25.0	8.3
	不明・無回答	1 16.7	- -	- -	2 33.3	2 33.3	- -	1 16.7	- -
		***	***	***	***	-	-	-	-

		問16-2 その時だれに相談されましたか							
		合計	家族や親戚	友人・知人	学校や職場	法務局	人権擁護委員	市役所や区役所	弁護士
全体		167	45	58	29	3	2	7	7
		100.0	26.9	34.7	17.4	1.8	1.2	4.2	4.2
		100.0	35.2	29.6	11.2	－	0.8	2.4	8.0
性別	男性	51	11	10	10	2	2	2	2
		100.0	21.6	19.6	19.6	3.9	3.9	3.9	3.9
		100.0	20.5	11.4	6.8	－	2.3	2.3	4.5
	女性	103	31	43	18	1	－	4	4
		100.0	30.1	41.7	17.5	1.0	－	3.9	3.9
		100.0	42.5	40.0	13.8	－	－	2.5	8.8
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	不明・無回答	13	3	5	1	－	－	1	1
		100.0	23.1	38.5	7.7	－	－	7.7	7.7
100.0		100.0	－	－	－	－	－	100.0	
年齢	18歳, 19歳	1	1	1	－	－	－	－	－
		100.0	100.0	100.0	－	－	－	－	－
	20歳～29歳	17	4	7	4	－	－	－	－
		100.0	23.5	41.2	23.5	－	－	－	－
		100.0	26.3	31.6	21.1	－	－	－	－
	30歳～39歳	32	11	11	11	1	－	1	－
		100.0	34.4	34.4	34.4	3.1	－	3.1	－
	100.0	56.0	28.0	16.0	－	－	－	4.0	
	40歳～49歳	32	9	12	4	－	－	1	2
		100.0	28.1	37.5	12.5	－	－	3.1	6.3
		100.0	41.4	27.6	6.9	－	－	3.4	17.2
	50歳～59歳	34	10	12	5	1	－	2	1
		100.0	29.4	35.3	14.7	2.9	－	5.9	2.9
		100.0	28.0	36.0	16.0	－	－	－	4.0
	60歳～69歳	28	6	9	5	－	－	1	2
		100.0	21.4	32.1	17.9	－	－	3.6	7.1
		100.0	13.3	33.3	－	－	6.7	6.7	6.7
	70歳～79歳	12	2	4	－	－	－	－	1
		100.0	16.7	33.3	－	－	－	－	8.3
	80歳以上	5	1	－	－	1	2	1	－
		100.0	20.0	－	－	20.0	40.0	20.0	－
		100.0	33.3	16.7	－	－	－	8.3	16.7
	不明・無回答	6	1	2	－	－	－	1	1
		100.0	16.7	33.3	－	－	－	16.7	16.7
100.0	－	－	－	－	－	－	－	－	

		問16-2 その時だれに相談されましたか						
		警察	専門機関(支援センターや児童相談所など)	NPOなど民間団体	相談していない(黙って我慢した)	相談していない(自分で対処した)	その他	不明・無回答
全体		4	8	1	43	22	8	6
		2.4	4.8	0.6	25.7	13.2	4.8	3.6
		4.8	2.4	2.4	31.2	22.4	8.0	1.6
性別	男性	1	2	－	16	11	2	1
		2.0	3.9	－	31.4	21.6	3.9	2.0
		4.5	－	4.5	38.6	34.1	11.4	2.3
	女性	3	6	1	23	11	6	3
		2.9	5.8	1.0	22.3	10.7	5.8	2.9
		5.0	3.8	1.3	27.5	16.3	6.3	1.3
	その他	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	不明・無回答	－	－	－	4	－	－	2
		－	－	－	30.8	－	－	15.4
年齢	18歳, 19歳	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－
	20歳～29歳	－	1	1	5	1	－	1
		－	5.9	5.9	29.4	5.9	－	5.9
	30歳～39歳	－	5.3	－	36.8	31.6	5.3	－
		1	2	－	8	3	－	－
	40歳～49歳	3.1	6.3	－	25.0	9.4	－	－
		－	－	－	16.0	16.0	8.0	4.0
	50歳～59歳	1	2	－	7	6	3	－
		3.1	6.3	－	21.9	18.8	9.4	－
	60歳～69歳	3.4	3.4	6.9	37.9	24.1	10.3	－
		1	1	－	8	7	3	－
	70歳～79歳	2.9	2.9	－	23.5	20.6	8.8	－
		8.0	－	－	24.0	28.0	4.0	4.0
	80歳以上	1	－	－	9	3	2	2
		3.6	－	－	32.1	10.7	7.1	7.1
	不明・無回答	6.7	6.7	6.7	40.0	13.3	13.3	－
		－	1	－	4	2	－	1
	不明・無回答	－	8.3	－	33.3	16.7	－	8.3
		－	1	－	－	－	－	1
	不明・無回答	－	20.0	－	－	－	－	20.0
		16.7	－	－	41.7	16.7	8.3	－
	不明・無回答	－	－	－	2	－	－	1
		－	－	－	33.3	－	－	16.7
	不明・無回答	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－

		*問16-2 最も役に立ったと思われるもの						
		合計	家族や親戚	友人・知人	学校や職場	法務局	人権擁護委員	市役所や区役所
全体		99	15	18	9	-	-	-
		100.0	15.2	18.2	9.1	-	-	-
		100.0	23.5	20.6	4.4	-	-	1.5
性別	男性	24	2	6	2	-	-	-
		100.0	8.3	25.0	8.3	-	-	-
		100.0	26.7	6.7	6.7	-	-	-
	女性	68	11	12	7	-	-	-
		100.0	16.2	17.6	10.3	-	-	-
		100.0	23.1	25.0	3.8	-	-	1.9
	その他	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-
	不明・無回答	7	2	-	-	-	-	-
		100.0	28.6	-	-	-	-	-
	100.0	-	-	-	-	-	-	
年齢	18歳，19歳	1	1	-	-	-	-	-
		100.0	100.0	-	-	-	-	-
	20歳～29歳	10	1	4	3	-	-	-
		100.0	10.0	40.0	30.0	-	-	-
		100.0	-	33.3	11.1	-	-	-
	30歳～39歳	22	4	6	5	-	-	-
		100.0	18.2	27.3	22.7	-	-	-
		100.0	38.9	16.7	5.6	-	-	-
	40歳～49歳	20	2	3	-	-	-	-
		100.0	10.0	15.0	-	-	-	-
		100.0	33.3	13.3	6.7	-	-	-
	50歳～59歳	19	3	2	-	-	-	-
		100.0	15.8	10.5	-	-	-	-
		100.0	16.7	33.3	-	-	-	-
	60歳～69歳	15	2	3	1	-	-	-
		100.0	13.3	20.0	6.7	-	-	-
		100.0	14.3	14.3	-	-	-	-
	70歳～79歳	5	1	-	-	-	-	-
		100.0	20.0	-	-	-	-	-
	80歳以上	4	1	-	-	-	-	-
		100.0	25.0	-	-	-	-	-
		100.0	14.3	14.3	-	-	-	14.3
	不明・無回答	3	-	-	-	-	-	-
		100.0	-	-	-	-	-	-
100.0		-	-	-	-	-	-	

		*問16-2 最も役に立ったと思われるもの					
		弁護士	警察	専門機関(支援センターや児童相談所など)	NPOなど民間団体	その他	不明・無回答
全体		1	1	6	-	3	46
		1.0	1.0	6.1	-	3.0	46.5
		4.4	-	2.9	1.5	4.4	38.2
性別	男性	1	1	2	-	1	9
		4.2	4.2	8.3	-	4.2	37.5
		6.7	-	-	25.0	13.3	40.0
	女性	-	-	4	-	2	32
		-	-	5.9	-	2.9	47.1
		3.8	-	3.8	-	1.9	38.5
	その他	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
	不明・無回答	-	-	-	-	-	5
		-	-	-	-	-	71.4
		-	-	-	-	-	100.0
年齢	18歳, 19歳	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
	20歳～29歳	-	-	-	-	-	2
		-	-	-	-	-	20.0
		-	-	11.1	-	-	44.4
	30歳～39歳	-	-	1	-	-	6
		-	-	4.5	-	-	27.3
		5.6	-	-	-	5.6	27.8
	40歳～49歳	-	-	2	-	-	13
		-	-	10.0	-	-	65.0
		13.3	-	-	6.7	-	26.7
	50歳～59歳	1	-	1	-	2	10
		5.3	-	5.3	-	10.5	52.6
		-	-	-	-	16.7	41.7
	60歳～69歳	-	-	-	-	1	8
		-	-	-	-	6.7	53.3
		-	-	14.3	-	-	57.1
	70歳～79歳	-	-	1	-	-	3
		-	-	20.0	-	-	60.0
	80歳以上	-	1	1	-	-	1
		-	25.0	25.0	-	-	25.0
		-	-	-	-	-	57.1
	不明・無回答	-	-	-	-	-	3
		-	-	-	-	-	100.0
		-	-	-	-	-	-

		問17(1)法務局1による相談や救済措置			
		合計	知っている	知らない	不明・無回答
全体		1059	157	812	90
		100.0	14.8	76.7	8.5
		100.0	21.7	74.1	4.3
性別	男性	412	80	303	29
		100.0	19.4	73.5	7.0
		100.0	28.2	67.6	4.1
	女性	570	64	461	45
		100.0	11.2	80.9	7.9
		100.0	16.5	79.6	3.9
	その他	1	—	1	—
		100.0	—	100.0	—
	不明・無回答	76	13	47	16
		100.0	17.1	61.8	21.1
		100.0	38.5	30.8	30.8
年齢	18歳, 19歳	18	2	15	1
		100.0	11.1	83.3	5.6
	20歳～29歳	75	7	68	—
		100.0	9.3	90.7	—
		100.0	11.1	88.9	—
	30歳～39歳	125	19	105	1
		100.0	15.2	84.0	0.8
		100.0	11.3	86.9	1.8
	40歳～49歳	177	20	156	1
		100.0	11.3	88.1	0.6
		100.0	14.8	83.5	1.6
	50歳～59歳	178	16	154	8
		100.0	9.0	86.5	4.5
		100.0	15.8	79.8	4.4
	60歳～69歳	181	26	133	22
		100.0	14.4	73.5	12.2
		100.0	30.0	66.7	3.3
	70歳～79歳	177	37	116	24
		100.0	20.9	65.5	13.6
	80歳以上	80	24	34	22
		100.0	30.0	42.5	27.5
		100.0	32.7	58.7	8.5
	不明・無回答	48	6	31	11
		100.0	12.5	64.6	22.9
		100.0	14.3	28.6	57.1

		問17(2)人権擁護委員2による相談			
		合計	知っている	知らない	不明・無回答
全体		1059	247	726	86
		100.0	23.3	68.6	8.1
		100.0	24.9	70.0	5.1
性別	男性	412	117	268	27
		100.0	28.4	65.0	6.6
		100.0	32.2	62.9	4.9
	女性	570	114	412	44
		100.0	20.0	72.3	7.7
		100.0	19.8	75.6	4.6
	その他	1	—	1	—
		100.0	—	100.0	—
	不明・無回答	76	16	45	15
		100.0	21.1	59.2	19.7
		100.0	15.4	46.2	38.5
年齢	18歳, 19歳	18	1	16	1
		100.0	5.6	88.9	5.6
	20歳～29歳	75	11	64	—
		100.0	14.7	85.3	—
		100.0	16.7	83.3	—
	30歳～39歳	125	22	102	1
		100.0	17.6	81.6	0.8
		100.0	17.3	80.4	2.4
	40歳～49歳	177	26	150	1
		100.0	14.7	84.7	0.6
		100.0	13.2	85.2	1.6
	50歳～59歳	178	40	133	5
		100.0	22.5	74.7	2.8
		100.0	19.7	74.4	5.9
	60歳～69歳	181	51	108	22
		100.0	28.2	59.7	12.2
		100.0	33.0	63.0	4.1
	70歳～79歳	177	63	90	24
		100.0	35.6	50.8	13.6
	80歳以上	80	21	38	21
		100.0	26.3	47.5	26.3
		100.0	36.7	53.4	10.0
	不明・無回答	48	12	25	11
		100.0	25.0	52.1	22.9
		100.0	14.3	28.6	57.1

		問17(3)市役所や区役所が実施する法律相談			
		合計	知っている	知らない	不明・無回答
全体		1059	628	361	70
		100.0	59.3	34.1	6.6
		100.0	65.6	30.2	4.2
性別	男性	412	251	137	24
		100.0	60.9	33.3	5.8
		100.0	63.1	32.5	4.3
	女性	570	334	202	34
		100.0	58.6	35.4	6.0
		100.0	67.8	28.6	3.6
	その他	1	—	1	—
		100.0	—	100.0	—
	不明・無回答	76	43	21	12
		100.0	56.6	27.6	15.8
		100.0	46.2	23.1	30.8
年齢	18歳, 19歳	18	5	12	1
		100.0	27.8	66.7	5.6
	20歳～29歳	75	29	46	—
		100.0	38.7	61.3	—
		100.0	42.6	57.4	—
	30歳～39歳	125	62	62	1
		100.0	49.6	49.6	0.8
		100.0	63.7	34.5	1.8
	40歳～49歳	177	111	65	1
		100.0	62.7	36.7	0.6
		100.0	64.3	34.1	1.6
	50歳～59歳	178	121	53	4
		100.0	68.0	29.8	2.2
		100.0	65.5	30.0	4.4
	60歳～69歳	181	110	52	19
		100.0	60.8	28.7	10.5
		100.0	76.3	20.7	3.0
	70歳～79歳	177	116	41	20
		100.0	65.5	23.2	11.3
	80歳以上	80	49	18	13
		100.0	61.3	22.5	16.3
		100.0	67.6	23.8	8.5
	不明・無回答	48	25	12	11
		100.0	52.1	25.0	22.9
		100.0	14.3	28.6	57.1

		問17(4)専門機関(児童福祉センターなど)による相談			
		合計	知っている	知らない	不明・無回答
全体		1059	619	354	86
		100.0	58.5	33.4	8.1
		100.0	61.6	33.8	4.6
性別	男性	412	215	167	30
		100.0	52.2	40.5	7.3
		100.0	54.7	40.6	4.7
	女性	570	369	162	39
		100.0	64.7	28.4	6.8
		100.0	67.1	29.0	3.9
	その他	1	—	1	—
		100.0	—	100.0	—
	不明・無回答	76	35	24	17
		100.0	46.1	31.6	22.4
		100.0	38.5	23.1	38.5
年齢	18歳, 19歳	18	9	8	1
		100.0	50.0	44.4	5.6
	20歳～29歳	75	38	37	—
		100.0	50.7	49.3	—
		100.0	59.3	40.7	—
	30歳～39歳	125	79	44	2
		100.0	63.2	35.2	1.6
		100.0	68.5	30.4	1.2
	40歳～49歳	177	116	60	1
		100.0	65.5	33.9	0.6
		100.0	61.5	36.8	1.6
	50歳～59歳	178	119	53	6
		100.0	66.9	29.8	3.4
		100.0	61.1	34.5	4.4
	60歳～69歳	181	109	54	18
		100.0	60.2	29.8	9.9
		100.0	67.8	28.9	3.3
	70歳～79歳	177	90	61	26
		100.0	50.8	34.5	14.7
	80歳以上	80	36	23	21
		100.0	45.0	28.8	26.3
		100.0	54.1	35.6	10.3
	不明・無回答	48	23	14	11
		100.0	47.9	29.2	22.9
		100.0	14.3	28.6	57.1

		問17(5)警察による総合相談電話			
		合計	知っている	知らない	不明・無回答
全体		1059	394	571	94
		100.0	37.2	53.9	8.9
		100.0	52.1	43.2	4.7
性別	男性	412	151	228	33
		100.0	36.7	55.3	8.0
		100.0	52.5	42.7	4.7
	女性	570	220	304	46
		100.0	38.6	53.3	8.1
		100.0	52.0	44.0	4.0
	その他	1	—	1	—
		100.0	—	100.0	—
	不明・無回答	76	23	38	15
		100.0	30.3	50.0	19.7
		100.0	38.5	23.1	38.5
年齢	18歳, 19歳	18	8	9	1
		100.0	44.4	50.0	5.6
	20歳～29歳	75	25	50	—
		100.0	33.3	66.7	—
		100.0	52.8	47.2	—
	30歳～39歳	125	47	77	1
		100.0	37.6	61.6	0.8
		100.0	47.6	51.2	1.2
	40歳～49歳	177	70	106	1
		100.0	39.5	59.9	0.6
		100.0	48.4	50.0	1.6
	50歳～59歳	178	66	105	7
		100.0	37.1	59.0	3.9
		100.0	46.3	48.8	4.9
	60歳～69歳	181	70	89	22
		100.0	38.7	49.2	12.2
		100.0	57.8	38.5	3.7
	70歳～79歳	177	69	80	28
		100.0	39.0	45.2	15.8
	80歳以上	80	27	30	23
		100.0	33.8	37.5	28.8
		100.0	56.6	33.5	10.0
	不明・無回答	48	12	25	11
		100.0	25.0	52.1	22.9
		100.0	14.3	28.6	57.1

		問17(6)弁護士会による法律相談			
		合計	知っている	知らない	不明・無回答
全体		1059	628	351	80
		100.0	59.3	33.1	7.6
		100.0	67.6	28.0	4.4
性別	男性	412	240	144	28
		100.0	58.3	35.0	6.8
		100.0	67.1	28.2	4.7
	女性	570	346	187	37
		100.0	60.7	32.8	6.5
		100.0	68.4	27.9	3.7
	その他	1	—	1	—
		100.0	—	100.0	—
	不明・無回答	76	42	19	15
		100.0	55.3	25.0	19.7
		100.0	46.2	23.1	30.8
年齢	18歳, 19歳	18	4	13	1
		100.0	22.2	72.2	5.6
	20歳～29歳	75	30	45	—
		100.0	40.0	60.0	—
		100.0	50.9	49.1	—
	30歳～39歳	125	68	56	1
		100.0	54.4	44.8	0.8
		100.0	63.1	35.1	1.8
	40歳～49歳	177	119	57	1
		100.0	67.2	32.2	0.6
		100.0	67.0	31.3	1.6
	50歳～59歳	178	113	60	5
		100.0	63.5	33.7	2.8
		100.0	70.4	25.6	3.9
	60歳～69歳	181	119	42	20
		100.0	65.7	23.2	11.0
		100.0	74.8	21.5	3.7
	70歳～79歳	177	108	47	22
		100.0	61.0	26.6	12.4
	80歳以上	80	43	19	18
		100.0	53.8	23.8	22.5
		100.0	69.4	21.4	9.3
	不明・無回答	48	24	12	12
		100.0	50.0	25.0	25.0
		100.0	14.3	28.6	57.1

		問17(7)NPOなど民間団体による相談			
		合計	知っている	知らない	不明・無回答
全体		1059	480	488	91
		100.0	45.3	46.1	8.6
		100.0	43.7	51.4	4.9
性別	男性	412	174	205	33
		100.0	42.2	49.8	8.0
		100.0	39.0	56.5	4.5
	女性	570	284	245	41
		100.0	49.8	43.0	7.2
		100.0	47.6	47.8	4.6
	その他	1	—	1	—
		100.0	—	100.0	—
	不明・無回答	76	22	37	17
		100.0	28.9	48.7	22.4
		100.0	23.1	38.5	38.5
年齢	18歳, 19歳	18	8	9	1
		100.0	44.4	50.0	5.6
	20歳～29歳	75	32	43	—
		100.0	42.7	57.3	—
		100.0	43.5	56.5	—
	30歳～39歳	125	70	54	1
		100.0	56.0	43.2	0.8
		100.0	48.8	50.0	1.2
	40歳～49歳	177	92	84	1
		100.0	52.0	47.5	0.6
		100.0	46.2	52.2	1.6
	50歳～59歳	178	89	83	6
		100.0	50.0	46.6	3.4
		100.0	39.9	55.7	4.4
	60歳～69歳	181	86	75	20
		100.0	47.5	41.4	11.0
		100.0	47.4	48.1	4.4
	70歳～79歳	177	62	88	27
		100.0	35.0	49.7	15.3
	80歳以上	80	25	32	23
		100.0	31.3	40.0	28.8
		100.0	39.1	50.2	10.7
	不明・無回答	48	16	20	12
		100.0	33.3	41.7	25.0
		100.0	14.3	28.6	57.1

		問18 人権侵害に対する相談や救済に関する次の事項について、必要だと思うもの						
		合計	相談員の資 質向上や相 談時間の拡 大など、現在 ある制度・ サービスを充 実する	新たな相談・ 救済体制を 整備し、周知 する	人権を侵害し た者に対す る啓発活動 を充実する	人権を擁護 するための 法制度を整 備し、実効性 のある救済を 行う	人権が侵害 されたときの 対処の仕方 を学ぶ機会 を増やす	不明・無回答
全体		1059	581	296	288	518	575	84
		100.0	54.9	28.0	27.2	48.9	54.3	7.9
		100.0	45.4	33.8	4.0	2.1	10.7	4.1
性別	男性	412	213	126	129	218	216	20
		100.0	51.7	30.6	31.3	52.9	52.4	4.9
		100.0	44.5	34.5	5.5	2.9	7.8	4.7
	女性	570	345	159	149	275	334	26
		100.0	60.5	27.9	26.1	48.2	58.6	4.6
		100.0	46.1	33.5	3.0	1.4	12.9	3.0
	その他	1	—	—	1	1	1	—
		100.0	—	—	100.0	100.0	100.0	—
	不明・無回答	76	23	11	9	24	24	38
		100.0	30.3	14.5	11.8	31.6	31.6	50.0
		100.0	38.5	23.1	—	—	—	38.5
年齢	18歳, 19歳	18	12	4	5	12	11	—
		100.0	66.7	22.2	27.8	66.7	61.1	—
	20歳～29歳	75	39	35	21	37	49	—
		100.0	52.0	46.7	28.0	49.3	65.3	—
		100.0	33.3	45.4	9.3	2.8	9.3	—
	30歳～39歳	125	65	28	39	65	81	4
		100.0	52.0	22.4	31.2	52.0	64.8	3.2
		100.0	40.5	37.5	3.6	5.4	11.9	1.2
	40歳～49歳	177	90	53	53	95	114	10
		100.0	50.8	29.9	29.9	53.7	64.4	5.6
		100.0	46.2	35.2	3.3	2.2	12.1	1.1
	50歳～59歳	178	109	59	43	85	99	6
		100.0	61.2	33.1	24.2	47.8	55.6	3.4
		100.0	49.8	35.0	2.5	1.5	7.9	3.4
	60歳～69歳	181	105	53	58	98	87	7
		100.0	58.0	29.3	32.0	54.1	48.1	3.9
		100.0	49.6	30.4	4.8	1.5	9.6	4.1
	70歳～79歳	177	105	45	48	86	92	13
		100.0	59.3	25.4	27.1	48.6	52.0	7.3
	80歳以上	80	50	14	21	35	34	10
		100.0	62.5	17.5	26.3	43.8	42.5	12.5
	不明・無回答	100.0	45.9	29.2	3.2	0.7	12.5	8.5
		48	6	5	—	5	8	34
		100.0	12.5	10.4	—	10.4	16.7	70.8
		100.0	14.3	14.3	—	—	14.3	57.1

2.（参考分析）人権問題に関する法律の認知度と各分野での意識

（１）テーマ設定の意図と分析手法

平成 28（2016）年に人権問題に関する法律が 3 つ施行されました。平成 31（2019）年度に実施予定の現計画（平成 27（2015）年 2 月に策定した「京都市人権文化推進計画」）の見直しについては、各法律の内容や認知度を踏まえたうえで実施する必要があります。また、法律の内容を知っているだけでなく、法律の趣旨に基づいた人権意識の向上についても、今後取組が必要であると考えています。

今回の調査では、各法律の認知度についての問い（問 2）を設けるとともに、日常の場면을問う設問内に、各法律に関係する回答が入っているため、各法律に対する認知度と、この日常の場면을問う設問でクロス集計を行い、認知度の差と人権意識の関係を把握します。

（２）分析結果

■問 2（１）「障害者差別解消法」×関連設問のクロス集計表

障害者差別解消法		1.【問8「4」】企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである	2.【問10「4」】障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も共に学べる場がある方がよい	3.【問11「3」】仕事ができるのに、障害があることのみにより、仕事の内容が制限されてしまふのは許されない	4.【問12「5」】公共施設等でのバリアフリーやユニバーサルデザインへの対応は、今すぐに取り組むべき優先課題である	5.【問14（1）「そう思う」「どちらかといえばそう思う」】施設の管理者が、「安全の確保」を理由に、耳の不自由な人の利用には「聞こえる人の付添い」を条件とすることは、「差別」に当たる	6.【問14（2）「そう思う」「どちらかといえばそう思う」】障害者への配慮は、多数の障害者に共通するバリアを取り除くための配慮をすればよく、障害者一人一人の配慮の申出に応じることは、やり過ぎと思う	7.【問14（3）「そう思う」「どちらかといえばそう思う」】障害者が暮らしやすい社会こそが健全な社会である
どんな内容か知っている (N=222)	件数(人)	103	162	174	149	91	59	172
	割合(%)	46.4	73.0	78.4	67.1	41.0	26.6	77.5
内容は知らないが言葉は聞いたことがある (N=411)	件数(人)	180	285	305	255	130	143	307
	割合(%)	43.8	69.3	74.2	62.0	31.6	34.8	74.7
知らなかった (N=375)	件数(人)	133	255	274	224	96	116	269
	割合(%)	35.5	68.0	73.1	59.7	25.6	30.9	71.7

図表中の割合は、法律の認知度の選択肢ごとの回答（縦列）に対して、関連設問の各回答（横列）の割合を示しています。そのため、合計が 100% になりません。

（例）「どんな内容か知っている」人（222 人）のうち、「1.【問 8「4」】企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである」と思う人は 103 人（割合 46.4%）

■問２（２）「ヘイトスピーチ解消法」×関連設問のクロス集計表

ヘイトスピーチ解消法		1.【問8「3」】外国人は文化や生活習慣の違いから日本社会に不慣れで、日本人と同様の能力が発揮できないという理由から、外国人が日本人より低い待遇を受けることは許されない	2.【問12「2」】事業者側の事情で、外国人に対して、店や施設の利用など、サービスの提供を拒否することは許されない	3.【問12「4」】文化や生活習慣の違いを理由に、外国人のマンション等への入居を拒否することは許されない
どんな内容か知っている (N=218)	件数(人)	114	116	90
	割合(%)	52.3	53.2	41.3
内容は知らないが言葉は聞いたことがある (N=450)	件数(人)	198	201	156
	割合(%)	44.0	44.7	34.7
知らなかった (N=343)	件数(人)	136	157	133
	割合(%)	39.7	45.8	38.8

図表中の割合は、法律の認知度の選択肢ごとの回答（縦列）に対して、関連設問の各回答（横列）の割合を示しています。そのため、合計が100%になりません。

（例）「どんな内容か知っている」人（218人）のうち、「3.【問12「4」】文化や生活習慣の違いを理由に、外国人のマンション等への入居を拒否することは許されない」と思う人は90人（割合41.3%）

■問２（３）「部落差別解消推進法」×関連設問のクロス集計表

部落差別解消推進法		1.【問8「1」】就職の際に、身元調査が行われることは許されない	2.【問12「3」】知人が同和地区出身者であるということを知り、付き合いを避けるのは問題である
どんな内容か知っている (N=230)	件数(人)	114	150
	割合(%)	49.6	65.2
内容は知らないが言葉は聞いたことがある (N=447)	件数(人)	215	263
	割合(%)	48.1	58.8
知らなかった (N=331)	件数(人)	141	194
	割合(%)	42.6	58.6

図表中の割合は、法律の認知度の選択肢ごとの回答（縦列）に対して、関連設問の各回答（横列）の割合を示しています。そのため、合計が100%になりません。

（例）「どんな内容か知っている」人（230人）のうち、「1.【問8「1」】就職の際に、身元調査が行われることは許されない」と思う人は114人（割合49.6%）

（３）結果から見える傾向と今後の展開

全ての法律について、その内容を知っている人は、関連設問における人権意識が高くなっています。一方で、言葉を知っている人と言葉自体を知らなかった人の差については、設問によって異なり、「言葉を知っている」からといって、「言葉自体を知らなかった」人より人権意識が高いということではないと考えられます。

法律の認知度によって人権意識に大きな差はないものの、法律の趣旨や内容を理解することで、より人権意識が高くなると考えられるため、啓発の実施においては、関連する法律についても併せて周知していくことが重要になると考えられます。

3. 調査票

人権に関する市民意識調査

平成 30 年 11 月
京 都 市

調査へのご協力をお願い

京都市では、「やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」を目指して、様々な取組を進めています。

この調査は、皆さんが、日頃感じておられることをお聞かせいただき、今後の人権施策に役立てるために行うもので、市内にお住まいの 18 歳以上の方の中から、無作為に 3,000 人を選びました。

この調査の結果は、すべて統計的に処理し、回答の内容が外部に漏れることや、この調査以外に使用されることはありません。

率直なお考えをお聞かせください。

なお、設問中には、関係者や当事者の方がご覧になった場合に、心情を書かれるおそれのある表現などが含まれていることがあります。差別や偏見を解消していくために必要な項目ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【ご記入に当たってのお願い】

- 回答は、**宛て名のご本人**がお答えください。
 - 回答は、当てはまる選択肢の番号を○で囲んでください。
 - ご記入後は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手は必要ありません。）に入れ、**11月15日(木)まで**に郵便ポストにご投函ください。
 - 調査の結果は、集計後にホームページ等において公表します。
 - ※ 「点字版」の調査票が必要な方は下記までご連絡ください。
 - ※ 「英語版」、「ハングル版」、「中国語版」の調査票が必要な方は下記までご連絡ください。
- (For survey sheets in English, please contact us via the phone number, fax number, or e-mail address listed below.)
- (한국어판 조사표가 필요하신 분께서는 아래의 연락처로 연락해 주십시오.)
- (如果您需要中文版的调查表，请通过以下方式联系我们。)

■ 調査に関する問合せ先

京都市人権文化推進課 アンケート調査担当
TEL: 075-366-0322 FAX: 075-366-0139 E-mail: jinken@city.kyoto.lg.jp
(参考) ホームページ

「京都市: トップページ」⇒画面上部「暮らしの情報」⇒右下部「人権」⇒「計画推進」



「人権」
について

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利のことです。

人権意識と教育・啓発について

問1 人権課題として関心があるものに○を付けてください。(○はいくつでも)
※2ページの解説をご参照ください。

1. 女性に関わる問題
2. 子どもに関わる問題
3. 高齢者に関わる問題
4. 障害のある人に関わる問題
5. 同和問題
6. 外国人・外国籍市民に関わる問題
7. 働く人に関わる問題
8. HIV、ハンセン病などの感染症患者等に関わる問題
9. 犯罪被害者に関わる問題
10. ホームレスに関わる問題
11. インターネットによる人権侵害に関わる問題
12. LGBT等の性的少数者に関わる問題
13. 拉致被害者^あに関わる問題
14. その他の問題（あれば具体的に記入してください。）

解 説

1. 女性に関わる問題	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、労働における男女間格差など
2. 子どもに関わる問題	いじめ、体罰、児童虐待、児童ポルノの横行など なお、本調査内での「子ども」とは、18歳未満のすべての者を指す
3. 高齢者に関わる問題	介護放棄などの高齢者虐待、高齢者を狙った悪徳商法、認知症に対する誤った認識に基づく偏見など
4. 障害のある人に関わる問題	家庭や施設等での虐待、乗降口や出入口の段差、資格等の付与の制限、音声案内・点字・手話通訳・要約筆記の欠如、誤った認識に基づく偏見など
5. 同和問題	人を「生まれ」や住んでいる地域を理由として差別する行為などで、インターネットでの差別的な書き込み、戸籍の不正取得、インターネット調査など
6. 外国人・外国籍市民に関わる問題	ヘイトスピーチ、賃金格差、アパートなどへの入居拒否、誤った認識に基づく偏見や差別的発言など
7. 働く人に関わる問題	職場内でのいじめ、過重労働、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど
8. 感染症患者等に関わる問題	診療拒否、採用拒否や不当な就業制限、宿泊拒否、誤った認識に基づく偏見や差別的発言など
9. 犯罪被害者に関わる問題	犯罪による直接的被害(身体的・物的)、二次的被害(精神的被害、経済的被害、インターネットやマスコミによるプライバシーの侵害、名誉棄損、過剰な取材による平穏な私生活の侵害など)
10. ホームレスに関わる問題	診療拒否、宿泊拒否、誤った認識に基づく偏見や差別的発言など
11. インターネットに関わる問題	他人への誹謗や中傷、差別的な書き込み、個人のプライバシーの侵害など
12. LGBT等の性的少数者に関わる問題	誤った認識に基づく偏見や差別的発言、本人の了解を得ずにする暴露(アウティング)など
13. 拉致被害者に関わる問題	北朝鮮当局によって拉致された被害者等への人権侵害など

問2 人権問題に関する新しい法律などについて、どの程度、知っていますか。
(○はそれぞれ1つ)

	どんな内容か知っている	内容は知らないが言葉は聞いたことがある	知らなかった
(1) 障害者差別解消法	1	2	3
(2) ヘイトスピーチ解消法	1	2	3
(3) 部落差別解消推進法	1	2	3
(4) 世界人権宣言	1	2	3

解 説

(1) 障害者差別 解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行) 障害のある人が障害のない人と同じようにサービスの提供などを受けることができるよう、行政や民間事業者が、障害を理由に「不当な差別的扱い」をしないこと、そして「社会的障壁」(バリア)を取り除くために「合理的配慮」を行うことを定めた法律。 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年6月施行) 「不当な差別的言動は許されない」と宣言し、基本理念として、「私たち国民は不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と定めた法律。 部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年12月施行) 「現在もなお部落差別は存在する」こと、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことなどを踏まえ、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」であるとして、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律。 1948(昭和23)年12月10日、第3回国際連合(国連)総会で採択。2018(平成30)年は、採択されてから70年となる節目の年となる。 「全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準」として、「全ての人間は生まれながらにして自由で、平等な尊厳と権利を持っている。」など、基本的人権の尊重の原則を定めたもの。
(2) ヘイトスピーチ 解消法	
(3) 部落差別解消 推進法	
(4) 世界人権宣言	

問3 人権についての催しへの参加回数や、市民しんぶん等の記事への関心についてお尋ねします。(○はそれぞれ1つ)

(1) これまでに(最近5年以内に)人権に関する講演会や研修会に

1. 1～2回参加した
2. 3～5回参加した
3. 6回以上参加した
4. 参加したことがない

(2) 学校で人権教育を

1. よく受けた
2. ときどき受けた
3. あまり受けていない
4. 全く受けたことがない

(3) 市民しんぶんの人権に関する記事や、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を

1. よく読む
2. ときどき読む
3. あまり読まない
4. 全く読まない

問4 人権についての理解を深めるため、役立つと思うものに○を付けてください。(○は3つまで)

1. 人権に関する講演会や研修会
2. 学校での人権教育
3. 市民しんぶん等の広報紙・人権情報誌等での啓発
4. テレビやラジオ、新聞記事での啓発
5. インターネット、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)*での啓発
6. その他(具体的に：)

解 説

※ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	人と人との輪をつなげていくことを目的としたコミュニケーション型のサービス。 主なSNSとして、フェイスブック(Facebook)、ツイッター(Twitter)、ライン(LINE)、インスタグラム(Instagram)など。
----------------------------	--

問5 人権についての理解を深めるために、京都市が実施する取組として必要があると思うものに○を付けてください。(○は3つまで)

1. 学校や社会において人権教育を充実する
2. テレビ、ラジオ、広報紙などを使った啓発活動を行う
3. インターネット、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を使った啓発活動を行う
4. 講演会やシンポジウムなどを開催する
5. ワークショップ*などの参加・体験型事業や人権課題の当事者である人々との交流事業を充実する
6. 市民グループや民間団体が行う啓発活動への支援を充実する
7. その他(具体的に：)

解 説

※ ワークショップ	あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら検討を重ね、共同で何かを学んだり創り出したりする参加・体験型の研修会。
-----------	--

日常の場面での人権意識について

問6 結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)はどんなことですか。

あなた自身の結婚の場合と、お子さんの結婚の場合とに分け、

気になる項目に○を付けてください。

お子さんがいらつしやらない方も、いると想定してお答えください。

(まじくいはい)

	あなたご自身の場合	あなたのお子さんの場合
(1) 人柄や性格、価値観	1	2
(2) 学歴	1	2
(3) 職業	1	2
(4) 家柄	1	2
(5) 国籍・民族	1	2
(6) 相手やその家族に障害があるかどうか	1	2
(7) ひとり親家庭かどうか	1	2
(8) 同和地区出身者かどうか	1	2
(9) その他（具体的に） []	1	2

9

問7 家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、

気になる項目に○を付けてください。(○はいくつでも)

1. 物件の価格、交通の便
2. 部屋の間取り、バリアフリー[※]七
3. 近くに幼稚園や保育園、小学校をはじめ、教育施設がある
4. 近くに精神科の病院や障害者施設がある
5. 近くに低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる
6. 近くに外国人の住民が多く住んでいる
7. 近くに同和地区がある

解 說

※ バリアフリー
高齢者や障害のある人が社会生活をしていくうえでの障壁（バリア）を除去すること。最近では、社会的・制度的及び心理的障壁の除去の意味でも使われる。

問8 就職における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。

(きょくはい)

1. 就職の際に、身元調査が行われることは許されない
2. 就職の際、女性に対して、結婚・出産予定の有無を聞くことは、会社の人事業務の一環であっても許されない
3. 外国人は文化や生活習慣の違いから日本社会に不慣れで、日本人と同様の能力が発揮できないという理由から、外国人が日本人より低い待遇を受けることは許されない
4. 企業は、障害のある人を積極的に雇用するべきである
5. 企業も人権の尊重、労働の安全などの社会的責任を負っている

2

問9 家庭での生活場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

1. 女性が家事、育児を受け持ち、男性が妻子を養うという考えは時代遅れである
2. 恋人や配偶者の行動を束縛することや断りなく携帯電話をチェックすることは、プライバシーの観点から問題である
3. 子どものしつけのためであっても、保護者が子どもを叩いてはいけない
4. 認知症等により、行方不明になるおそれのある高齢者を、介護者が近くにいない場合に、身体拘束などの行動制限をして家から出られなくすることは問題である
5. 育児・介護を行うには、家族の意識だけではなく、勤め先の労働環境（休暇・休業制度や職員体制など）の整備が必要である

問10 学校における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

1. 校則により、児童生徒の髪形や服装を規定することは、学校での集団生活の規律と生徒の自律を促すため必要である
2. 教員が児童生徒の頬を叩くことは、たとえ指導のためであっても許されない
3. 児童生徒の生活習慣の確立や、健全育成を促すため、教員は家庭での教育などについて指導・助言することが必要な場合もある
4. 障害のある児童生徒も障害のない児童生徒と共に学べる場がある方がよい
5. 学校はいじめの兆候をいち早く把握し、いじめの未然防止等に努める必要があり、軽微ないじめも見逃さず、解決しなければならない

問11 職場における場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

1. 能力があるのに、女性であることを理由に、昇給や昇進などの待遇が異なることは許されない
2. コミュニケーションのために、上司が部下に対してプライベートなことを聞くことは、許されない
3. 仕事ができるのに、障害があることのみにより、仕事の内容が制限されてしまうのは許されない
4. HIV感染^{※1}を理由に社員・職員を解雇することは許されない
5. 育児や介護のための職場の休暇制度は、ワーク・ライフ・バランス^{※2}の実現のためには欠かせない制度であり、取得を拒否することは許されない

解 説

※1 HIV	HIVとは「ヒト免疫不全ウイルス」のことで、感染し体内でHIVが増殖するとエイズ(後天性免疫不全症候群)を発症する。感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られ、感染力が弱いため、日常生活において感染することはない。しかし、誤った認識による差別・偏見により施設への入所拒否や就業拒否などの問題がある。
※2 ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。



問 12 社会での生活場面について、そうだと思うものに○を付けてください。
(○はいくつでも)

1. ホテルや旅館が、H I V陽性者やハンセン病回復者^{※1}などの宿泊を断ることは許されない
2. 事業者側の事情で、外国人に対して、店や施設の利用など、サービスの提供を拒否することは許されない
3. 知人が同和地区出身者であるということを知り、付合いを避けるのは問題である
4. 文化や生活習慣の違いを理由に、外国人のマンション等への入居を拒否することは許されない
5. 公共施設等でのバリアフリーやユニバーサルデザイン^{※2}への対応は、今すぐに取り組むべき優先課題である
6. 犯罪被害者や家族等は、犯罪による直接的被害だけでなく、軌跡^{レコルト}なマスコミ報道等による二次的な被害にも苦しんでいるため、社会全体で支える必要がある
7. ホームレスであることを理由に、アパートなどで入居を拒否することや、施設などでのサービス拒否、診療拒否などは問題である

解 説

※1 ハンセン病回復者	ハンセン病とは、細菌の一種であるらい菌による慢性の感染症であり、かつては、感染力の強い病気であったとか、不治の病であるなどの間違った認識により、患者が強制的に隔離されるなどの差別を助けた。現在では治療法が確立し、遺伝病でないことも判明している。 「ハンセン病回復者」とは、かつてハンセン病に感染していたが完治した人のことを指す。
※2 ユニバーサルデザイン	製品、設備、施設、建築物、その他の工作物をすべての人にとってできる限り利用しやすいとしたデザイン。

現代社会における新たな問題について

問 13 インターネットに関する問題について、そうだと思うものに○を付けてください。(○は3つまで)

1. 差別的な表現などは、それが誰に対する表現なのかを周知から特定できない程度であっても、許されない
2. 重大な犯罪を犯した未成年者の実名や顔写真をインターネット上で公開することは許されない
3. 個人への誹謗中傷^{ひぼうちゅうしょう}などは、一度インターネット上の電子掲示板等に掲載されれば、以後の回復は非常に困難となるので、罰則を強化すべきだ
4. インターネットによる被害を根絶することも重要であるが、人権侵害を受けた人に対する相談体制を充実する必要がある

問 14 障害者に関する問題や考え方について、どのように思いますか。
(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらか と思う	どちらか と思う	どちらか と思う	そう 思わない	分から ない
(1) 施設の管理者が、「安全の確保」を理由に、耳の不自由な人の利用には「聞こえる人の付添い」を条件とすることは、「差別」に当たる	1	2	3	4	5	
(2) 障害者への配慮は、多数の障害者に共通するバリアを取り除くための配慮をすればよく、障害者一人一人の配慮の申出に応じることは、やり過ぎと思う	1	2	3	4	5	
(3) 障害者が暮らしやすい社会こそが健康者も暮らしやすい社会である	1	2	3	4	5	

解 説

障害者差別解消法には以下ことが定められています。 障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。 【例】 ・「障害がある」という理由だけでスポーツクラブの入会を断る ・盲導犬の同伴を理由に飲食店への入店を断る ・障害のある人に対してのみ、支援者の付添いを拒否の条件とする 「法的義務」行政機関等、事業者	
不当な差別的取扱い	様々な場面でも、障害のある人から何らかの差別的説明があった場合に、「社会的障壁」(バリア)を取り除くために必要となる配慮。 【例】 ・目の不自由な人に書類を渡すときに、内容を読み上げる又は大きな文字にする ・耳の不自由な人の対応の際に、手話や筆談で応じる ・知的障害のある人への説明の際に、分かりやすい言葉を選ぶ 「法的義務」行政機関等 「努力義務」事業者
合理的配慮	障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を送るうえで支障となるもので、利用しにくい施設や制度、障害のある人の存在を認識しない習慣、障害に対する偏見など。 なお、障害の種類、程度等により、また、同じ種類でも、その人の特性や事情によって、一人一人障壁となることは異なります。
社会的障壁	

問 15 LGBT等の性的少数者(セクシュアルマイノリティ)に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。当てはまるものに○を付けてください。(○は3つまで)

1. 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること
2. 就職・職場で不利な扱いを受けること
3. 差別的な言動をされること
4. アパート等への入居を拒否されること
5. 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること
6. じろじろ見られたり、避けられたりすること
7. その他(具体的に：)
8. 特にない
9. 分からない

解 説

LGBT等の性的少数者	「LGBT」とは、以下の語文字を組み合わせた言葉で、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つ L レズビアン(Lesbian)・・・女性の同性愛者 G ゲイ(Gay)・・・男性の同性愛者 B バイセクシュアル(Bisexual)・・・両性愛者 T トランスジェンダー(Transgender)・・・「心の性」と「身体の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を抱く人(「身体の性」が男性で「心の性」が女性、など)。 性的少数者には、LGBTの方以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、様々な人がいる。
-------------	---

人権侵害と相談・救済について

問 16 この5年間(平成25年から今現在)自分の人権が侵害されたと思われる
たことがありますか。(○は1つ)

1. ある ⇒ 問16-1, 問16-2へ
2. ない ⇒ 問17へ

問 16-1 問 16 で「1. ある」と回答された方にお伺いします。
 それはどのような内容でしたか。(○は1つ)

1. 病院、施設などにおける虐待
2. ドメスティック・バイオレンス
3. 公務員による不当な扱い
4. 学校などにおける体罰、いじめなど
5. ストーカー
6. 職場などにおけるいじめ、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなど
7. 性別による差別的な扱いや言動
8. 性的指向^{※1}、性自認^{※2}による差別的な扱いや言動
9. 出身地による差別的な扱いや言動
0. 国籍による差別的な扱いや言動
1. 障害などによる差別的な扱いや言動
2. あらぬ噂やかげ口などによる名誉・信用の侵害
3. フライバシーの侵害
4. その他（具体的に……）

2008

※1 性的指向	どのような性別の人を好きになるかを表す言葉。
※2 性自認	自分の性をどのように認識しているのか、ということ。「心の性」とも言われる。

問 16-2 問 16で「1. ある」と回答された方にお伺いします。

その時だれに相談されましたか。また、相談された方〔「11」,「12」
以外を選択した方〕は、最も役に立ったと思われるものは何でしたか。
(当てはまるものすべてに○、最も役に立ったものは番号を記入)

- 相談先（当てはまるものすべてに○）

1. 家族や親戚
2. 友人・知人
3. 学校や職場
4. 法務局
5. 人権擁護委員
6. 市役所や区役所
7. 弁護士
8. 警察
9. 専門機関（支援センターや児童相談所など）
10. NPO など民間団体
11. 相談していない（黙って我慢した）
12. 相談していない（自分で対処した）
13. その他（具体的に）

最も役に立ったもの（番号を1つ記入）

問 17 次の(1)～(7)の人権を守るための制度などについて、知っていますか。
(○はそれぞれ1つ)

	知っている	知らない
(1) 法務局※1による相談や救済措置	1	2
(2) 人権擁護委員※2による相談	1	2
(3) 市役所や区役所が実施する法律相談	1	2
(4) 専門機関（児童福祉センターなど）による相談	1	2
(5) 警察による総合相談電話	1	2
(6) 弁護士会による法律相談	1	2
(7) NPOなど民間団体による相談※3	1	2

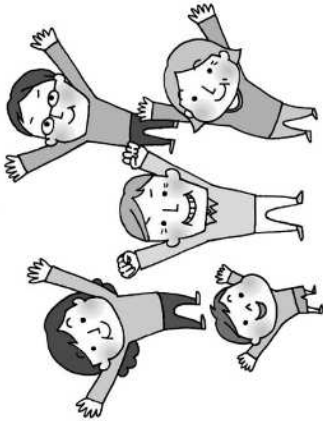
解 説

※1 法務局 (地方法務局)	国民の基本的人権を擁護するため、人権侵害事件の調査・ 処理、人権相談、人権尊重思想の啓発活動などに関する事務を 行っている。
※2 人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を駆け問題解決の お手伝いや救済のための活動を行う。また、人権の考えを広める 活動をしているボランティア。
※3 NPOによる 相談事業	女性や子ども、外国人など、様々な分野で困っている人に 対し、NPO法人などの民間団体が相談窓口を開設している (例：「いのちの電話」など)。

問 18 人権侵害に対する相談や救済に関する次の事項について、
必要だと思うものに○を付けてください。(○は3つまで)

1. 相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度・サービスを充実する
2. 新たな相談・救済体制を整備し、周知する
3. 人権を侵害した者に対する啓発活動を充実する
4. 人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う
5. 人権が侵害されたときの対応の仕方を学ぶ機会を増やす

調査は以上です。
貴重なご意見をありがとうございました！
最後に、あなたご自身のことについて
お聞かせください。



あなたご自身のことをお聞きします。該当するものに○を付けてください。

☐ 性別をお書きください。

☐ 年齢を選んでください。

1. 18 歳, 19 歳

2. 20 歳~29 歳

3. 30 歳~39 歳

4. 40 歳~49 歳

5. 50 歳~59 歳

6. 60 歳~69 歳

7. 70 歳~79 歳

8. 80 歳以上

☐ 人権に関して、思うこと、伝えたいこと等があれば、ご自由に記入してください。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

このアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに
11月15日（木）までに郵便ポストにご投函ください。

人権に関する市民意識調査 報告書

[発行] 平成31年3月

京都市 文化市民局 くらし安全推進部 人権文化推進課

TEL: 075-366-0322 FAX: 075-366-0139

〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル8階



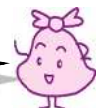
京都市
CITY OF KYOTO

京都市はSDGsを支援しています。



2030年に向けて
世界が定めた
「持続可能な開発目標」です

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



(京都市印刷物第303240号)